

14. 5-770



1200501218593

1.5

70

×
複
写



始



工407

昭和拾七年版

45

770

自動車年鑑

工業日報新聞社



臨戦へ備へは完し國産いすゞ



ダイハツ自動車工業株式会社

東京 東品川

この威力...この成果

大東亞に布く完璧の輸送陣

伸びゆく日本の科学の力は、今や完全に第三國依存から脱却した。

新 **ニッサン** 180型は東亞の大地に快調を續ける國産の威力だ。

見よ、北に南に大東亞共榮圈を縦

横に驚進する逞しき

雄姿を！



東京 日産自動車販賣株式会社・丸の内



皇紀二千六百二年版

自動車年鑑

工業日日新聞社藏版



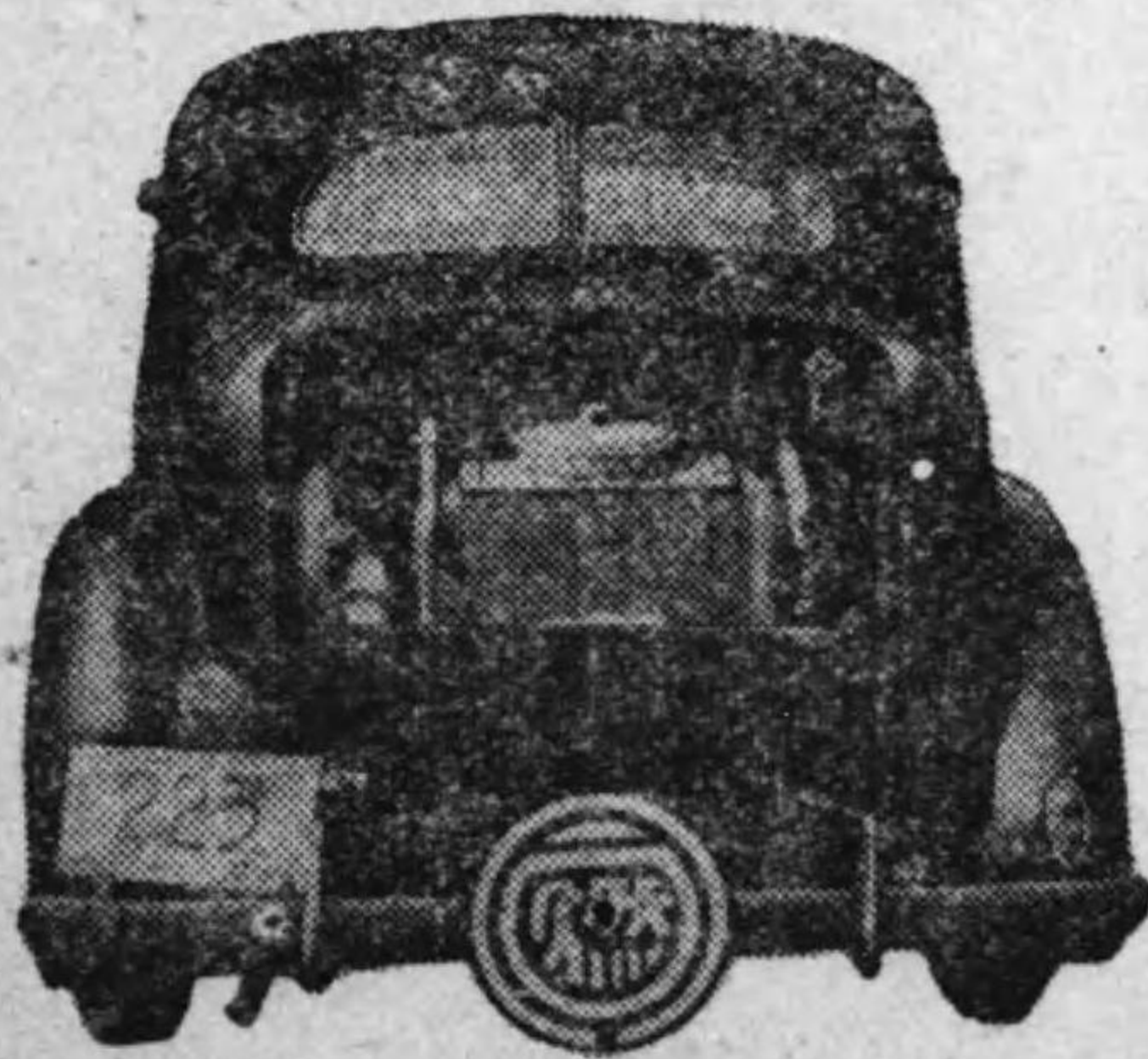
日燃の 標準瓦斯發生爐

優美・堅牢・取扱簡便

その性能に於ても能率的眞の國策型
として定評を受けて居ります.....

營業種目

大型自動車用(乗用・貨物・乗合型)	小型三輪・四輪自動車用(乗用・貨物型)
日燃式コーライト瓦斯發生爐裝置	日燃式A.C.I各種瓦斯發生爐裝置
日燃式石炭瓦斯發生爐裝置	中央式双立A型木炭瓦斯發生爐裝置
日燃式木炭瓦斯發生爐裝置	東亞式D型木炭瓦斯發生爐裝置
陸式日燃型薪瓦斯發生爐裝置	津田式乗用型木炭瓦斯發生爐裝置



日本燃料機合同株式會社

東京市京橋区木挽町七丁目七番地

電話銀座(57)3683・4094・4095・6349・2732・0904・8448

昭和十七年略曆

神武天皇即位元紀二千六百二年
陽曆一千九百二十年
明治元治元年正元以來三十一年
明治元治元年正元以來三十一年



西曆紀元
一九四二年

陽曆二四六九十一

元始祭	一月一日	大正天皇祭	三月六日
新年宴會	一月五日	神武天皇祭	三月十日
紀元節	二月十一日	海軍記念日	三月十日
春季皇靈祭	三月三日	明治神宮祭	十一月三日
神武天皇祭	三月三日	靖國神社祭	十月二十三日
天長節	四月三日		
秋季皇靈祭	九月三日		
神嘗祭	十月十七日		
明治節	十一月三日		
新嘗祭	十一月三日		
大正天皇祭	三月六日		
地久節	三月六日		
陸軍記念日	三月十日		
海軍記念日	三月十日		
明治神宮祭	十一月三日		
靖國神社祭	十月二十三日		

陽曆一三五七八十三

冬至	十二月二十二日	芒種	五月二十一日
大雪	十二月七日	夏至	六月二十一日
小雪	十一月二十二日	小暑	七月二十三日
立冬	十一月七日	立秋	八月二十三日
霜降	十月二十三日	白露	九月二十三日
寒露	十月七日	秋分	九月二十三日
小雪	十一月二十二日	寒露	十月七日
大雪	十二月七日	霜降	十月二十三日
冬至	十二月二十二日	大雪	十二月七日

節分	二月三日	節分	二月三日
八十八夜	五月二日	八十八夜	五月二日
半夏生	七月二日	半夏生	七月二日
二百十日	九月十一日	二百十日	九月十一日
二百廿日	九月廿一日	二百廿日	九月廿一日
彼岸	三月十八日	彼岸	三月十八日
土用	三月十八日	土用	三月十八日
土用	三月十八日	土用	三月十八日
土用	三月十八日	土用	三月十八日
土用	三月十八日	土用	三月十八日

孔子祭	四月廿六日	孔子祭	四月廿六日
端午節	五月五日	端午節	五月五日
昇天節	五月十四日	昇天節	五月十四日
時祭	六月十四日	時祭	六月十四日
支那事變記念日	七月七日	支那事變記念日	七月七日
七夕祭	七月七日	七夕祭	七月七日
草花祭	七月十五日	草花祭	七月十五日
大震記念日	九月一日	大震記念日	九月一日
二十六夜待	九月六日	二十六夜待	九月六日
乃木祭	九月十四日	乃木祭	九月十四日
中秋名月	九月十五日	中秋名月	九月十五日
日蓮宗會式	十月二日	日蓮宗會式	十月二日
後の市	十月十日	後の市	十月十日
七五三祝	十一月十五日	七五三祝	十一月十五日
官廳御用納	十二月十五日	官廳御用納	十二月十五日

1月	3日	7月	28日
2月	1日	8月	26日
3月	3日	9月	24日
4月	1日	10月	24日
5月	1日	11月	23日
6月	30日	12月	23日
7月	28日		

營業種目

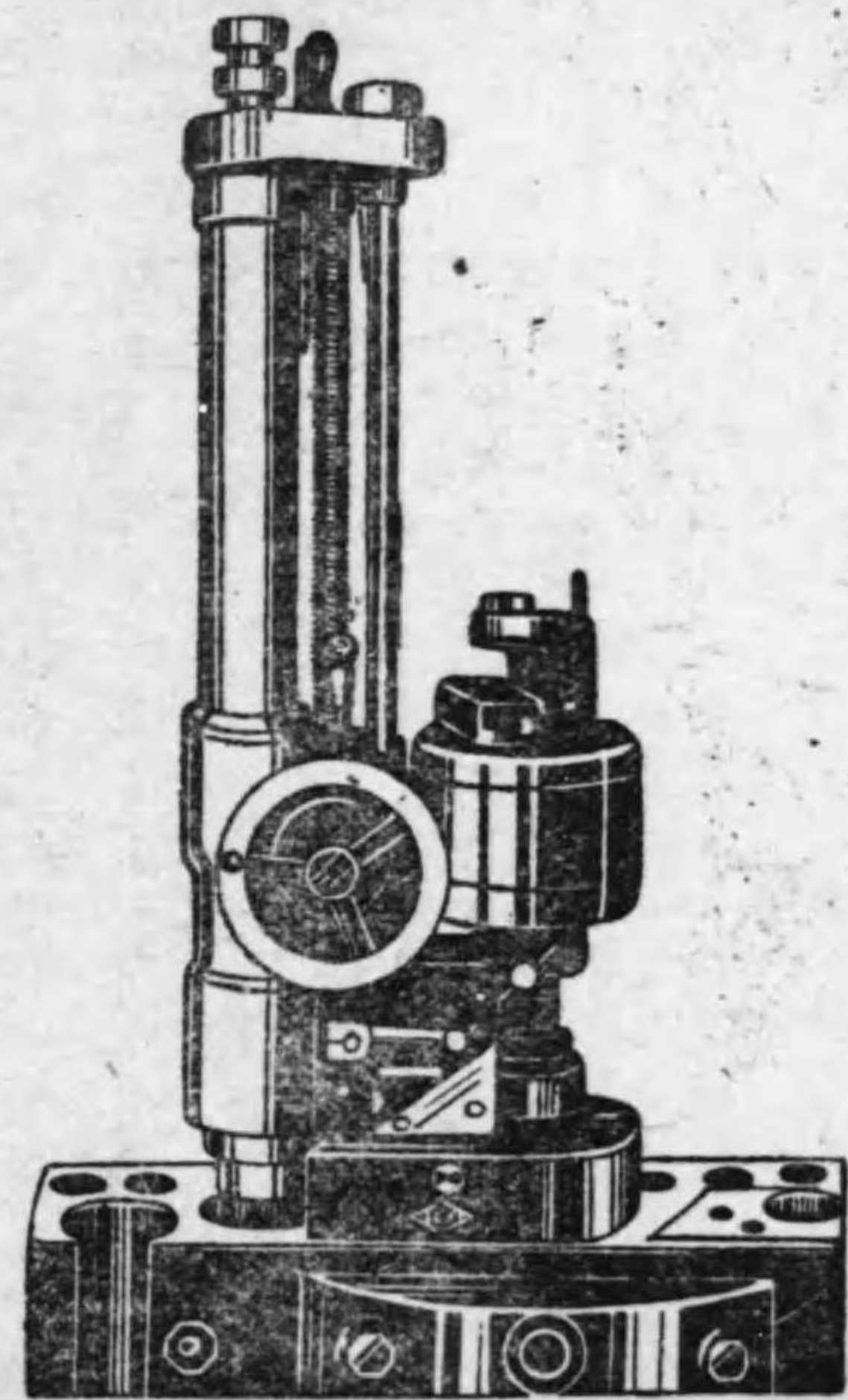
各種ガソリン機關
特殊型、中型、乗用自動車
外製製造販賣

日本内燃機株式會社

- 本社 東京市蒲田區古市町一七七
- 大森工場 東京市大森區大森三ノ五八
- 京橋出張所 東京市京橋區寶町三ノ二ノ二
- 大阪出張所 大阪市北區西堀川二十七

社長 寺田甚吉
専務 又木周夫
常務 蒔田鐵司

斯界の最高標準品



精度 シルバーボールマシン 第一位



安全自動車工業株式會社

本社 東京市赤坂区俣馬町三丁目
支店 大阪・名古屋・横浜・金沢・千葉
工場 代々木・深川・芝浦・鶴見

自動車・航空機内燃機用精密機械工具

自動車修理工場試備品・各種電気試験機

國産車及外國車用各種部品並附屬品

(商工省認定優良自動車部品工場)

製造販賣

直輸出

緒

言

近代戦に、産業の開発に、自動車工業の消長は、直接間接に多大の影響を及ぼすことは論を俟たない、昭和十六年に於ける世界情勢は、青史に見ざるところの決戦體制下に置かれ、爲めに産業界への波及は甚大なるものがあり、中には操業の短縮、或ひは相當の犠牲を免れなかつたもの尠しとしない。

然るに我が自動車工業は寧ろ生産力の擴充と質的、技術的向上が圖られた。之れは勿論國家の要請にもあるが、官民の撓まざる努力の賜に他ならず、邦家の爲め洵に慶賀の至りである。

本社は此の相貌を記録し、以て江湖の指針となすべく、茲に『自動車年鑑』昭和十七年版を刊行した。使命の幾干かを果し得れば幸甚である。本年鑑編纂に當り、絶大の御援助を賜つた各位に對し、滿腔の謝意を表する次第である。

昭和十六年末

工業日日新聞社

年鑑編纂局識

エンジンパイヤ自動車株式會社

東京市日本橋區吳服橋通

電話 (24) 六一六〇一—(5)
日本橋 (24) 五三二八・四〇四一

凡 例

- 一、本年鑑に採録した諸事項は各官公署、團體、組合、協會、營業者の調査、報告と諸外國の主要新聞雜誌の報告、並に本社が直接調査した資料に據るもので、各資料には各々その出所を明記した。
- 一、資料の配列順序は年次に従ひ最近年度の事象を明細に集録した。何年とあるは曆年を指し、何年度とあるは會計年度又は事業年度を指す。
- 一、外國地名又は外國名稱は官公署調査のものはそれに従ひ、それ以上の調査にかかるものは、つとめて標準用語に従ひ片假名を以つて表はした。
- 一、國產車に關しては近時その發展著しきに鑑み、特にこれが資料の蒐集には意を用ひたが發達途上にある斯業の統計的資料は軍機に關するもの多くこれが明表することを得なかつたものが多い。殊に燃料、運輸、車輛、貿易、道路に關する諸統計は發表し得なかつたもの多く従て數字も差支ない程度までの發表にとどめその範圍内に於て細密の蒐集を行つた。

新製品

チオナイト電線(特殊耐油護膜線)
ニースライト電線
モエナイト電線(難燃性護膜線)
超高壓用油入式電線
古河C合金線

古河水道用合金鉛管
古河電熱線及抵抗線
ダイキヤスチングス(銅合金其他)
古河耐磨耗性パンピス及パンプレート
古河磁性合金板



古河電氣工業株式會社

本社 東京丸ノ内

營業主要品目

電線・電纜
銅・眞鍮製品
輕合金製品
蓄電池

販賣店

大阪 名古屋 門司
仙臺 札幌 京城
及 北 大連 上海
出張所 新 京 奉天 哈爾濱

昭和十七年 自動車年鑑 目次

要目

- 緒言
- 年鑑グラフ
- 業界年略史
- 凡例
- ◇官制◇生産◇車輛◇小型◇代燃車◇燃料◇價格◇鐵道
- 軌道◇道路◇運輸◇交通施設◇交通統制◇税金◇保險◇
- 從業員◇教育機關◇文獻◇關係團體◇滿洲支那◇法規

內容細目

官制

- 宮内省官制.....一
- 宮内省分廳規程.....一
- 陸軍省官制改正.....二
- 陸軍機甲本部令.....三
- 陸軍機甲本部業務分掌規程.....三
- 陸軍技術本部令.....四
- 陸軍技術本部業務分掌規程.....四
- 陸軍兵器廠令.....四
- 陸軍造兵廠令.....四
- 陸軍自動車學校令.....五
- 商工省官制.....七
- 商工省分廳規程改正.....七
- 鐵道省官制.....九
- 鐵道省分廳規程.....九
- 省警自動車委員會規程.....〇
- 交通事業調整委員會官制.....二
- 內務省官制.....二
- 內務省分廳規程.....三
- 海陸管理職員制.....三

警備官制.....一四
警視廳職務規則.....一五

生産

本邦の自動車生産界.....一
世界の自動車生産界.....一
アメリカの生産界.....一
合衆國州別乗用車及貨物自動車登録数.....二
合衆國州別乗用車登録数.....二
主要各國の自動車界.....六
▽伊太利▽英吉利西▽佛蘭西▽ソ聯▽獨逸
世界自動車生産高及輸出高.....一
各國の自動車登録高及一乘當人口數.....二
世界各國に於ける各種自動車登録數.....三
最近八ヶ年に於ける世界自動車
登録數.....三
アメリカ自動車登録數年表.....三
ヂーゼル自動車工業會社誕生.....三
自裝法施行規則改正車輪工許可會
社指定.....三
自動車技術委員會.....三
ニッサン一八〇形製造.....三
トヨタ四米シャシー.....三

組合中央金庫へ加入.....一五

小型自動車

概説.....一
二輪、三輪標準車.....一
小型自動車部分品工業整備.....一
小型代用燃料専用自動車.....三

代用燃料車

代用燃料自動車の大勢.....一
壓縮及液化瓦斯の貯蔵取縮緩和.....一
石炭自動車.....一
自動車用石炭供給圓滑化.....二
一月當石炭消費.....二
石油代用燃料使用装置獎勵會付規則改正.....二
代用燃料使用装置獎勵金交付有資格者.....三
十六年度代燃車普及方針各地方廳へ通牒.....四
燃料局長官、監督局長連名通牒.....五
瓦斯用木炭統制規則.....六
▽瓦斯用木炭統制規則關係告示.....七
日本瓦斯用木炭會社創立.....七
代燃行政事務簡易化.....七

車輛

代用燃料専用自動車試作分野決定.....一三
貨物自動車用荷臺構造統一.....一四
乗合自動車車體の構造統一.....一四
貨物自動車運轉機構構造統一.....一四
自動車用新興資材確保方策.....一四
優良自動車部分品及自動車材料.....一五
自動車部分品工業根本的整備に乘出す.....一五
自動車部分品工業整備要綱.....一五
電氣自動車.....一五
自動車軸受生産分野.....一五
自動車塗料原色確保.....一五
自動車研究所.....一六
自動車統制會.....一六

特設消防機器具.....一〇
本邦交通道路車輛調査表.....一一
空氣入輪のコンクリート舗裝上に於ける壓力度.....一二
各種輪帶の路面に及ぼす壓力度の比.....一二
車輪の牽引抵抗.....一二
輪帶の路面に及ぼす水平剪力.....一二
牽引抵抗と路面の凹凸との關係.....一三
衝擊示數と路面凹凸との關係.....一五
ガソリン消費量.....一五
輪帶の磨耗.....一六
交通車輛に依る路面振動.....一七
噪音問題.....一七
自動車經費.....一八
自動車運轉費.....一九
中型乗用車機構.....一九
自動車修理加工業裝備自動車修理用部分品配給統制規則制定.....二一
中間鋼製自動車用重板製造販賣共に禁止.....二三
自動車タイヤチニブ(統)印刷止.....二三
小型自動車用タイヤチニブ配給統制.....二四
▽東京府自動車用小型タイヤチニブ配給統制要綱.....二四
自動車運送事業組合及聯合會も商工.....二五

小型代用燃料機種類.....一八

日石自動車用瓦斯供給.....一九
高壓瓦斯機關工業創立.....一九
代燃獎勵金交付中止.....一九
トラック五割代燃化.....二〇
代用燃料使用装置統制規則公布.....二一
新車代燃事務取扱.....二二
アルコール自動車.....二三
代用燃料専用自動車.....二三
アセチレン自動車性能試験.....二三
世界の代燃料界.....二四

燃料

ドイツの液化瓦斯自動車燃費增加.....二四
ドイツの自動車改造補助金.....二四
ツの新自動車マイタリアマオランダ.....二五
ベルギーマデンマルクの新自動車.....二五
概説.....二五
世界の石油界.....二五
世界原油産額.....二五
世界の石油製品消費量.....二五
▽列強に於ける軍事上石油消費量.....二五
最近五ヶ年間の世界原油産額.....二五

合衆國原油産額.....一〇

合衆國の石油輸出.....一一
イギリス石油消費規正強化.....一二
ソヴェットの石油事業.....一二
メキシコの一九四〇年度石油輸出.....一三
カナダ増産.....一四
オーストラリアの掘鑿狀態.....一四
ルーマニア原油産額減退.....一四
米國石油輸出許可制.....一四
▽石油輸出統制規程表公布.....一五
本邦石油界の動向.....一五
▽人造石油事業法改正▽帝燃會社法改正▽帝國石油株式會社法設定.....一五
▽鑛業法中改正法律施行▽科學審議會燃料類答申案▽人造石油官有特許權帝燃に統轄無償公開▽日石と小倉合併▽石油業の整理統合▽アルコール混入率二〇%に變更▽石油保有補助金▽石油副期的消費規正▽揮發油及重油販賣取締規則改正▽石油下部配給機構整備.....一五

價格

概説.....一

目次

貨物自動車シャシー販売価格指定……………一
 ヲトヨタ貨物自動車運轉業販売価格……………四
 いすゞ貨物自動車シャシー販売価格……………四
 自動車用軸受販売価格……………四
 貨物自動車各種最高販売価格……………五
 自動車用タイヤバルブ販売価格……………七
 自動車用、自動三輪車用、自動二輪車用蓄電池公債……………八
 愛知縣中古自動車公定價格……………八
 ヲフォードワゴンコンゼフアールズモビルマインビリアルマホスチュードベーカーマオースチンマナツシユマプリムスマクライストライマダツヂマデソットマビウイックマキデヤラツクマラサイルマバツカドマハドソンテラブレナムベントウいすゞマダイヤモンドマステークワッドマニツサンマトヨタマウキルスマオベルマルノウ……………二二
 東京府中古自動車協定價格……………二二
 ヲフォードママーキユリマシボレーマプリムスマダツヂブラザーマオールズマハドソンマテ

ラブレナムボンテアツクマデソットマオーバンマハツプモビルマグラハムベーチマクライスライマスチュードベーカーマオースチンマナツシユマラフアイエツトマラサイルマビウイックマバツカドマカデラツクマワゴンマゼフアーマリンカンマニツサンマトヨタマ日光マベビーフォードマオースチンママルノーマランシヤーマモリスマシトロエンマボクゾールマフイアットママセデスペンツマオベルマアドラーマBMWマ貨物自動車マフオードマシボレーマダツヂブラザーママフアーマゴーマダイヤマニツドマフエデラルマレオマモンテドマベーカーマインマタナシヨナルマオールズマ聖マヌウワッドマインマデアナムベツトマフォードマニツサンマトヨタマ乗合自動車マダイヤモンドマフォードマシボレーマフエデラルマレオマダツヂブラザースマフアーマ

交通運輸用綿製雨覆販売価格……………五四
 自動車修理用部分品暫定價格……………五五
 世界軍要都市の揮發油小賣値段……………五五
 旅客自動車運送事業者の資産評價基準……………五九
 自動車用タイヤ及チューブ販売價格……………五九
 ニツサン、トヨタ乗用車ダットサン最高販売價格……………六〇
 自動車用方向指示器及同部分品最高販売價格……………六一
 ニツサン、トヨタ自動車部分品最高販売價格……………六一
 鐵道・軌道……………四
 國有鐵道營業料表……………一
 國有地方私設鐵道軌道調査……………四
 ヲ内地マ朝鮮マ臺灣マ樺太マ關東州マ滿洲國……………一
 地方鐵道動力別現況表……………六
 軌道動力別現況表……………八
 交通運輸平均速度……………一〇
 急行料金、寢票料金改正……………一
 地方鐵道、軌道の統合状況……………三
 地方鐵道、軌道の調整豫定地區概況……………三

道路

東京—下關間廣敷新幹線……………一四
 道路と自動車の關係……………一
 世界の自動車道路……………一
 東京新瀨間自動車道路……………五
 世界主要道路哩數及び道路一哩當り自動車臺數……………五
 道路延長地方別……………二
 東京市より各地方廳所在地に至る里程……………四
 國道路線別(附細別一覽)……………七
 自動車道……………七
 柔道事業……………六
 道路舗裝計畫……………六
 東京臨海間自動車専用道路……………六
 第二京濱國道……………六
 運輸……………一
 自動車運轉事業概況……………一
 旅客自動車運轉事業推移表……………二
 旅客自動車運轉事業營業形態別業者數の推移……………四

旅客自動車之輛別事業業者數……………五
 營業形態、貨物自動車運轉事業……………五
 省營自動車……………七
 省營自動車既設線一覽……………七
 省營自動車營業範圍……………一〇
 省營自動車運轉成績表……………一〇
 乘合自動車業者府縣別車輛數……………一三
 全國乘合自動車業者別統計表……………一四
 運輸機關別貨客別運送量及收入調……………一五
 世界乘合自動車總數……………一六
 大東京市内交通量……………一七
 大東京市内交通機關別總乘客數……………一八
 大東京市内交通機關別乘客數一日平均……………一九
 大東京市内交通機關別乘車料收入……………一九
 大東京市内交通機關別乘車料一日平均……………二〇
 大東京市内交通機關別一人一回當乘車料金……………二一
 大東京と近郊に於ける一日の交通量調……………二一
 東京市バスと社線連絡運輸制度……………二三
 ガソリン消費規正實施後に於ける旅客自動車運轉事業調整件數調……………二四
 旅客自動車運轉事業のガソリン規正影響調……………二五
 倫敦旅客運輸營業成績……………二五
 倫敦運輸局運輸狀況……………二六

府縣別貨物自動車運送事業者數……………二七
 貨物自動車を使用する小運送業者數……………二七
 無軌道電車による運輸事業……………二八
 自動車交通事業法の制定……………二八
 輸送統制實施と貨物自動車運賃の改正……………二八
 改正運賃認可標準……………二九
 區域貨物自動車運送事業運賃一走行料制……………三〇
 一日貸切並に時間貸切運賃……………三〇
 旅客自動車に國民更生金の利用……………三一
 交通施設……………一
 概況……………一
 警視廳管下の交通訓練……………一
 クロノプラン……………二
 ローターシステム……………二
 駐車場……………三
 ヲ流し禁止區域内駐車場マ流し禁止區域外駐車場……………三
 信號機……………六
 交通標識……………七
 交通整理規程……………七
 全國交通事故……………九

目次

警視廳管下交通事故.....一三三

交通統制

交通統制の意義.....一

交通統制の目的交通統制の方法

警外國に於ける交通統制.....二

柏林▽倫敦▽パリ▽米國▽フイラデルフィア▽ポストン▽紐育▽ブエノス・アイレス

交通事業調整委員會.....二〇
帝都交通調整の經過.....二二

税金

自動車税の減免.....一

東京府昭和十六年度自動車年税額表.....一

全國府縣自動車税額表.....三

主要國自動車輸入關稅率.....一六

警視廳稅馬力等定表.....一八

各國自動車課稅狀況.....二一

自動車稅發動機燃料稅と國家收入.....二三

イギリス自動車稅收入増加.....二三

保險

概況

自動車保險の種類.....一

本邦自動車保險會社.....一

自動車保險料.....二

自動車保險契約の概要.....二

自動車保險約款.....三

自動車保險事業成績.....七

從業員

自動車運轉免許交付試驗制度の動向

▽就業免許の廢止▽繼續免許の廢止▽五ヶ年毎の檢閲制度▽出

征者に對する取扱▽構造試驗の呼稱改正▽法規試驗問題の動向

▽志願者の増加と年齢▽學科試驗の呼稱改正▽法規試驗實地試驗合格者▽實地試驗用車輛▽國民登錄制

度省營自動車從業員採用試驗規定.....二

▽省營自動車運轉手採用規定▽省營自動車々業採用規定

全國自動車運轉免許者數.....三

全國運轉免許志願者數.....四

勞務手帳法の實施.....六

▽指定事業▽指定從業者從業員被服の配給.....七

昭和十一年中の災害扶助法施行調.....八

昭和十一年中扶助金額調.....九

業務上の罹病者及扶助金額調.....九

勞働者災害扶助法令要旨.....二

自動車從業員待遇.....二

高速度交通機關の犯罪定率.....一五

教育機關

官立自動車學校及公立學校自動車科.....一

全國自動車學校及教習所.....一

自動車研究會並に俱樂部.....二

諸學校自動車部.....二

東京學生自動車聯盟.....三

關西學生自動車聯盟.....三

技術證明書發行認可自動車學校並教習所.....四

運轉免許證所持者の注意事項.....五

文獻

自動車出版界展覧.....一

日刊新聞.....一

新聞及通信.....一

月刊雜誌.....二

受驗參考書.....三

單行本.....三

自動車關係團體

主要自動車關係工業組合.....一

自動車修理加工工業組合.....一

自動車タイヤ商業組合.....二

貨物自動車運送事業組合.....三

乗合自動車運送事業組合.....四

旅客自動車運送事業組合.....六

東京府貨物自動車統制會社.....六

帝都旅客自動車統制會社.....二

其の他の團體.....二五

滿洲・支那

滿洲移駐自動車修理工場.....一

滿洲向修理部品取扱要綱.....一

滿洲自動車會社デイズル車試驗.....二

滿洲自動車安東工場.....二

滿鐵撫順官石増産策.....二

吉林石油會社増資決定.....二

滿洲石油工業會社解散.....二

支那向修理部品取扱要綱.....三

北支石油協會設立.....三

上海の揮發油供給狀態.....三

關係法令

自動車製造事業法.....一

自動車製造事業法施行令.....一

自動車運送事業法施行細則.....二

自動車修理用部分品配給統制規則.....四

石油資源開發法.....九

石油資源開發法施行規則.....九

帝國石油株式會社法.....一〇

帝國石油株式會社法施行令.....一〇

人造石油製造事業法.....一五

人造石油製造事業法施行令.....一五

人造石油製造事業法施行令.....一五

人造石油製造事業法施行規則.....一五

人造石油製造事業法施行規則.....一五

帝國燃料興業株式會社法.....一八

石油配給統制規則.....二一

石油販賣取締規則.....二二

揮發油及アルコール混用法施行令.....二五

揮發油及アルコール混用法施行規則.....二七

揮發油にアルコールを混用すべき割合.....二九

石油代用燃料使用裝置性能試驗規則.....二九

石油代用燃料使用裝置統制規則.....二九

石油代用燃料使用裝置設置檢査金交付規則.....四一

瓦斯用木炭統制規則.....四二

自動車交通事業法.....四二

自動車交通事業法施行令.....四二

自動車運送事業組合令.....四二

自動車運送事業法施行規則.....四二

自動車交通事業法第三十五條の規定により檢査委任に關する件.....九一

自動車交通事業法施行に關し取據方に關する件.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

旅客自動車運送事業法施行規則.....九三

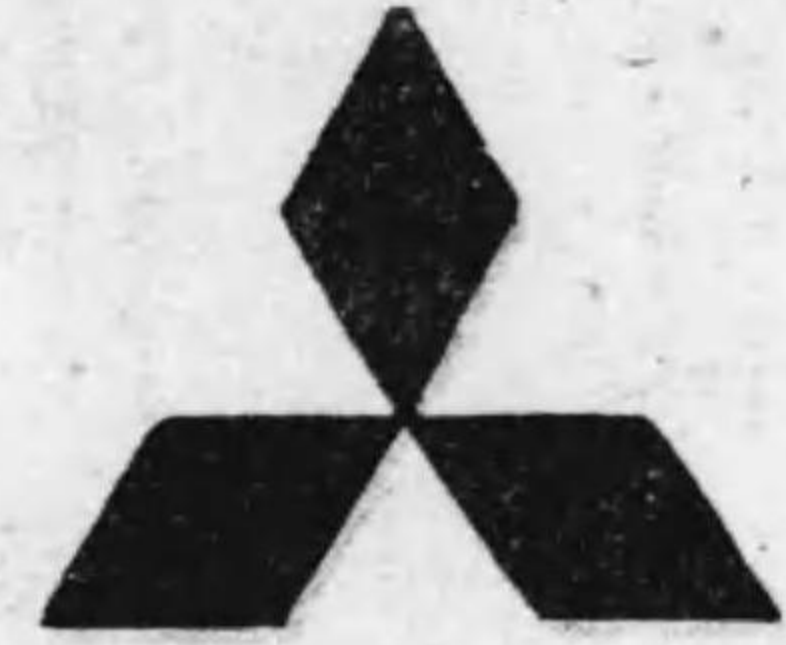
旅客自動車運送事業法施行規則.....九三



式會發會制統車動自の催開にルテホ國帝末年六十は(上)【明現眞寫】

衆觀の内場會展工自(下)景前場會會覽展大業工車動自催主社本(中)

の規定に依る車體規格に關する件	九九	軍用自動車検査規則	一三三
旅客自動車、輸事業會計規程	一〇〇	自動車徵發事務細則中改正	一三三
特定旅客自動車、送業規則	一〇一	陸上交通事業調整法	一三四
貨物自動車、送業、輸設備會計規程	一〇三	陸上交通事業調整法施行令	一三六
貨物自動車、送業者補助規則	一〇五	陸上交通事業調整法施行規則	一三六
自動車、送業組合補助規則	一〇七	帝都高速度交通營團法	一四一
旅客自動車、輸事業及區間貨物自動車送業補償規則	一〇八	帝都高速度交通帝都法施行令	一四五
專用自動車遺留規程	一〇九	帝都高速度交通營團法施行規則	一五〇
一般自動車遺留規程	一〇九	帝都高速度交通營團法第四十一條及第五十二條に關する件	一五〇
自動車、送業組合登記取扱手續	一一一	陸運統制令	一五一
自動車交通事業財團抵當登記取扱手續	一一一	陸運統制令施行規則	一五五
續	一一一		
低床式車體の検査並に取扱に關する件	一一四		
自動車取締令	一一六		
自動車の運轉免許及就發免許の特例に關する件	一二五		
自動車取締令第三十七條第四項の規定に依る特殊自動車の種類指定に關する件	一二六		
自動車車庫取締規則	一二六		
軍用自動車検査法	一三一		
軍用自動車検査法施行令	一三一		



自動車用・レールカ一用
ヂーゼル機関

三菱重工業株式会社

東京市麹町区丸の内二ノ四

自動車年鑑廣告索引

東京之部

- (イ) イワト電器製作所……………廣四
- 泉自動車部品工業株式会社……………廣一三
- 市金製作所……………廣一三七
- (ハ) 馬場特約商會……………廣一四〇
- 伴傳商店……………廣一四一
- (ニ) 日産自動車販賣株式会社……………表紙二
- 日本燃料聯合同株式会社……………扉對面
- 日本内燃機株式会社……………廣對
- 日本ダイヤ株式会社……………前付三
- 日本氣化器製作所……………前付五
- 日本發條株式会社……………廣二
- 日本ビストンリング株式会社……………廣一四
- 日本アスベスト株式会社……………廣二一
- 日本油脂株式会社……………廣二三
- 日産火災海上保險株式会社……………廣二四
- 日東鐵工社……………廣一三三
- 日本サツシニ製作所……………廣一三三
- 日本石油株式会社……………表紙三
- (ホ) 平和ゴム商會……………前付七
- (ト) 東京龍野製作所……………前付六
- 東京ガセット株式会社……………前付九
- 東洋ラヂエーター製作所……………廣三
- 東京山田油機製作所……………廣一五
- 東和電機株式会社……………廣一六
- 東京機器工業株式会社……………廣二五
- 東京急行電機株式会社……………廣三二
- 東京急行電機株式会社……………廣一三六
- 德文堂書店……………廣一三八
- 外川製作所……………廣一四九
- 東亜自動車工業株式会社……………廣一六一
- 東洋自動車株式會社……………廣一六五
- 東京自動車常設市場……………廣一六六
- 東京タクシー株式会社……………廣一六七
- 東京多浦電氣株式会社……………表紙三對ウラ
- トヨタ自動車工業株式会社……………表紙三對面
- (チ) ヂーゼル自動車工業株式会社……………表紙二對面
- 知進社書店……………廣一四二
- (オ) 近江屋商店……………廣八
- 近江屋商店……………廣九
- 大河電氣工業所……………廣一〇
- 大塚製作所……………廣二八
- 尾久バルブ製作所……………廣一四三
- 大澤商會……………廣一四五
- 岡野電機製作所……………廣一五七
- 近江屋商店……………廣一六九
- (ワ) 若松製作所……………廣二六
- (カ) 香川商會……………廣三〇
- 堀自動車工業株式会社……………廣一五六
- 川柳商店……………廣一六八
- (コ) 藤澤製鐵株式会社……………前付二
- 吉川嘉信製作所……………廣一一
- 吉川嘉信製作所……………廣一二
- 吉澤製作所……………廣一三五
- (タ) ダンロップ護謨株式会社……………前付四
- 大同金屬鐵處理研究所……………廣一三一
- 大隈造機工業株式会社……………廣一五九
- 竹村商會……………廣一六三

染谷自動車工業株式會社……………廣一〇一
 (ツ) 鶴岡スプリング製作所……………廣一九
 津田自動車工業株式會社……………廣一五四
 (ラ) ライト自動車工業株式會社……………廣二九
 (ヤ) 梁瀬自動車株式會社……………前付一
 山尾商店……………廣一四八
 柳澤電機工業株式會社……………廣一五五
 山口部品製作所……………廣一六八
 (マ) 松崎工業所……………廣一四四
 才麥商會……………廣一六〇
 (フ) 古河電氣工業株式會社……………本文目次對
 プライトアポロ商會……………廣一四六
 二葉屋商店……………廣一四七
 富士商會……………廣一五三
 (ホ) 小島機械製作所……………廣一七
 興亞工業資會社……………廣二〇
 後藤車體製造株式會社……………廣一三九
 (ヘ) エンバイヤ自動車株式會社……………凡例對面
 (テ) 帝國部品株式會社……………廣一五〇
 帝都タクシー株式會社……………廣一六七
 (ア) 安全自動車工業株式會社……………緒言對面
 秋山忠雄商店……………廣二七
 アート輕合金鑄造所……………廣一六二
 (キ) 協和製作所……………廣五
 共同電氣株式會社……………廣六
 木村洋行……………廣一五二
 (ク) 有信商會……………廣一五八
 (ケ) 明治商會……………廣一五一
 (コ) 三菱重工株式會社……………廣目次對
 三菱鋼材株式會社……………廣二二
 三ツ矢電線工業株式會社……………廣三一
 宮原硝子店……………廣一六六
 (シ) 信濃データー工場……………前付八
 車輪工業株式會社……………廣一
 清水商店……………廣七
 日之出石綿工業株式會社……………廣一八
 昭和精機株式會社……………廣一六四
 新京商會……………廣一六九
 大阪之部
 神戸製鋼所……………廣七五
 石産精工株式會社……………廣七六
 高田電池株式會社……………廣七七
 前田車治商店……………廣七八
 田窪鐵工所……………廣七九
 大阪製鋼所……………廣八〇
 昭和造機株式會社……………廣八一
 特殊變壓器株式會社……………廣八二
 大阪車體製造株式會社……………廣八三
 大澤商會……………廣八四
 日本自動車株式會社……………廣八五
 朝日車輛株式會社……………廣八六
 大阪發生機工業所……………廣八七
 福出自動車株式會社……………廣八八
 大同機械工業株式會社……………廣八九
 中島製作所……………廣九〇
 岩山商店……………廣九一
 押谷工業株式會社……………廣九二
 奥村内燃機工作所……………廣九三

名古屋之部

自動車用品洋行……………廣九四
 村ハ工業所……………廣九五
 大阪ボーリング工場……………廣九六
 佐伯商店……………廣九七
 竹内工業所……………廣九八
 竹内工業所……………廣九九
 みつほ自動車製作所……………廣一〇〇
 伊藤鐵工所……………廣一〇一
 三ツ輪機械製作所……………廣一〇二
 指示器製作所……………廣一〇三
 日本自動車株式會社……………廣一〇四
 大空社……………廣一〇五
 三星製作所……………廣一〇六
 林テレンブ店……………廣一〇七
 名古屋トヨタ販賣株式會社……………廣一〇八
 愛知合同車體工業株式會社……………廣一〇九
 三倉商店……………廣一一〇
 今仙電機製作所……………廣一一一
 名古屋車體製造株式會社……………廣一一二
 石坂商店……………廣一一三
 清家秀公……………廣一一四
 大平洋工業株式會社……………廣一一五
 名古屋自動車交換所……………廣一一六
 コクカグライチング商會……………廣一一七
 愛知燃料合同販賣株式會社……………廣一一八

岐阜之部

富士商會……………廣一一九
 宮崎商店……………廣一二三
 木村勝治……………廣一二九
 岐阜トヨタ自動車販賣株式會社……………廣一二〇
 岐阜燃料機販賣株式會社……………廣一二一
 國産燃料機販賣株式會社……………廣一二二
 中國之部
 山口自動車商會……………廣一二四
 山口トヨタ自動車株式會社……………廣一二五
 廣島日産自動車株式會社……………廣一二六

四國之部

香川トヨタ自動車株式會社……………廣九七
 野村産業株式會社……………廣一二七
 四國日産株式會社……………廣一二八

秋田之部

東亞自動車秋田工場……………廣一二九
 秋田代燃會社……………廣一三〇
 秋田合同タタシ株式會社……………廣一三〇

金澤之部

金澤交通株式會社……………廣一七四
 アサヒ自動車商會……………廣一七四

朝鮮之部

安全自動車商會……………廣一七四
 日本自動車株式會社……………廣一七四
 京春鐵道株式會社……………廣四八
 朝鮮運送株式會社……………廣四九
 京城工業社……………廣五〇
 樺本製作所……………廣五一
 共興株式會社……………廣五二
 朝鮮モーター商會……………廣五三
 東洋ニッサン商會……………廣五四
 日本自動車株式會社(清津)……………廣五五
 咸北自動車株式會社……………廣五六
 京城スピード商會……………廣五七
 京城サービス……………廣五八
 東亞交通機材株式會社……………廣五九
 神井館……………廣六〇
 共和自動車運轉株式會社……………廣六一
 南朝鮮興業株式會社……………廣六二
 全南日之出自動車株式會社……………廣六三
 光洲酒造株式會社……………廣六四
 慶尙日産自動車株式會社……………廣六五
 釜山トラック營業事務所……………廣六六
 國境交通株式會社……………廣六七
 京城スプリング製作所……………廣六八

商工省合格 獎勵金付

乗用自動車用・乗合及貨物自動車用

梁瀨式壓縮瓦斯使用装置

梁瀨式液化瓦斯使用装置

製作並 = 販賣

梁瀨自動車工業株式會社

本社 東京市日本橋區通三丁目・電話日本橋(24)3371—6

工場 東京市芝區芝浦一丁目・電話三田(45) 0155—8

瓦斯充填所 同 上

支店 大 阪・名古屋・福 岡

前付……一

滿洲之部

日本自動車株式會社	廣六九	新京商會	廣四四
朝鮮自動車株式會社	廣七〇	五葉商會	廣四四
立石商會	廣七一	安東交通株式會社	廣四五
朝鮮自動車交通協會	廣七一	哈爾濱交通株式會社	廣四六
國產自動車株式會社	廣七二	新京交通株式會社	廣四七
平南自動車株式會社	廣七二	平馬商會	廣四八
朝鮮運送株式會社(大田トラック)	廣七三		
東京自動車興業株式會社	廣七三		
常盤日産自動車株式會社	廣七四		
三南自動車商會	廣七四		
同和自動車工業株式會社	廣三三		
東洋タイヤ工業株式會社	廣三四		
東洋自動車株式會社	廣三五		
株式會社金剛製作所	廣三六		
自動車部分品指定販賣店	廣三七		
新國産自動車株式會社	廣三八		
康繼自動車工場	廣三九		
大連都市交通株式會社	廣四〇		
奉天交通株式會社	廣四一		
日本自動車奉天出張所	廣四二		
豐國自動車株式會社	廣四二		
清水貿易工業株式會社	廣四三		
三共洋行	廣四三		
日本自動車新京出張所	廣四三		

ヨコハマタイヤ

横濱護謨製造株式會社

本社 横濱市鶴見區平安町二丁目
販賣部 東京市芝區田村町五丁目
各販賣店 大阪・名古屋・廣島・札幌
各出張所 仙臺・臺北・京城・北京・上海



日本タイヤ株式會社

取締役社長 石橋正二郎

東京市京橋區京橋二丁目一番地ノ一
電話 六四九三七八番

支店 名古屋・大阪・京城
工場 久留米・横濱

國產氣化器の王座

商工省認定

優良自動車部分品・氣化器・燃料ポンプ・空氣清淨器

日本氣化器

營業種目
航空機自動車用器
其他燃料ポンプ
航其燃油
動力用空氣清淨器

株式會社 日本氣化器製作所

本社及 東京市品川區北品川五丁目四二八番地
品川工場 電話大崎 2783・4366・4367・4910・5046

川崎工場 川崎市塚越字前原二五五
電話川崎 374・4203・4446

前付……五

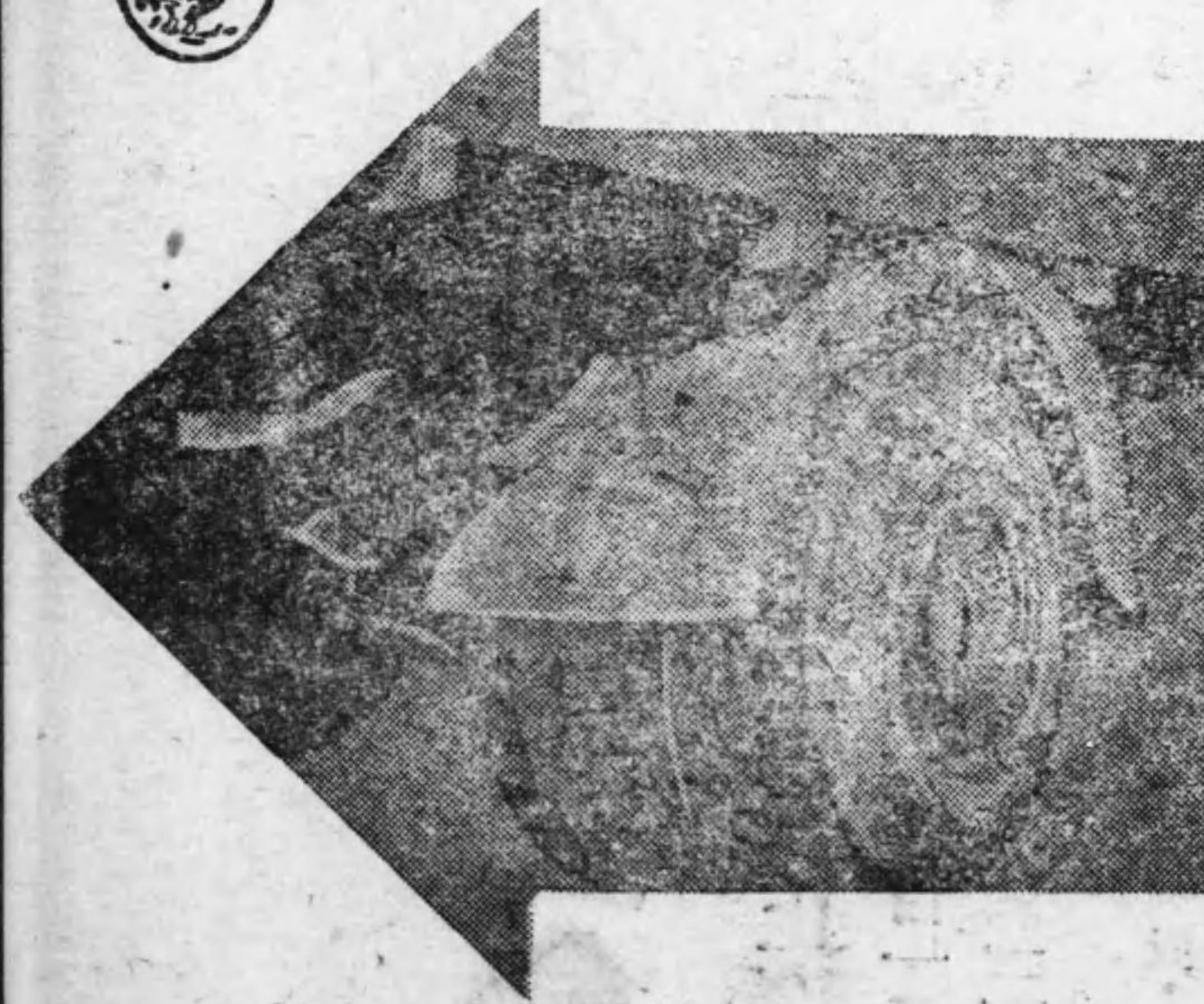
福利増進 / 能率増進 /

ダンロップ

(金マーク)



トラック タイヤ

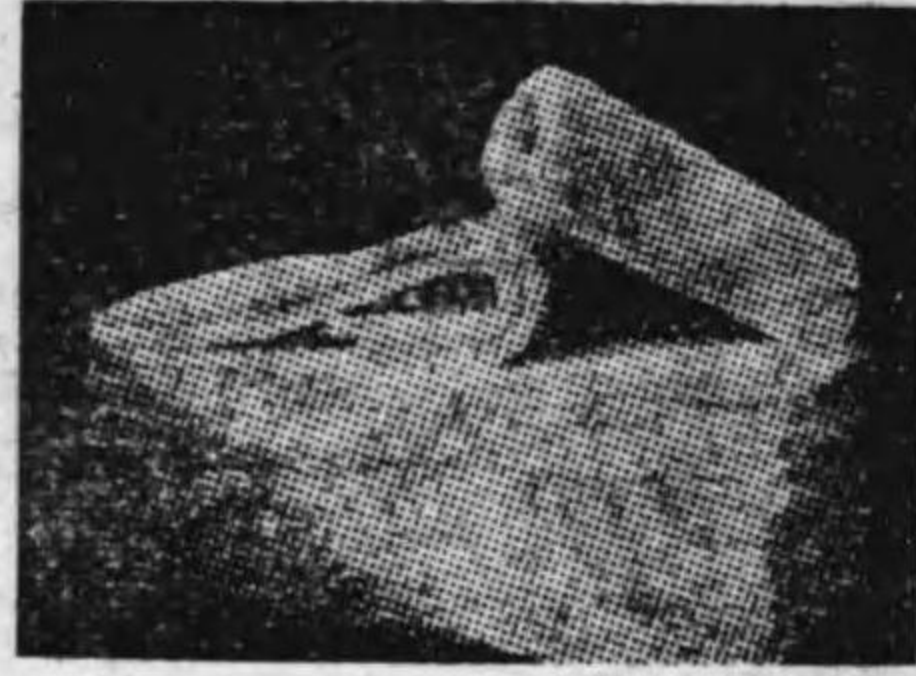


日本ダンロップ護謨株式會社

前付……四

特許 維彈性物

ヘヤースプリング



其儘カバーして使用出来る
様成形されたもの

営業品目

- 自動車用ゴム
- スポンヂゴム
- 工業用ゴム
- 機械工具用ゴム
- 建築工事用ゴム
- 家具用一般ゴム
- パツキング用ゴム
- 其ノ他特殊ゴム一般

最新
各種代用燃料車瓦斯爐過用

好適品

理想的
クッション材料
スポンヂゴム代用

理想的

緩衝パツキン用
スポンヂゴム代用品

クッション用

シート用

平和ゴム商会

東京市下谷区南稻荷町八十七番地
電話下谷(83)五三〇八番
工場 板橋区志村八豆澤・電話赤羽二七三一番

前付...七



サーピス・ステーションの建築と
設計圖案は是非タツノへ
◎各國官廳出願代理工事請負一切◎

タツノ式・ガソリン
スタンド製 發賣元

(固定式...移動式)

株式會社 東京龍野製所

東京市芝區芝浦二丁目三番
電話田三 四一五・四二五
電話田三 四一五・四二五
大阪支店 大阪東區大田七丁目
電話北 二八五(6)
名古屋支店 名古屋區西區花車二丁目
電話西 二〇八(5)

本社
大阪支店
名古屋支店

前付...六

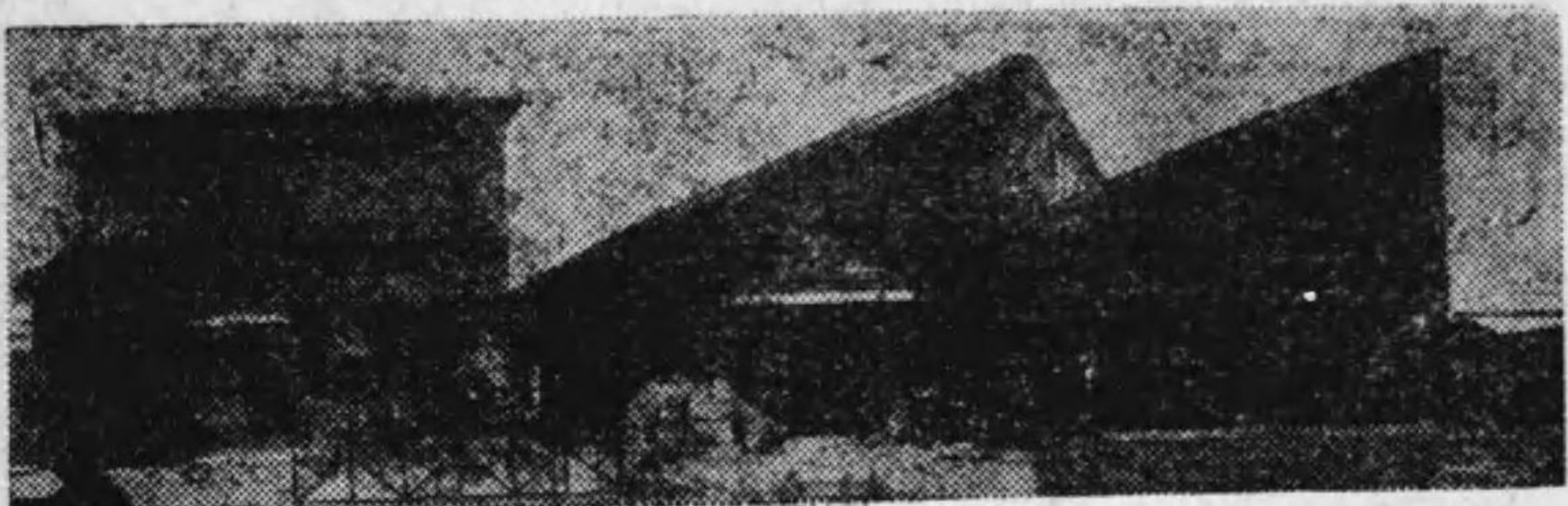
自動車々體製造

信濃ボデー工場

商工省認定工場

東京市芝區芝浦
電話三田 九〇一・八〇八
一八〇九

新工場落成



營業品目

自動車、飛行機、石油發動機用
ガasket、パッキング製作
ベルモイド、オイルシート
コルクシート、バンダ―シート
自動車内燃機關部分品
拔型製作、プレス工業

東京ガスケット株式会社

東京市蒲田區萩中町三八九ノ一
電話羽田七四八番

梁瀬商事株式會社

礦油部

本店 東京市日本橋區通三丁目四番地
電話 日本橋 (24) 三三七七・三三七二・三三七三番
支店 大阪・福岡・名古屋

業界一年略史 (自昭和十六年十一月)

昭和十六年



- 【四月】 日産自動車株式會社でニッサン一八〇型新車種格的製造を開始
- 【六月】 ニッサン一八〇型大量を泰國へ輸出商談決定
- 【七月】 日本輕自動車工組第一部技術委員會
- 【九月】 日本瓦斯用木炭株式會社設立に關し日乘協支部長會議△鹿兒島縣車體工業組合臨時總會
- 【十月】 東京貨物自動車運送事業組合準備委員會△福岡縣タイヤ再生工組理事會
- 【十一月】 全國自動車部品工業組合協議會△大阪府貨物車組設立準備委員會
- 【十二月】 自動車工業下請確立に商工當局乗り出す

業界一年略史

- 【十三日】 新炭瓦斯發生爐の標準型テストを日本燃料機合同で實施
- 【十五日】 商工省自動車不足物資補填對策委員會開催
- 【十六日】 東京タクシー商組がハイヤーの適正料金設定に當局と懇談會
- 【十七日】 改正自動車交通事業法閣議に上程さる
- 【十八日】 全國自動車業同業會關印資源確保促進大會△企畫院チーゼル用輕油優先配給考慮△輕自協會神奈川支部臨時總會
- 【二十日】 輸出統制一元化目指し日本自動車輸出組合猛運動開始△日産自動車販賣が泰國に修理工場設置具體化へ△鐵道省で二月分ガソリン配給割當地方廳へ通牒
- 【二十一日】 日本軸承工組で自動車用ベアリング適正價を物價局に申請△商工省廢油再生に積極方針を示す△商工省バスボデー規格統一委員會△日本輸出自組理事會
- 【二十二日】 改正自動車交通事業法勅令公布即日實施さる△日乘協蓄電池需要數量協議會
- 【二十三日】 警視廳八島交通課長兵庫縣へ發着△關西輕自發生爐組合標準型設定
- 【二十四日】 燃料局で富山縣佐伯式アセチレン自動車試乗會△大阪中古小型價格査定委員會
- 【二十五日】 日本電氣自動車大阪市バス受註△ニッサン、トヨタ車輛配給商工省査定
- 【二十七日】 警視廳交通課長に川合壽人氏就任
- 【二十八日】 東京府石油販賣改善委員會スタート整理協議△小型タイヤ商組總會
- 【二十九日】 燃料局日燃式瓦斯發生爐標準型獎勵會受領資格決定發表△改正自交法施行規則關係條項省令發表
- 【三十一日】 日本石油株式會社、小倉石油株式會社合併契約調印成る△小型自動車販賣商業組合總會開會△自動車技術委員會開催

一二月

【一日】 自動車運輸事業會計規程中改正省令其の他實施さる

- 【三日】 鐵道省監督局で鐵道協會に改正自動車交通事業法説明會開催
- 【五日】 燃料局では九日迄の日程で石炭自動車の性能テストを箱根、三島地方で開始
- 【六日】 日本自動車製造工業組合で下請整備協議會開催△日本輕自動車協會が純正部分品協價設定に着手
- 【七日】 横井商事が天然瓦斯配給會社設立に着手△東京自動車販賣商組合部分品協價審査委員會開催
- 【八日】 國鐵が代燃車化に新方針樹立△商工省で自動車原價計算方式統一方審議
- 【十日】 帝國自動車工業未拂込株金徴収方認可申請△東京府乘合運送事業組合創立
- 【十一日】 人造石油製造事業法中改正並に帝國燃料興業株式會社法中改正法案閣議で決定
- 【十二日】 國立自動車研究所地鎮祭舉行△滿洲自動車株式會社「ゼル」耐寒性能テスト實施
- 【十三日】 日本輕自動車協會理事會で月島自動車練習所を機械化國防協會に寄附決定
- 【十四日】 商工省自動車技術委員會でガソリン自動車以外の自動車、自動車の型式協議△日滿支交通運輸政策要綱を閣議で決定

三月

- 【一日】 商工省バスボデー協議會
- 【三日】 鐵道省運輸局で日滿支自動車業務協議會車輛技術專門部會開催△愛知縣自動車用無煙炭配當協議會
- 【四日】 瓦斯用木炭株式會社創立發起人決定
- 【五日】 岐阜縣再生タイヤ商業組合設立認可申請
- 【六日】 豊田工作機械株式會社創立準備進捗
- 【七日】 日本新炭自動車協會主催代燃車キャラバン東京出發西下
- 【八日】 愛知燃料機合同販賣會社發起人總會
- 【十日】 自動車技術協會で自動車用蓄電池に積極的乗出し△朝鮮東門清津にバス路線設計書成る△大阪府旅客運送事業組合創立要綱△華北交通天高バス路線開通
- 【十一日】 朝鮮鐵道局に於て鮮内の自動車運賃公定價要綱決定
- 【十三日】 日石、小倉石油兩社合併契約承認株主總會開催
- 【十四日】 商工省バスボデー協議會

- 【十五日】 商工省自動車技術委員會專門小委員會△人造石油製造事業法改正法、帝國燃料會社改正法公布さる
- 【十七日】 自動車價格專門小委員會
- 【十八日】 日産、トヨタ兩許可會社下請工場問題委員會開催
- 【十九日】 燃料局芝永交社に日本油槽船助成協會に關する協議會
- 【二十日】 小型二輪、三輪自動車標準型試作委員會△商工省「ゼル」八千CC仕様書作製協議
- 【二十二日】 ニッサン、トヨタトラックス「ヤシ」最高販賣價格を商工省發表二十四日から實施△企業院國土計畫設定要綱發表
- 【二十五日】 輕自動車組、小型自動車組共催で月島に小型木炭瓦斯發生爐展示會開催△島根、新潟兩縣乘合運送事組創立
- 【二十六日】 日産、トヨタ下請工場整備原案機工聯へ廻付△大阪にタイヤ需給プロジェクト會議
- 【二十七日】 商工省が大型自動車配給制當協議△工業品規格統一調査會總會
- 【二十八日】 東洋ペーパリング定時總會
- 【三十一日】 宮城縣乘合運送事業組合創立總會開催

四月

- 【一日】 農林省では産業開發、海上輸送力の確保を期するため豫て農林水産用新炭瓦斯發生裝置の製造及び配給につき考究中のところ三月二十五日附をもつて國産燃料機會社をして製造、販賣の一元化を圖らしめることとし一日附これが指令を發した△トヨタ自動車では生産力擴充のため豫て増資計畫中のところこれを變更、株式會社横濱モーターパーツ製作所刈谷工場を豫收した△鐵道省運輸局の省營バス代燃化につき三菱、日立、池貝、新潟の各立は各「ゼル」車の十六年度分を受託
- 【二日】 日産自動車販賣では本年二月國産ニッサントラックス新車初の輸出を行ひ需要先より多大の好評を博した△日本ピストンでは豫て奉天工場新設計書を樹立、同國政府の認可を了したが右は當局の指示によりこれを中止した
- 【三日】 帝國自動車協會の財團法人、組織變更認可は豫て同法より商工省に手續中のところこのほど正式認可された△山梨自動車工業會社では事業擴張のため十八萬二千圓増資につき資金調整局へ認可申請した

五月

- 【五日】 相鐵運輸株式會社は業務擴張のため豫て建築中の飯田橋工場をこのほど完成した△日乘協では全國乘合自動車運送事業組合聯合會へ發展の解消のため臨時總會開催並に事業經過報告、株金徴收、瓦斯用木炭會社創立の件に關し具體案を決定した
- 【六日】 ニッサン新型トラックスの泰國進出によりこれが好評を博すると共に同國全權ブラ、シルバ、サストラコン大佐他六名は同社横濱工場を見學した△全國瓦斯發生爐メーカーは日機合同の一元的販賣統制實施に反對氣勢をあげ赤坂三會堂に集合、對策を協議した
- 【七日】 日乘協では丸の内中央亭に支部長會議を開き瓦斯用木炭會社創立に關する件、事業經過報告、定款、目論見書作成の件その他瓦斯炭價格に關し協議した△日本電氣自工組ではガソリン規正強化に對處するため資材配給圓滑化に關し商工省に陳情した
- 【八日】 財團法人に正式認可された帝國自動車協會ではこれが經過報告、寄付行爲等に關し協議した、△今回創立認可された小型自加工修理工組ではこれが經過報告、その他の件を附議する臨時總會開催打ち合

せを行つた

【九日】 警視廳ではハイヤーの適正料金制定原案を作成、該案を警道省に提出した。△物價局はニッサン、トヨタ兩社大衆車用バッテリー並にベアリング公價原案につき検討のため専門委員会を開催した。

【十一日】 商工省自動車技術委員会は十日日産販賣會議室に幹事會を開き八千CCデジ車仕様書、トヨタ四米シャシー製作に關し協議した結果八千CCデジ車仕様書を内定、その他はこれを検討することに決定、△東京自動車工業會社は自動車製造業法第三條の適用によりデジ車の許可會社指定に伴ひ大森、川崎兩工場擴張資金として未拂込金のうち一部徴収に關し資金調整局へ認可申請した。

【十二日】 東京自動車工業では川崎本社で重役會を開き五社會議の経過報告、商號、四社出資額、増資の件に關し協議した、△日本燃料機合同會社の關東關西地方における代燃自動車の標準型展示會並に講習會はこれを五月に變更。

【十三日】 自動車製造業法にもとづく東京自動車工業他四社を許可會社指定に關し各社間で出資額、商號につき協議中とのこと

萬圓徴収につき資金調整局へ申請した

【二十三日】 商工省計書中の自動車補填場資對策委員会は既にその目的たるタイヤ製造用カーボンブラック、代用石綿、レーヨンタイヤビブアノ線等につき試作を完了す、近くこれらに對し性能テストを行ふ、△商工省は豫て自動車補修部品の配給統制制實施につき企業院、警道省と該配給統制規則立案につき協議中とのことこの程意見の一致を見、近く商工省令を公布する、△工業品規格統一調査委員會では二十三時局會議室に委員會を開催、昨年度引繼の自動車用配電線規格統一につき協議した、△齋藤製作所(豊島區)では事業擴張のため従來の資本金十萬圓を振置き株式組織變更につき認可申請した。

【二十四日】 全國自動車業聯合會では業種別催送事業組合の種斷的連絡機關として發送することになり近く在京常務理事會を開き右打ち合せを行ふことになった、△東京旅客運送事業組合では二十三日組合會議室に理事會を開催、理事長選任問題に關し協議した、△東京自動車販賣商組では二十四日同組合に理事會を開き自動車タイヤ配給機構確立に關する件及びその他諸問題につ

この程東京自動車工業は従來の七千萬圓に一千萬圓を増資、デゼル自動車工業と假稱することに内定した、△帝都中古自動車協價設定に關してはこのほど中古自動車、部品販賣商組東京中古車販賣組で原案を作成、府當局へ提出検討されることになった、△小型自動車純正部品の協定價設定のため日本輕自動車協會では原案の作成を終り本月中に價格審査委員會に附議することになった。

【十六日】 關東ラヂエター工組工聯設立に關しては今回これを全國一地區とする方針に變更した、△農林省では瓦斯用木炭の生産、配給一元化を圖るため日本瓦斯用木炭會社(資本金一千萬圓)創立とこれが統制機構確立並に同規則を十五日附輸出品等臨時措置法に基き公布した。

【十八日】 元日本自動車大阪支店長加瀬宗彌氏今回日本鐵工所常務に就任した、同氏の後任支店長として瀧口名古屋支店長が就任した。

【十九日】 省營バスの運賃各理化を圖るため警道省運輸局ではまづ輸送力の増強策として最少限資材をもつて最大能力發揮に關し技術官協議を遂げた、△東京府小型自動車

協議した

五月

【二日】 農林省は瓦斯用木炭會社の創立準備を進めてゐたがいよいよ本月二日創立せしめることとなつた△自動車技術の向上をはかるため豫て自動車技術協會ではこれらに對し技術賞を附與することとなり豫て準備中とのこと總會、理事會の承認を得、本年度末から實施する。

【三日】 恒例本社主催の自動車工業展は五月十日より三日間日比谷公園廣場に開催することとなりこれが豫告を發表した△全國部分品工聯を中心とする自動車部分品工業整備に關する協議會はその整備のABC三クラス調査書の検討、品種別生産分野の劃定等を行つた△日産自動車販賣ではさきに出を試みたがこれに次いで同型消防車第一車を完成した。

【四日】 商工省動力機械課、物價局ではトヨタ三・六米型及びニッサン一二八時型四米型貨物自動車用ボデーの公價原案査定はこれか緊要なるに鑑み金屬部會を總む直

車用品協價設定に關し府當局は組合原案のみ査定を不可とし新に他資料につき検討を加へることとなつた、△東京自動車工業會社ではデゼル自動車工業會社許可會社指定に伴ふ臨時總會準備打ち合せ會を開き増資額、商號變更の件、取締役増員に關する件等につき協議した。

【二十日】 壓縮、液化瓦斯自動車工業組合では該瓦斯自動車取締規則改正の必要を痛感、近く意見書をつけ内務省へ具申する筈、【二十二日】 警視廳では帝都の主要驛たる東京驛等構内のタクシー業者に對し駐車命令を發することとなり各驛當局と種々打ち合せを遂げた、△商工省、日本自動車製造工組、全國部分品工聯三者間で具體的協議中の部分品協議會設置案はこの程完成、同時に全國部分品工聯認定部品工組、東京府部品工組、東京府自動車機械工組より各一名乃至二名の委員を選任せしめることに決定した、△いすゞトラックシャシー公價原案は近く價格形成中央委員會金屬部會にかけニッサントラックシャシー同様製造業者、販賣業者の各販賣價格とすることになった、△中央濠條株式會社(名古屋市)では事業擴張のため資本金百萬圓中未拂込金三十五

接専門委員會で答申せしめることとしこの程關係方面へ通牒した

【六日】 デゼル自動車工業では第十回本社主催自展へ鐵道省納品デゼル車B型出品につき當局の承認を求めた△自動車運轉手は運轉のみにとられその他技術、學術の尖に劣つてゐるので鐵道省はこれら再教育を施すためこのほど運轉手學校設置を計畫した△商工省ではタイヤ需給圓滑化を圖るため近くタイヤ需給整備要綱を各地方廳へ發牒することになった。

【七日】 鐵道省では現下激増する市電、私鐵の交通量と統計をはかるためこれが打ち合せを行つた△商工省では日産自動車販賣會議室に技術委員會幹事會を開きトヨタトラック四米シャシー製作に關する件、ニッサン、トヨタ、いすゞ三車キヤブ統一に關する件、デゼル車エンジン型式、小型、トラック、バスボデー規格統一等今後の方針につき協議した△商工省はさきの自動車技術委員會臨時委員増員に次いでさらに今回海軍省兵備局第二課長漆大佐を追加任命した△さきに創立認可された壓縮及液化瓦斯自動車工業組合はこの程自動車用壓縮液化瓦斯及裝置工業組合に名稱を變更した

【八日】大阪府自動車工業組合元事務理事宗喜平氏は今回大阪自動車工業會々長に就任した。日本瓦斯用木炭會社では八日重役會を開き事業運営に關する件、事務處理に關する件につき協議した。大阪府タクシ一統會社の事業繼續はこのほど府交通課に提出された。

【九日】東京府警自加工修理工組の臨時總會は八日大阪ビルに開かれ定款一部變更の件、監事職任につき補充の件、統制委員會議置の件、任意組合組織の件等を附議可決した。東京府旅客運事組合では警視廳の指示に基づき今回東京自動車計器會社に對し新規タクシメーター器を發註した。

【十日】鐵道省の四割休車制斷行に打撃をうけた横濱市タクシ業者は現行料金の引き上げにつきこの程縣當局を経て鐵道省に陳情した。△トラックボデー標準型五種類に關し、公定價設定に關し、商工省では五月二十日より三十一日迄に地方プロック別貨物自動車販賣價格協議會を設置することになった。△ガソリン規正強化、四割休車制斷行に打撃を受けたタクシ事業者よりその打撃策として警視廳に陳情中の相乗り實施に對しては風紀上これを不許可とするに至つた。

【十一日】待望の商工省後援、本社主催の第十回自動車大展覽會は十日開催され第二日目十一日は定刻九時一發入場者の他陸軍中將堀内文治郎、同少將小島時久閣下を始め陸軍武官、名士其他自動車關係會社技術者等の來場もあり頗る盛大を極めた。△鐵道省の省營バス補修部分品需給は商工省の部分品工業整備一段落と共に實施する旨發表された。

【十三日】警視廳では東京府旅客運事組より陳情の企業統制會社幹部役員増補に對してはこのほどこれが認可は困難なるにつき一應留保することになった。△本社主催の第十回自動車展覽會第三日目十三日は前日に次ぎ議員の盛況を呈したが當日は日本燃料機合同傘下全國共販代表百餘名、日燃機會社、日機工組幹部等の來場あり、職時下自工展を感會裡に閉會した。

【十四日】名古屋、大阪間に二時間で突破する高速度自動車専用道路開設に關し、内務省名古屋、大阪兩出張所等により今回實地調査が行はれた。△日本石油では代燃輸送に協力するため、液化石油自動車に該燃料の關東、東北、北陸、北海道地區生産量を決定した。△愛知縣自動車商業組合で

は十二日名古屋市公會堂に第二回總會を開催、十五年度政支豫算報告、役員改選、組合報國會結成並に會則設定を審議した。

【十五日】鐵工省工業規格統一調査會では十五日午後一時半から工業クラブに委員會を開催、自動車ゴム管規格統一に關し種々協議した。△燃料局専門委員、人造石油業者間で協議中だった人造石油工場原價計算方式統一に關してはこの程商工省分室會議室で審議會を開催、右原案作成につき協議した。

【十六日】日本輕自動車工業組合第二部では十六日午前十時から新崎縣東洋軒に理事會、正午より臨時總會を開き輕自發生爐標準問題に關し協議した。△商工省寺澤技師以下關係者より成る車輛會議は十五日午前九時半より丸の内ビル日産販賣會議室で開かれ豫備制當に關し協議を遂げた。

【十七日】國鐵では東亞共榮圏内の重要物資輸送を確保するため日滿支間の貨物自動車を生産、消費の一體化を企圖、豫て日滿支連絡協議會で具體案を練つた結果該物資については從來の死藏物資を當て國內向け自動車五千CC、滿洲向け八千CC、北支向け一萬CCとする方針を樹立、五千臺を目

標に近く實現化することとなつた。△鐵道省では帝都の交通緩和の一策として山の手線荷物電車廢止に伴ひこれが對策を講じつゝあつたがこのほどセミトレーによつて輸送を開始する方針を樹立した。△東鐵自動車課では最近ガソリン規正強化により著しく發展し來つた薪、木炭が代燃として重要視せられるに至つたがその原木の調査に當つてはパルプ資材にも影響甚大なるに鑑み豫て研究中のシンダー瓦斯使用方に成功、これがテストを完了、代燃化をはかることとなつた。

【十八日】自動車技術協會の五月定例會は二十二日電氣クラブに二十八日藏前工業會館に兩日午後六時より開催、時局自動車に關する講演を行ふ。△日本輕自動車工業組合の定時總會は十七日丸の内中央亭で開かれ十六年度歳入歳出豫算、前年度歳入歳出決算、事業經過報告、監事改選の件、統制手數料の件を附議決定した。

【二十日】鐵道省では全國バス現行料金では到底事業運営困難なる實情に鑑み當初の方針を變更、事情已むを得ぬものに對してのみこれが適正料金制を認めることになつた。△日乘協では二十六日鐵道協會に全國

業界一年略史

支部長會議を開き瓦斯炭會社の將來に於ける配給見透し瓦斯炭の單價引き下げ要求に關し協議する旨この程地方支部宛示達した。

【二十一日】ハイヤーにメーター制實施と共にメーター器取り付けに關し警視廳、組合側の協議を終りさらに二十日警視廳、東京計器會社との間に見積り契約を遂げた。結果二千七百臺分の作成を命じた。△豫て東京自動車商組所屬組合員より潤滑油商業組合結成認可につき府當局へ申請中のところ最近石結成は石油小賣業者の販賣實績に鑑みこれか認可を拒否した。△達般工作機械部門を分離した豊田工機株式會社ではこのほど愛知縣舉母町に六萬餘坪の工場新設に着手した。東旋運事組では二十日第五回プロパン瓦斯技術講習會を開催した。その應募者百餘名に上り前回のものを合せ五百名となつた。

【二十二日】東京府石油配給委員會では二十二日午前十時から府廳で重油配給に關し協議した。△後藤車製造會社ではさきバス規格統一委員會で正式決定した日産一八〇型新車に標準型バスボデーの取り付けを行つた。

【二十三日】横井商事では資材燃料等の關

係で新車輛の減産により同社中古自動車事業の擴張をはかるため從來の資本金五萬圓を十萬圓に増資することとなりこれが認可を申請した。

【二十四日】鐵道省の全國保安交通課長會議は二十二、二十三日の二日間鐵道省八階會議室で開催され種々交通問題に關し協議した。

【二十五日】日産自動車販賣では過般泰國へニッサン一八〇型を輸出したが今回同國觀兵式に堂々参加した旨同社へ情報か寄せられた。

【二十六日】日乘協では二十六日午前十時から鐵道協會に支部長會議を開催、鐵道省關係官、五島日本瓦斯社長、堀内會長以下支部代表五十餘名參集、瓦斯炭問題に關し官民懇談を遂げた。

【二十八日】帝國自動車協會では財團法人組織認可されたので三十一日糖業會館にこれが祝賀會を開く豫定。

【二十九日】國鐵では二十八日午前十時から本省會議室で運輸庶務課長會議を開催、運輸事務調整その他に關し協議した。

【三十日】日産自動車販賣豫算報國會では會員の時局認識並に文化思想涵養につとめ

るため三十日午後五時半から産業組合中央金庫會場に講演、音楽映畫會を開催した

六月

- 【一日】 過殿自業協全國支部長會議で決定した官民技術委員會設置に關しては近く官民協議の結果實現化されることとなつた
- △農林省は十六年度瓦斯用木炭増産量を決定したが一方これが國家補償として數十萬圓を豫算に計上、このほどこれを明示した
- 【三日】 帝國自動車協會では豫て自動車會館設立を意圖し敷地買収に取りかかつてゐたがこの程淀橋區角等舊專賣局跡三百七十五坪餘を買収、既にこれが登記を完了した
- 【四日】 鐵道省では二日重要會議開催、改正自交法に伴ふ貨物、乗合、旅客事業組合に對する本年度補助金交付に關し協議した
- 【五日】 商工省の豫算四百萬圓、三ヶ年計畫になる自動車研究所の設立に關してはさきに東村三に三千餘坪の土地買収を終つたが十一日産自動車販賣會議室でこれが設計、機械設備等小委員會を開催する

- 【六日】 日乘協では九日第十五回定時總會並に全乘聯創立總會を開催することになつた
- 【七日】 トラックボデー標準地地方公價制定に關するプロック協議會原案はさらに六日物價局、機械局で種々打ち合せを行つた
- 【八日】 愛知縣貨物運送事業組合の結成創立總會は四日午前十時から蒲郡町國民學校に開催、白木保安課長以下關係者參集して定款諸議案の可決並に役員を決定した
- 【十日】 さきに創立總會を終了した日本國策燃料協會では十一日から福島、岩手、山形、仙臺の各地に代燃講習並に展示會を開催することとなつた
- 【十一日】 九、十日の二日間に亘り創立總會を開催した全乘聯では參列者一同十一日午前九時より倉田重工業會社工場を見學した
- 【十二日】 鐵道省では前日本乗合自動車協會長堀内良平氏に對し同氏の十五年勤績と

- 自製車輿畫粹の功によりこの程表彰した
- 【十日】 全乘聯では新機械改編に伴ひ全乘聯マークを新に制定した
- 【十四日】 商工省では十三日産自動車販賣會議室に自動車技術委員會專門小委員會を開催、代燃車生産分野測定瓦斯發生裝置取付方法並にトヨタ四米シャシーにつき協議した
- 【十五日】 商工省動力機械課技術官等は十四日優良自動車部分品認定のため關東地方の現地調査に着手した
- 【十六日】 日本石油會社の臨時株主總會は十六日午前十時より鐵道協會で開催、五議案を可決したのも重役陣を變更した
- 【十八日】 ニッサントラック一八〇型新車はさきに泰國進出を皮切りにその後日産自動車販賣會社と佛印政局との間に輸出商談中のところこの程成立した
- 【十九日】 貨物、乗合、旅客運送事業組合は鐵道省の金屬品資材回收運動にもつきこのほどそれ／＼業者に運動を開始せしめた
- 【二十日】 日本自動車製造工組では自動車修理用部品供給統制規則制定にもとづく機構改編に伴ふ定款一部變更につき認可申請

した

- 【二十一日】 石川縣運車組代表五名は二十日鐵道省に自動車修理加工業整備問題に關し陳情した
- 【二十二日】 愛國防空廠製造所ではさきに本社主催自動車工業展に出品多大の好評を博したが今回さらに生産陣の擴充強化を圖るため衆議院方面の指導下に國策に協力することになつた
- 【二十四日】 岐阜縣乗合運送事業組合では二十三日鐵道大臣宛岐阜市、大垣市間二十一日國鐵併行道路のバス運行に關し陳情書を提出した
- 【二十五日】 自動車技術協會では二十四日電氣俱樂部に用語調査委員會第一小委員會を開催、各委員の骨子案に種々検討を加へた
- 【二十六日】 テーゼル自動車工業では豫て建設中の朝鮮富平工場をこの程完成、いよいよ近く事業を開始することになつた
- 【二十八日】 大阪府自動車用品商組合では二十六日午後二時より堂島電氣俱樂部に臨時總會を開催、自動車修理用部分品買受機關たる小賣商業組合結成に關する件を附議可決した

七月

- 【二十九日】 東京府石油小賣業者一千名中二百名を配給所に指定する整備に關してはこの程府當局で正式決定した
- 【一日】 日本ディーゼル株式會社(川口市)では資本金二千萬圓のうち一千五百萬圓拂込み済みのところ今回事業擴張のため四十一萬圓株金拂込みを資金調整局へ認可申請した
- 【二日】 農林省では新價格の適正化並に配給統制を實施するため豫て自動車用、鋸工用、窯業用、家庭用薪の消費量その他につきこの程調査に着手した
- 【三日】 ニッサン、トヨタ、いすゞの國產車部分品全部、外車部品九十五品目の部分品公價は三日需要者代表會議で審議した
- 【四日】 日産自動車大阪營業所では後藤式小型自動車木炭發生爐の販賣に關しこれが指示と性能試験中のところこのほど大阪府で正式指定された
- 【五日】 日本輕自動車協會理事會は五日午後から新橋日本食堂に開催、小型自動車瓦斯發生裝置試驗見學その他の事項に關し

協議した

- 【六日】 車輛價格形成委員會自動車部分品小委員會は五日日産自動車販賣會社會議室で開かれ國產自動車の全部外車九十五品目部分品公定價格認定に關し種々審議した
- 【八日】 日本燃料機合同會社所屬研究所は過殿工場使用認可を得たがこれが事業の本格的開始は小型發生機性能テスト後と決定した
- 【九日】 株式會社東京車輪製作所では今回株式會社阿部鐵工所を合併することとなり従来の資本金を五百萬圓に増資するため認可を申請した
- 【十日】 日本燃料機合同では豫て朝鮮進出計畫を進めてゐたが今回同總督府との間に諒解成立、近く實現に邁進する
- 【十一日】 大多喜天然瓦斯株式會社では天然瓦斯自動車需要増加せるに鑑み芝浦のガス充填所の外さらに築地、溜池の二ヶ所の新設計畫を樹立、いよいよ近く着工する
- 【十二日】 日本電氣自動車工業組合では十一日正午より銀座Aワンで理事會を開催、本年度第一回半期普通鋼材特殊鋼の割當協議した
- 【十三日】 全國自動車部品工聯では十二日

臨時總會を開催、自動車修理用部分品配給統制規則に基く内部機構改変による定款一部變更の件、五出張機關設置に伴ふ理事増員の件、部分品買入に要する借入金に關する件等を附議可決した

【十五日】 燃料局では小型自動車用石油代用燃料使用装置性能テストを十四日川崎市上丸子スピードウェイで施行、参加車輛二十五臺に對し性能試験を行った

【十六日】 全乗聯では國防國家建設下官廳行政の一元化を要請するため今回交通省設置に關する具體的意見書を作成このほど關係各省へ陳情した

【十七日】 大阪貨物運送事業組合ではトラック従業員の健康増進のため来る二十一日より八月二十四日まで堺市出島町飛行場裏に海水浴場を設け目的遂行を期した

【十八日】 全乗聯では十八日正午から鐵道協會に役員會を開催、バス適正運賃問題その他に關し協議した

【十九日】 代燃バス用石炭購入に關し豫て計畫中の全乗聯ではこの程官廳、石炭賣側との間に正式交渉が成立した

【二十日】 さきに東鐵局立案のシンダー瓦斯の貨物自動車使用に關しては種々性能テ

ストを續行、近くこれが發生爐改造により實施することとなつてゐたがこの程資材その他の關係からこれが使用を中止した

【二十二日】 東京府乗合運送事組技術委員會斯波委員長以下委員十餘名は二十三日東京環狀乘合自動車會社を訪問、同社の石炭自動車性能試験につき技術的研究を遂げた

【二十三日】 東京府工務課では二十一日自動車修理加工業設備に關する最後の打ち合せを行った

【二十五日】 長野縣乗合運送事業組合ではこのほど瓦斯用木炭會社との間に瓦斯木炭配給に關し種々協議を遂げた

【二十六日】 日本道路技術協會では交通政策の遂行、都市計畫の必要性に鑑み輿論の統一を明確ならしめるためこのほど種々計畫を樹立した

【二十七日】 自動車技術協會では今月末第四回自動車國策部會を開催、自動車技術躍進方策樹立並に自動車保有量等に關し協議する旨この程明示した

【二十九日】 工業組合中央會東京支部では二十八日午前十時から東日會館に日本電球製造工組との協議會を開き自動車用電球その他のにつき協議した

【三十日】 國鐵運輸局では二十九日濱松町鐵道省官房研究所で各種代燃使用装置性能試験を行った

八月

【一日】 ガソリン消費強化対策と輸送力の完壁を期する爲め全國保安、交通課長會議開催△東京旅客車組理事長問題結局業者側は官廳一任に決定

【二日】 瓦斯用薪價格の適正化に農林省同業組合の陳情檢討△貨物事組會計事務取扱事項、鐵道省で決定發表

【三日】 市電急行バス午後も實施決定△日燃機下請メーカーとの對立融和方燃料局に陳情

【五日】 全國自動車業聯合會第十五日開催され席上大政翼賛會秋間組總局長講演△重要物資の輸送力確保と輸送禁止品目指定貨物の引受及順位、五十斤以上に亘る輸送制限等陸運統制令の規定により鐵道省二日付告示、十日より實施決定

【六日】 大阪のタイヤ再製工業、組合主催機運湯化△機油に酒精混用九月一日から二割と決定商工省五日官報に告示

【七日】 貨物事組聯合會結成に鐵道省乗り出す△瓦斯用木炭發券事務代行に農林省地方長官の意ヲ聽取△荷馬車統制案鐵道省研究に着手△朝鮮に百人乗電車出現

【八日】 華北交通北京鐵路局旅客取扱規定制定△大阪のトラック勤務者賃金協定要綱成る△自動車部品九十五品目の最高販賣價格の審議進捗

【九日】 部品統制實績喪失問題圓滿妥結

【十日】 修理用部分品配給統制の工聯出張所参加者決定△小型用品商組九州支部創立

【十二日】 日本自動車輸出組合總會十八日大阪に於て開催決定

【十三日】 朝鮮のアセチレン車統制會社資本金三百萬圓で創立

【十四日】 滿洲國內自動車の營業統一具體策研究進捗

【十五日】 佛印、タイヘニツサン車大量輸出△バス、タクシの代燃強化と重點輸送對策鐵道省具體策立案

【十六日】 地下鐵は帝都高速度交通營團へ又舊市内の私バス、路面電車は市電へ統合せしむる讓渡命令發せらる△荷馬車等の統制及び取締方針、鐵道省より地方廳へ發條

【十七日】 乗合、旅客、トラック等代燃強化發生機の増産に鐵道省對策進む

【十九日】 東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島に於てプロック別保安課長會議十八日から三日間に亘り開催、自動車運送事業に依る重要物資輸送力對策協議さる△小型部品工業統制に商工省地方廳宛發條

【二十日】 タイヤコード、石綿、カーボンブラック、代用鋼等自動車技術委員會特殊鋼の確對策協議△十八日の日本燃料機合同臨時總會で重役陣總刷新△自動車原價計算更綱原案成る△九州バス統制強化路線廢合企業合同等積極化す

【二十一日】 代燃車恒久策は商工省發生機裝置の改善に着手△壓縮液化瓦斯の統制當局關係者に德意△トヨタ研究室ブレーキライニング代用品粉砕石で成功△商工省標準小型車試作報告協議△大阪電器再生工組整備案成る

【二十二日】 國產輸受の確保に商工省目途決定△ニツサン中型乗用車性能試験△國鐵の代燃對策省バスにエネルギー使用か

【二十三日】 國產車の質的量的向上に商工省關係會社と研究進む△石油共販取扱品目燃料局で一部變更協議△廣島中古車商組結成

△廣島中古車商組結成△日産自動車内部機構改正

【二十四日】 小型タタ時代出現機運業者間に濃化△新波臨港開發會社鐵道省で買収△代燃機資材割當、道當局商工省へ提示△大阪府代燃化對策へ萬全持す△ロードローラー用發生機國產燃料機會社で完成△六六都市集約狀況鐵道發條

【二十六日】 代用燃料專問自動車製作等自動車技術委員會の協議事項決る△修理部品統制の東京買受機關創設さる△部分品工業再整備、二十六部門別に當局方針決定△朝鮮の石油運賃價金統一決定

【二十七日】 商工省の自動車部品工業整備二十七部類に分ち専門製作實施決定、製品生産者の指定も實質上免許制度へ△小型部品工業資格基準東京府の調査進む

【二十八日】 自動車用代用鋼の研究半ば成功

【二十九日】 帝國石油株式會社資本金一億圓で創立、初代總裁八田嘉明、副總裁寺尾進氏決定△車輛機物の確保に製品専門化、商工省一元化策考究△朝鮮自動車協議會を組織△奉天交通會社全車輛のコーライト化計畫樹立△石油消費規正強化本格的に

決定

【三十日】プロパン瓦斯供給制限と決定
△瓦斯用炭素認書と調査査定森林省發條△
バス代燃化に新車の増給、鐵道省方針決る

九月

- 【二日】小型二輪及三輪車標準型試作委員會開催△代燃發生機裝着後一方五日の技術委員會で審議△東京自動車修理工組臨時總會
- 【三日】小型代燃車心得監視應運達△乗用車公定價格設定に當局着手
- 【四日】自動車統制會單獨設立機運濃化△自動車用新興資材、技術委員會で研究決定△部品供給機調整方日本自動車製造工組理事會で協議
- 【五日】小型代燃機統制會設置氣運濃化△全國乘合自動車運送事業組合聯合會四日付認可さる
- 【六日】日本自動車タイヤ工組對外四社加入方針、定△代用燃料使用裝置統制規則中甸頃公布内定
- 【七日】代用燃料車專問委員會、自動車技術委員會で設置△朝鮮貨物自動車運送事業組合創立

業組合創立

- 【九日】自動車用銅自給策技術委員會で審議△旅客自動車遊休車輛評價中古車協定價基準と決定
- 【十一日】警視廳管下乗合、旅客自動車ガソリンによる營業禁止、警視廳新駐車場等を決定發表△代用燃料車轉換率鐵道省各府縣へ通牒△改正陸運統制令要綱總動員審議會で審議
- 【十二日】レヨンタイヤ日本自動車タイヤ工組で試作完成△改正陸運統制令實施に先行燃料局で輸送對策各省會議開催
- 【十四日】重點輸送強化の小運送業統合鐵道省より發表
- 【十五日】部分品も漸次許可會社に指定せんとする自動車製造事業法施行規則一部改正告示さる△日石瓦斯部設置プロパン瓦斯の積極進出に乗り出す
- 【十六日】車輪工業會社許可會社指定に内定△九州石油丸善石油と合併決定
- 【十七日】バスボデー標準型、技術委員會で審議△代燃車用資材切符制を廢止現物配給決定△大阪タイヤ再生工業一元化統制準備進捗
- 【十八日】ガス木炭地方制當標準量決定△

廢油回收再生當局全國的に擴大△修理部品買受機關目下聯實渡價協議

- 【十九日】米穀生鮮野菜等市電貨物車運行決定
- 【二十日】日滿石油需給調整協議會開催
- 【二十一日】大阪府交通課雜儀用旅客車使用を制限△福岡縣バス路線十二地區に整理
- 【二十二日】自動車軸受生産分野商工省日本精工等三社へ指令△福岡縣保安課北村技師確安工業廢物から代燃ガス發見
- 【二十五日】小型代燃車專問エンジン製作官民間の企圖進む
- 【二十六日】ヂーゼル自動車工業會社三菱重工、池貝、日立等關係會社と技術提携の爲第一回技術委員會開催△代燃車轉換トラツクの標準引上に付燃料局通牒發す
- 【二十七日】自動車工業原價計算準則技術委員會で大略決る
- 【二十八日】部分品工業整備案近く公表の域に達す△ヂーゼル自動車工技術委員會第一回會議開催△華北交通の呂沂線三三キロ萬樂線四五キロ、臨冠線三三キロ三自動車路線開通
- 【三十日】輕自動車部品工業資格調査終る△大阪部買受機關設立準備進捗△愛知縣石

油組總會配給所機構整備決定

十月

- 【一日】石油代用燃料使用裝置統制規則實施さる△高峯瓦斯機關工業株式會社十日創立總會開催に決定
- 【二日】舊國産七社の所有株を處分し滿洲自動車が同和を合併
- 【三日】營業用貨物自動車代用燃料監視整備状況調査
- 【四日】プレス工業設備資本共に車輪工業と提携決定△タクシー、ハイヤー轉廢業資産評價益金算定基準鐵道商工兩省より連名通牒發す
- 【五日】自動車部分品工業整備要綱、商工省四日付通牒發す△小型部品工業整備の工業組合加入資格決定、商工省通牒發す
- 【六日】小運送對策急速完遂期し鐵道相出席の上鐵道、日本通運と第一回懇談會開催△帝都交通調整第二回専門委員會監視應で開催△全國自動車修理加工工業組合聯合會創立總會開催
- 【七日】平北自動車工業資本金二十萬圓で創立△石炭浪用本格化へ、配給計畫樹立に

關係官民協議會開催決定

- 【八日】東京燃料機販賣株式會社資本金二十五萬圓で創立
- 【九日】發生機公定價格設定に専門委員會の設立決定
- 【十日】代用燃料機使用統制規則の徹底に燃料局、全國主任官會議開催△單體無水アルコール自動車使用に當局の意向決定
- 【十一日】六大都市貨物自動車運送事業組合輸送統制、鐵道省より發表さる
- 【十三日】部分品暫定價格格柄別に決定△東京貨物自動車運送事業組合理事長舞傳男中將に決定
- 【十四日】市電の舊市内バス統合、大臣裁定に決定△タイヤ(統)印廢止商工省通牒發す
- 【十五日】圓域買受機關構成に日本自動車輸出組合協議會開催
- 【十六日】タイヤ販賣價格一割二分値下決定公布△朝鮮旅客自動車運送事業組合創立△車輪工業株式會社許可會社に指定さる國乘合自動車運送事業組合聯合會に諮問發す
- 【十八日】群馬縣自動車運送業貨客共に一元化統制機運濃化する

國產車の販賣先東京府で指定△地方石油配給機構整備方針、商工省要綱を發條す△バス運賃原價計算に關し鐵道省、全國乘合自動車運送事業組合聯合會に諮問發す

- 【二十日】國產車の販賣先東京府で指定△地方石油配給機構整備方針、商工省要綱を發條す△バス運賃原價計算に關し鐵道省、全國乘合自動車運送事業組合聯合會に諮問發す
- 【二十一日】石炭車の技術向上に陸軍技術本部の指導下に日燃機で研究委員會を設置と決定
- 【二十二日】代燃機統制會社の權限、日本燃料機合同が完掌
- 【二十三日】東京中古車協定價格、二十二日附公布即日實施
- 【二十四日】トヨタ四米シャシーテスト十一月四日から開催決定
- 【二十五日】大阪の石油配給所五十ヶ所開設
- 【二十七日】中華部品取扱方法滿洲向と同様に決定△高峯機關工業株式會社、代燃機統制會社に指定さる
- 【二十八日】石油代用燃料使用裝置許可事務取扱方針商工省より通牒發す
- 【二十九日】自動車統制會指定閣議で決定△全滿の代燃化三年計畫一ヶ年に短縮さる
- 【三十日】日本自動車製造工業組合鋼材規格設定案審議

【三十一日】新シャシーに代燃機の裝着許可商工省方針決定△第二回荷車用再生タイヤ配給割當數案決定、商工省浦藤發す

十一月

【一日】バスボデーの塗色五種類程度に決定昭和十七年標準型製作と同時に商工省實施△日本第二回自動車工業組合聯合會臨時總會開催八日創立する小型部品工組への加入問題審議△ゴム車輛の配給に東京府其取所設置考慮△代燃事務燃料局から機械局へ移行△大阪市電、市バス一錢値上決定

【二日】發生機設置車の購入手續一元化等關係當局打合△金屬類特別回收物件輸送用ガソリン特別配給第一回分割當方針發議
【四日】自動車統制會設置機械部門と同時に設立命令と決定△トヨタ四米シャシー、トヨタ中型、大型乗用、アルコール單體自動車等の運行テスト東京前橋間で施行△帝國自動車工業重役陣強化△臺灣燃料機合同創立重役陣も決る△東京貨物事組初の統制委員會開催

【五日】レーヨントイヤの試験近く省營バスで實施内定△自動車用代用燃料に臺灣鐵

道局樟油試用試験結果良好△バス運賃原價計算課程事項東乘事組で決定△車輪工業會社生産計畫認可を申請

【六日】部品工業整備調査回答十日迄と決定商工省急速提出方促す△日本自動車修理加工工業組合正式認可さる△乗合自動車石炭混用講習會開催日程決定△交通施設長期整備計畫委員會鐵道省で設置

【七日】自動車交通事業法改正法律案鐵道省立案に着手△代用燃料使用裝置燃料局地方廳宛指示發議△發生機設置機械問題で日燃機代理店協會關係當局に反對陳情△愛知県タクシー値上問題で白木保安課長鐵道省と折衝

【八日】十二月分バス、タクシー、ハイヤートラック等代燃比率決定△小運送業、貨物自動車等整備状況鐵道省小運送課長會議を召集協議△燃料國策研究會石油増産を建白

【十日】商工省自動車技術委員會十二月中旬總會を開催に内定△ガソリン消費規正後の旅客自動車事業概況鐵道省發表△機械統制會設立方針官民懇談會で佐藤機械局長明示

【十一日】自動車統制會機構車輛と部品製

行△代用燃料機割當トラックへ優先配給決定△大阪部品工業再編組合加盟工場資格調査終る

【十七日】ニッサン、トヨタ部分品原價案に對する自製工組對部品工聯口錢公價委員會で協議△北支交通の煙線線全通す

【十八日】日燃機のC二十一型（石炭自動車用大型發生機）運行テストガソリンカーに裝置實施△改正陸運統制令公布さる△自動車販賣會社整備に共販會社設置論湧化△アセレン車テスト申込十九社六十三式に達し商工省試験加要發表す

【十九日】發動機製造無煙炭對象の代燃專門エンヂン試作に着手△修理加工聯第三・四半期資材割當申請

【二十日】改正陸運統制令施行規則公布即日實施さる△石炭自動車増加に伴ひ陽泉炭配給地擴大△京阪神運統制に大阪府乗出す△乗合自動車用モチット需給協議會設立本決り

【二十一日】代燃專門自動車への發生爐取付問題、當局メーカー三社の意向聴取△貨物事組の貨物共同引受及順位變更内定
【二十二日】代燃機資材獲得協力會議燃料局で開催△鐵道省全國的に旅客自動車事組

造部門によること、内定△乗合事組の混炭講習會全國より二百五十九名募集の上開催△標準型バス車體試験の具體化方法商工省で協議△貨物運賃適正化關係官廳で協議△トヨタ、ニッサン乗用車並に中型乗用車トヨタ新日本號の公定價格技術委員會專門委員會で最後案決定

【十二日】自動車行政部門の一元化案湧化△滿洲自動車安東工場近く竣工△小型中古車協定價東京府原案査定に着手

【十三日】自動車統制會設立連絡會議前相官邸で開催バスボデー標準型運行テスト具體案官民協議會開催さる△朝鮮鐵道局重要物資の輸送統制斷行す△トラック部分品の公定價格内定商工省十七日口錢打合會議開催と決定△陽泉炭混用に商工、農林、鐵道三省連絡會議開催

【十四日】バスボデー標準型試験十一月二十二日より十二月十日迄設置、運各試験の施行日程決る△自動車石炭配給機整備に當局着手△薪炭工組臨時總會開催定款一部變更、役員補充決定△群馬、富山兩縣の自動車交通事業一元化案進捗

【十五日】自動車統制會設立要綱二十日公布内定△トヨタ四米シャシー分解テスト施

【三十日】日本燃料機合同總會製當年六分据置決定△自動車統制會設立命令發せらる△新興資材使用自動車性能試験十二月八日から陸軍技術部で實施決定す

實情調査開始△生産學充關係物資輸送用ガソリン特別配給、鐵道省各府縣に發議す
【二十五日】東京舊市内のバス統制問題、大臣裁定案に關する陸上交通事業調整委員會幹事會開催△優良部品認定申請十五件に達す△日本通運株式會社改正案鐵道省來議提出内定す

【二十六日】ゼーゼル自工日野工場資本金五千萬圓で新會社として分離、當局も内認可△乗合自動車運送事業組合十六年度補助金認可指令△東京府石油販賣臨時總會開催
【二十七日】酒精團體を自動車燃料に一月頃省營バスに配給内定△東京燃料機整備臨時總會重役二名増員決定△自動車部分品公定價格決定

【二十八日】自動車統制會年内創立の運びに關係者の動き活潑化す△石川縣自動車修理工組創立△鐵道省滞貨状況調査方各府縣へ發議△東京小車統制組合創立

【二十九日】車輛統制會非公式設立準備會開催△ゴム車輛認可に商工省東京府協議△自動車統制會設立非公式準備會十二月一日開催と決定△東京府新貨物自動車運賃鐵道省認可、警視廳へ通牒△鐵鋼鐵實續調査東京府率下工組へ通牒

官制

官制及分課規程は主として自動車交通關係のもののみを抄録する、抜萃は同自動車交通に關係ある所のものよみにとめて掲載することにす

宮内省官制

昭和五年三月改正

第六條 宮内大臣は主管の事務に關し警視總監及地方長官に指令又は訓令を下すことを得

第十一條 宮内省内に左の部局を置く

- 侍從 職 式部 聯
- 宗秩 寮 諸 陵 寮
- 圖書 寮 侍 醫 寮
- 內藏 寮 內 匠 寮
- 主馬 寮

第二十二條 主馬寮に於ては馬車、馬匹、自動車、牧場及輸送に關する事務をとる

宮内省分課規程

官制

昭和五年三月改正

第三十六條 主馬寮に庶務課、厩務課及自動車を置く

第三十七條 庶務課に於ては左の事務を掌る
一、行李啓發接待其他に要する車馬の裝備に關する事項

二、車馬の御用出及拜借に關する事項

三、馬籍の整理に關する事項

四、會計に關する事項

五、車馬の購入及拂下に關する事項

六、車馬用物品の購入及修理に關する事項

七、應用物品の保管出納に關する事項

八、物品の運送に關する事項

九、船馬車の雇傭使役及監督に關する事項

十、牧場に關する事項

十一、官印の管守に關する事項

十二、前各號の外他課に屬せざる事項

第三十八條の二

一、自動車の運轉に關する事項

二、自動車車庫に關する事項

三、購入又は賣拂に係る自動車の檢定に關

- 四、自動車及自動車用物品の整理保管出納及檢査に關する事項
- 五、賣方其他所屬傭人の取締に關する事項

陸軍省官制改正

(昭和十六年四月八日 勅令第四百三三號)

- 第十八條中『資源課』を『燃料課』に改む
- 第十九條 戰備課に於ては左の事務を掌る
 - 一 軍需動員の基本に關する事項
 - 二 物資動員一般に關する事項
 - 三 生産力擴充一般に關する事項
 - 四 海外軍需物資(燃料を除く)の取得及利用の一般に關する事項(政策に關する事項を除く)
 - 五 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の調査及研究の統制に關する事項
 - 六 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の需給調整に關する事項
 - 七 軍需品(燃料を除く)の原料及材料の規格の統制に關する事項
- 第二十條 工政課に於ては左の事務を掌る
 - 一 軍需工業(燃料に關するものを除く)の指導及補助の基本に關する事項
 - 二 軍需品(燃料を除く)の製造設備の計畫及其の實施の統制に關する事項

- 三 電力及工作機械に關する事項
- 四 軍需工業に關聯ある科學技術の一般に關する事項(銃砲課所掌のものを除く)
- 五 軍需品製造等の監督の統制に關する事項
- 六 軍需動員に要する人員の需給調整の一般に關する事項
- 七 軍需動員に關する勞務の一般に關する事項
- 八 陸軍共済組合に關する事項
- 第二十條の一を削る
- 第二十條の二中第六號を第九號とし第七號を第十號とし第五號を左の如く改め同條を第二十條の三とす
 - 五 海運資材(器材課所掌のものを除く)の整備、補給及検査に關する事項
 - 六 海運資材(器材課所掌のものを除く)の調査、研究及審査に關する事項
 - 七 海運資材(器材課所掌のものを除く)の工業の指導、補助及監督に關する事項(監査課所掌のものを除く)
 - 八 船舶及鐵道車輛(器材課所掌のものを除く)に關する事項
- 第二十條の二 燃料課に於ては左の事務を掌る
 - 一 燃料政策一般に關する事項
 - 二 海外燃料資源に關する事項
 - 三 燃料の調査及研究の基本に關する事項
 - 四 燃料工業の指導、補助及監督の基本に關する事項
 - 五 燃料製造設備の計畫及其の實施の統制に關する事項
 - 六 燃料の規格の統制に關する事項
 - 七 燃料の調達の調整並に燃料の整備及貯蔵の基本に關する事項
 - 八 燃料の需給調整に關する事項
 - 九 陸軍燃料廠の業務の一般に關する事項(機械課及陸軍航空本部所掌のものを除く)

- 一 燃料政策一般に關する事項
- 二 海外燃料資源に關する事項
- 三 燃料の調査及研究の基本に關する事項
- 四 燃料工業の指導、補助及監督の基本に關する事項
- 五 燃料製造設備の計畫及其の實施の統制に關する事項
- 六 燃料の規格の統制に關する事項
- 七 燃料の調達の調整並に燃料の整備及貯蔵の基本に關する事項
- 八 燃料の需給調整に關する事項
- 九 陸軍燃料廠の業務の一般に關する事項(機械課及陸軍航空本部所掌のものを除く)
- 第二十一條中『及機械課』を『機械課及器材課』に改む
- 第二十二條第一號中『機械課所掌兵器及航空兵器』を『機械課及器材課所掌兵器並に航空兵器』に改め同條第六號中『工業の指導』の下に『補助及』を加へ同條第九號を削る
- 第二十三條 機械課に於ては左の事務を掌る
 - 一 戰車(裝甲車を含む)牽引車、自動車(自動車工具を含む)及自動車燃料の

- 制式、支給、交換、調達、整備、検査及拂下並に之に關する一切の經理事項
- 二 機械課所掌兵器(自動車燃料を含む)の審査に關する事項
- 三 機械課所掌兵器(自動車燃料を含む)の貯蔵設備に關する事項(築設及管理を除く)
- 四 機械課所掌兵器(自動車燃料を含む)及自動車工業の指導、補助及監督に關する事項(監査課所掌のものを除く)
- 五 自動車の検査及徴發に關する事項

陸軍機工本部令

(昭和十六年四月八日 勅令第四百五號)

第一條 陸軍機工本部は機甲部隊及騎兵部隊の教育上當該隊種專門に關する事項、陸軍戰術學校、軍軍騎兵學校及陸軍自動車學校に關する事項並に戰車(裝甲車を含む)以下之に同じ)牽引車及自動車の整備の基本に關する事項を掌り且機甲部隊、騎兵部隊及戰車を主體とする諸兵連合の部隊に關する調査及研究並に戰車、牽引車、自動車及自動

- 車燃料の調査及研究を行ひ其の進歩を圖る
- 第二條 陸軍機工本部に庶務課及第一課乃至第三課を置く
- 第三條 各課の業務の分掌に陸軍大臣之を定む
- 第四條 陸軍機工本部に左の職員を置く
 - 本部長 附 課長 部員
 - 下士官及判任文官
- 第五條 本部長は陸軍大臣に隸し陸軍機工本部の業務を總理す但し教育並に陸軍戰術學校、陸軍騎兵學校及陸軍自動車學校の管轄に關しては教育總監に直隸す
- 第六條 本部長は陸軍大臣の命を承け陸軍技術本部長と協議し軍隊及所轄學校に於ける戰車、牽引車及自動車の取扱及保存に關する指導及検査を行ひその成績を陸軍大臣に報告し關係長官に通報するものとす
- 第七條 本部長は教育總監の命を承け教育上の主管事項に付機甲部隊を査閲し之に關する意見を當該部隊長に訓示し又は議評を行ひ且其の成績を教育總監に報告し關係長官に通報するものとす
- 第八條 本部長は陸軍士官學校を査閲し機工部隊又は騎兵部隊所屬の學徒の教育に關し意見あるときは之を教育總監に具申す

- 第九條 附は本部長を輔佐し部務を整理す附は前項の外本部長の命を承け第六條及至前條に規定する本部長の職務を行ふことを得
 - 第十條 課長は本部長の命を承け課務を掌理す
 - 第十一條 部員は上官の命を承け各擔任の業務を掌る
 - 第十二條 下士官及判任文官の命を承け事務に従事す
- 附 則
本令は昭和十六年四月十日より施行す
- 陸軍機工本部業務分掌規程
- (昭和十六年五月五日 陸達 第三十號)
- 第一條 庶務課に於ては左の業務を掌る
 - 一 部内の庶務に關する事項
 - 二 准士官及判任官以下の人事に關する事項
 - 三 部内の經理に關する事項
 - 四 他課所掌に屬せざる事項
 - 第二條 第一課に於ては左の業務を掌る

- 一 部内全般の業務整理に關する事項
- 二 機甲部隊、騎兵部隊及戰車を主體とする諸兵連合部隊の編制部裝備及動員に關する事項
- 三 所轄學校の編制制度に關する事項
- 四 機甲部隊、騎兵部隊及戰車を主體とする諸兵連合部隊の調査、研究に關する事項
- 五 將校及高等文官の人事に關する事項
- 六 機甲部隊及騎兵部隊の人員の補充に關する事項
- 七 豫算及演習費に關する事項
- 八 機甲部隊及騎兵部隊關係の條令規則及戰時諸勤務令に關する事項
- 九 第二課に於ては左の業務を掌る
 - 一 機甲部隊騎兵部隊及所轄學校の教育に關する事項
 - 二 機甲部隊、騎兵部隊の典令範圍に關する事項
 - 三 陸軍少年戰車兵學校生徒の召集及試験に關する事項
 - 四 第三課に於ては左の業務を掌る
 - 一 戰車、牽引車、自動車及自動車燃料の調査、研究に關する事項
 - 二 戰車、牽引車及自動車の整備の基本に關する事項
 - 三 軍隊及所轄學校に於ける戰車、牽引車

及自動車の保存取扱に關する指導並に検査に關する事項

陸軍技術本部令

第一條 陸軍技術本部は陸軍所要の兵器（陸軍航空本管管掌器材を除く、以下之れに同じ）及兵器材料の考案、審査及兵制式統一を爲し此等兵器及材料の検査を統理し、陸軍技術の調査及研究並に試験を行ひ其の改良進歩を圖る

第二條 技術本部に總務部、第一部、第二部及第三部を置く（以下省略）

陸軍技術本部事務管掌規程

第二條 第一部に於ては左の事務を掌る

一、兵器の調査、研究、考案、審査及試験に關する事項（以下省略）

陸軍兵器廠令

第一條 陸軍兵器廠は兵器（陸軍航空本管管掌器材を除く、以下之れに同じ）の購買、検査、貯藏、保存、修理、補給及製品處分令

を掌る

第二條 兵器廠は兵器本廠及兵器支廠より成る

本廠は東京に支廠は東京、千葉、名古屋、大阪、岡山、廣島及小倉に之を置く（以下省略）

陸軍造兵廠令

第一條 陸軍造兵廠は陸軍所要兵器（陸軍航空本管管掌器材を除く）の考案及設備を爲し、陸軍所要の兵器其他の軍需品、海軍所要の火藥及一般火藥の製造及修理を爲し、此等製品及兵器材料の検査を爲し、且使用火藥に關する調査及研究を行ふ

第二條 陸軍造兵廠に總務部、作業部、技術部、會計部工廠部及長官直轄の造兵所を置く（以下省略）

陸軍自動車學校令

第一條 陸軍自動車學校は學生及兵に自動車に關する學術を修得せしめ且つ自動車に關する器材の研究及試験を行ふ所とす

第五條 自動車に關する調査研究及試験を行

昭和十四年九月一日改正

陸軍戰車學校令

昭和十四年八月廿二日改正

はしむる爲本校に研究部を置く

陸軍自動車學校に於ては前項の外幹部候補生に輻重兵科豫備將校に必要な教育を、下士官候補者に輻重兵科現役下士官に必要な教育を行ふ

第二條の二 幹部候補生は各隊より分遣する輻重兵科甲種幹部候補生を以て之に充て通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね十一月とす

第二條の三 下士官候補者は各隊より分遣する者を以て之に充て通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね一年とす

第七條 兵器の整備及研究並に學生、幹部候補生及下士官候補者の實習に供する爲本校に材料廠を置く

第一條 陸軍戰車學校は學生に戰車隊又は輕裝甲車隊に必要な諸學を修得せしめ之を各隊に普及し是等諸學術の調査及研究を行ひ以て戰車隊及輕裝甲車隊の教育の進歩を圖り且是等に必要な兵器其の他の器材の研究及試験並に機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所とす

陸軍戰車學校に於ては前項の外練習下士官及練習兵に輕裝甲車に關する教育を行ひ且下士官候補者に戰車隊の下士官候補者に戰車隊の下士官に必要な教育を行ふ

第二條 學生を分ちて左の五種とし通常毎年一回入校せしむ

第八條中『研究部主事』の次に『幹部候補生隊長幹部候補生隊長幹部候補生隊附』を加ふ下士官候補者隊長下士官候補者隊附

第十五條の二 幹部候補生隊長は幹部候補生隊を統へ校長の命を承け幹部候補生の教育を掌理す

第十五條の三 幹部候補生隊長は幹部候補生隊長の命を承け幹部候補生の教育を掌理す

乙種學生 戰車隊中、少尉及下士官を以て之に充て通信に關する學術を修習せしむ其の修學期間は概ね六月とす

丙種學生 戰車隊中、少尉及下士官を以て之に充て戰車に關する技術を修得せしむ其

の修學を終りたる學生の中より校長の選抜したる若干名の者を長期學生と爲し更に一年以内在學せしめ須要なる學術を修習せしむることを得

丁種學生 各兵科（憲兵科を除く）中、少尉を以て之に充て戰車隊の勤務に必要な學術を修習せしむ其の修學期間は戰車隊の者に在りては概ね六月、其の他の者に在りては概ね十月とす

輕裝甲車學生 各兵科（憲兵科を除く）尉官を以て之に充て輕裝甲車隊の勤務に必要な學術を修習せしむ其の修學期間は概ね八月とす

必要に應じ各兵科（憲兵科を除く）尉官にして戰車隊以外のものを以て乙種學生若は丙種學生と爲し又は各兵科（憲兵科を除く）大尉を以て丁種學生と爲すことを得

第三條 練習下士官兵は各隊より分遣する者を以て之に充て輕裝甲車に關する學術を修習せしむ通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね八月とす

第四條 下士官候補者は各隊より分遣する者を以て之に充て主として戰車隊の下士官に必要な學術を修習せしむ通常毎年一回入校せしむ其の修學期間は概ね一年とす

第五條 下士官候補者の教育綱領は教育總監

之を定む

第六條 下士官候補者の教育の實施は教則に依る其の教則は前條の綱領に基き教育總監の認可を受け校長之を定む

第七條 學生の教育に任せしむる爲陸軍戰車學校に政務部を置く

第八條 戰車及裝甲車に關する諸般の調査研究及試験並に機械化部隊の綜合研究を行はしむる爲陸軍戰車學校に研究部を置く

第九條 學生の教育並に諸般の研究及試験に充つる爲陸軍戰車學校に教導隊を置き戰車隊より兵及所要の下士官を分遣して之を編成す

第十條 兵器の整備及研究並に學生、練習下士官候補者の實習に供する爲陸軍戰車學校に材料廠を置く

第十一條 陸軍戰車學校に左の職員を置く
校長、幹學、副官、學校附、教官、研究部部長、研究部主學、教導隊長、教導隊副官、教導隊中隊長、教導隊練習隊長、教導隊下

士官候補者の教育を行ふ爲教導隊内に下士官候補者を置く
第十條 兵器の整備及研究並に學生、練習下士官候補者の實習に供する爲陸軍戰車學校に材料廠を置く
第十一條 陸軍戰車學校に左の職員を置く
校長、幹學、副官、學校附、教官、研究部部長、研究部主學、教導隊長、教導隊副官、教導隊中隊長、教導隊練習隊長、教導隊下

士官候補者隊長、教小隊附、材料廠長、材料廠附、准士官、下士官及判文官任

第十二條 校長は教育總監に兼し校務を總理す

第十三條 幹事は校長を補佐し校務を整理の教育、調査、研究及試験の統一を圖る

第十四條 副官は校長の命を承け庶務を掌る

第十五條 學校附は校長の命を承け其の擔任の業務を掌る

第十六條 教官は校長の命を承け教育を分擔す

第十七條 研究部員は校長の命を承け諸般の調査、研究及試験に要する資料の蒐集整理に任じ且諸般の調査、研究及試験を分擔す

第十九條 教導隊職員の服務は軍隊内務の則を準用す

第二十條 教導隊長は校長の命を承け練習下士官候補者の教育を掌る

第二十一條 材料廠長は校長の命を承け廠務を掌る

第二十二條 材料廠附は材料廠長の命を承け廠務を分擔す

第二十三條 准士官、下士官及別任文官は上官の命を承け技術又は事務に従事す

第二十四條 學生の人員及入校期日は教育總監の通牒により陸軍大臣之を告達す

監の通牒により陸軍大臣之を告達す

第二十五條 前條の告達ありたるときは所管長官は修學に適當の者を選定し入校期日前に其の所屬部隊、官等級及氏名を陸軍大臣及教育總監に報告すべし

第二十六條 營外居住者たる學生及練習下士官は校外に、營内居住者たる學生及練習下士官候補者及練習兵は校内に居住せしめ其の修學に要する兵器、被服、圖書、器具、消耗品等は之を貸付し又は支給することを得

第二十七條 學生、練習下士官兵及下士官候補者の願其の他業務に關する諸件は總て校長の管理に屬す

第二十八條 校長は陸軍歩兵學校長と協議し輕裝甲車學生を其の修學期間内に於て所要の期間陸軍歩兵學校に派遣し必要なる修學を爲さしむることを得前項の派遣期間輕裝甲車學生は其の修學に關し陸軍歩兵學校長の區處を承くるものとす

第二十九條 學生及練習下士官兵中傷病疾病其の他の事故に因り學術修得の用途なき者は校長其の事由を具し教育總監の認可を受け之を退校せしむ退校せしめられたる練習下士官兵は之を歸隊せしむ

第三十條 下士官候補者は情願を以て退校す

ることを得ず

第三十一條 下士官候補者左の各號の一に該當するときは之を退校せしむ

一、軍紀を紊り又は屢法則を犯す者
二、品行不正にして改悛の用途なき者
三、學術の成績不良にして卒業の用途なき者

四、傷病疾病に因り修學に堪へざる者
五、前各號の外下士官たるに適せずと認むる者

第三十二條 下士官候補者中傷病疾病其の他の事故に因り修學期間内に所定の學術を定め得ざる者にして尙望ありと認むるものは之を所要の期間滿學せしむることを得

第三十三條 前二條の規定に該當する者あるときは校長其の事由を具し教育總監の認可を受け之を處理す
退校せしめられたる下士官候補生は之を歸隊せしむ

第三十四條 校長は學生及練習下士官兵の修學期末に於る其の修業成績書を調整し之を教育總監に提出し其の認可を受け下士官以下には修業證書を付與し學生及練習下士官兵を歸隊せしむ
前項の場合に於て教育總監は學生（下士官

を除く）の修業成績書を陸軍大臣に移し校長は各學生及練習下士官兵の修業成績書を本人の所管長官を経て所屬の隊長に送付するものとす

第三十五條 校長は下士官候補者卒業の期に至りたるときは其の修業成績書を調整し之を教育總監に提出の卒業者に卒業證書を付與し之を歸隊せしむ

前項の場合に於て校長は各下士官候補者の修業成績書を本人の所管長官を経て所屬部隊長に送付するものとす

第三十六條 陸軍大臣は教育總監の通牒に依り臨時に各兵科（憲兵科を除く）將校以下を召集し所要の期間内に必要なる修學を爲さしむることを得

第三十七條 練習兵及教導隊に分遣すべき兵は初年兵より選拔し練習下士官及教導隊に分遣すべき下士官は尙一年以上現役に服すべき者なることを要す

第三十八條 校長は研究又は教育上必要あるときは陸軍航空總監、軍司令官、師團長又は飛行集團長に稟議し其の軍隊又は學校を

使用することを得

第三十九條 研究又は教育上必要あるときは校長は航空兵團長又は陸軍航空本部長に稟議し又は協議し其の軍隊又は學校を使用することを得

商工省官制

昭和十六年十一月現在

一、大臣官房に於いては從來の事務の外商工行政一般に關する調査、商工政策一般に關する報道及び情報の蒐集に關する事務

一、總務局においては生産力擴充、物資の需給調整その他國家總動員計畫に關する綜合事務及び綜合計畫の立案、外地及び海外に於ける産業經濟に關する事務の連絡調整その他重要商工政策の綜合調整に關する事務

一、鑛産局に於いては鑛物、金、銀、白金その他の白金屬、非鐵金屬、輕金屬及び非金屬鑛物に關する事務
一、鐵鋼局に於いては鐵鋼、鐵鋼及び特殊鋼等に關する事務

一、化學局に於いては化學工業品その他の主要に屬せざる工業品に關する事務
一、機械局に於いては自動車、工作機械その

他の機械並びに度量衡及び計量に関する事務

- 一、纖維局に於いては各種の纖維工業品並びに紙類及びバルブに関する事務
- 一、監理局に於いては保険に関する事務並びに取引所、商工會議所、中央卸賣市場、倉庫業、百貨店その他々の主宰に屬せざる商事に関する事務

となつてゐるか、このうち保険、取引所及び有價證券業、計理士、商品券等に関する事務は、昭和十六年十二月中に大蔵省に移管することとなるはずで、殘餘の所管事務は總務局又は振興部に分屬せしめ、監理局は廢止となるはずである

一、振興部に於いては物資需給調整に伴ふ産業の維持及び轉換に関する事務並びに商業組合、工業組合その他中小商工業に関する事務を掌ることとなつてゐる

がなほ昭和十六年十二月中には、大蔵省より國民更生金庫が移管され結局振興部に於てその事務取扱ひをなすこととなるはず

- 一、特許局に變更なく
- 一、燃料局には從來各局に分屬してゐた石炭に関する事務を總括して掌らしめたるため

新たに一部を設け

- 一、貿易局に於いては從來臨時物資調整局の事務たりし輸入計畫の實施に必要な資金計畫に関する事務を掌らしめる爲め、一部を新設すると共に、物價統制に関する事務を掌らしめる爲め物價局を新設したのである

一、この他昭和十六年十二月中には、外國貿易に伴ふ外國爲替の管理、アルコールの專賣、工業鹽及樟腦の配給等が大蔵省より移管されるはずである

◇商工省本省

- 一、大臣官房
- 秘書課、文書課、會計課、調査課、報道課
- (法令審査委員)
- 一、總務局
- 總務課、生産課、物産調整課
- 一、鑛産局
- 鑛政課、産金課、産銅課、非鐵金屬課、地質調査所、鑛山監督局(東京、仙臺、大阪、福岡、札幌)
- 一、鐵鋼局
- 製鐵、調整課、特殊鋼課
- 一、化學局
- 無機課、有機課、合成課、工業試験所(東京)

京、大阪)、陶磁器試験所、工藝指導所

- 一、機械局
- 總務課、産業機械課、動力機械課、中央度量衡檢定所、中央度量衡檢定所支所(大阪、福岡、名古屋)、機械試験所、機械工業養成所(東京、大阪、愛知)
- 一、纖維局
- 總務課、綿業課、羊毛製品課、人造纖維課、纖維工業試験所一、監理局總務課、生命保険課、損害保険課、取引課、商事課
- 一、振興部
- 總務課、商業組合課、金融課

◇商工省外局

- 一、特許局
- 一、燃料局
- 總務部(總務課、企畫課)
- 第一部(油政課、人造石油課)
- 第二部(資源課、利用課)
- 石炭部(炭業課、調整課、監督課)
- 燃料研究所、石炭坑場防試験所(直方、札幌)
- 一、貿易局
- 總務課
- 第一部(市場第一課、市場第二課、販賣課)

鐵道省官制

昭和十三年八月改正

- 第一部(機械金屬課、化學農水産課、纖維課、検査課)
- 第三部(資金第一課、資金第二課)
- 貿易事務所(大阪)
- 花産検査所
- 輸出絹織物検査所(京都、大阪、横濱、神戸、桐生、足利、名古屋、岐阜、福島、鶴岡、福井、金澤、富山)
- 一、物價局
- 第一部(總務課、企畫課)
- 第二部(價格第一課、價格第二課)

商工省分課規程改正

(昭和十六年四月十二日)

- 第二十四條 機械局に總務課、産業機械課及動力機械課を置く
- 第二十五條 總務課に於ては左の事務を掌る
 - 一 機械に関する綜合事務に関する事項
 - 二 機械設備等の統制及有効利用に関する事項
 - 三 電気機械、汎用機械其の他の機械(他課の主宰に屬するものを除く)に関する事項
- 四 鑛産品及鑛産品(各局部課の主宰に屬するものを除く)に関する事項

- 五 度量衡法の施行其の他度量衡及計量に関する事項(度量衡器及計量器の檢定比較検査及試験を除く)
- 六 機械工の養成に関する事項
- 七 工業用機械の貸與に関する事項
- 八 機械試験所、機械工業養成所及中央度量衡檢定所に關する事項
- 九 他課の主宰に屬せざる事項
- 第二十六條 産業機械課に於ては左の事務を掌る
 - 一 工作機械、試験機械、測定機械、工具軸受、其の他の精密機械に関する事項
 - 二 鑛山用機械、製鐵用機械、人造石油製造用機械、化學工業用機械、纖維工業用機械、農業用機械其の他生産用機械に関する事項
 - 三 工作機械製造事業法の施行に関する事項
 - 第二十七條 動力機械課に於ては左の事務を掌る
 - 一 自動車、鐵道車輛、船舶、航空機、起重機其の他の輸送機械に関する事項
 - 二 原動機に関する事項
 - 三 自動車製造事業法の施行に関する事項

二、線路及建造物の改良に關する事項

第九條 工作局に於ては左の事務を掌る

一、車輛の製作保存及改良に關する事項

二、工場作業に關する事項

第九條之二 電氣局に於ては左の事務を掌る

一、電氣設備の新設、保存及改良に關する事項

二、電力の發生及配給に關する事項

第十條 經理局に於ては左の事務を掌る

一、本省所管の經費及諸收入の豫算決算並會計に關する事項

二、會計の監督に關する事項

三、本省所管の官有財産及物品に關する事項

鐵道省分課規程
(昭和十六年三月改正)

第八條 監督局に左の八課を置く

一、總務課 二、監理課 三、調整第一課 四、調整第二課 五、鐵道課

六、陸運第一課 七、陸運第二課 八、技術課

第九條 監督局總務課に於ては左の事務を掌る

一、監督法規に關する事項

二、地方鐵道、軌道及自動車交通事業の抵

當又は登録に關する事項

三、地方鐵道及軌道の買收補償に關する事項

四、自動車運送事業の補償に關する事項

五、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運に關する資源の調査整備及運用に關する事項

六、局内他課に屬せざる事項

第九條之二 監督局監理課に於ては左の事務を掌る

一、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の検査に關する事項

二、日本通運株式會社に關する事項

三、地方鐵道補助金の計算に關する事項

四、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の監督に關し特に命ぜられたる事項

第九條之三 監督局調整第一課に於ては左の事務を掌る

一、陸上交通事業の調整の基本計畫に關する事項

二、陸上交通事業の調整の基礎的調査に關する事項

三、陸上交通事業の調整の外國資料の調査に關する事項

四、調整第二課の所管に屬せざる陸上交通事業の調整の具體的計畫、實施及資料の調査に關する事項

第九條之四 監督局調整第二課に於ては左の事務を掌る

一、東京市及其の附近に於ける陸上交通事業の調整の具體的計畫及實施に關する事項

二、東京市及其の附近に於ける陸上交通事業の調整の資料の調査に關する事項

第十條 監督局鐵道課に於ては左の事務を掌る

一、地方鐵道、專用鐵道及軌道の免許、特許、許可及認可に關する事項

二、地方鐵道補助金の許可に關する事項

三、地方鐵道、專用鐵道及軌道の業務の監督に關する件

四、地方鐵道及軌道の係員の職制、服務及懲戒に關する事項

五、地方鐵道、專用鐵道及軌道の統計及調査に關する事項

六、地方鐵道、專用鐵道及軌道の運賃の整理に關する事項

第十條之二 監督局陸運第一課に於ては左の事務を掌る

一、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動

車道事業、索道事業及無軌道電車事業の免許、許可及認可に關する事項

二、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の業務の監督に關する事項

三、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の統計及調査に關する事項

四、旅客運送を爲す自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業の臺帳及圖表類の整理に關する事項

五、旅客運送を爲す自動車交通事業者の組合に關する事項

第十條之三 監督局陸運第二課に於ては左の事務を掌る

一、小運送業及貨物運送を爲す自動車交通事業の免許、許可及認可に關する事項

二、小運送業及貨物運送を爲す自動車交通事業の業務の監督に關する事項

三、小運送業及貨物運送を爲す自動車交通事業の統計及調査に關する事項

四、小運送業及貨物運送を爲す自動車交通事業の臺帳の整理に關する事項

五、貨物運送を爲す自動車交通事業者の組合に關する事項

官制

六、貨物自動車運送事業者の補助に關する事項

第十一條 監督局技術課に於ては左の事務を掌る

一、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の審査並に監督に關する事項

二、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の竣工検査に關する事項

三、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の統計及調査に關する事項

四、地方鐵道、軌道、自動車運送事業、小運送業其の他の陸運の技術上の臺帳及圖表類の整理に關する事項

第十二條 運輸局に左の九課を置く

一、總務課 二、連絡運輸課

三、旅客課 四、貨物課

五、配車課 六、運輸第一課

七、運輸第二課 八、船舶課

九、自動車課

第十三條 運輸局總務課に於ては左の事務を掌る

一、運輸上の施設計畫の總括に關する事項

二、運輸數量及運輸上の經費の調査に關する事項

三、電氣通信事務に關する事項

四、停車場の設置及廢止に關する事項

五、專用鐵道及專用側線に於ける作業契約に關する事項

六、鐵道及車輛の借入及使用許可に關する事項

七、局内他課に屬せざる事項

第十三條之二 運輸局連絡運輸課に於ては左の事務を掌る

一、内地連絡運輸に關する事項

二、停車場及棧橋の共同使用に關する事項

三、省計直通運輸に關する事項

四、東亞連絡運輸に關する事項

五、亞歐連絡運輸に關する事項

六、通關に關する事項

七、國際會議に關する事項

八、外國鐵道の調査に關する事項

第十四條 運輸局旅客課に於ては左の事務を掌る

一、旅客及小荷物の運輸上の施設計畫に關する事項

二、旅客及小荷物の運賃及料金に關する事項

- 三 旅館に關する事項
- 四 停車場、棧橋及列車内の營業及廣告に關する事項
- 五 鐵道司法警察に關する事項
- 第十五條 運輸局貨物課に於ては左の事務を掌る
 - 一 貨物取扱上の施設計畫に關する事項
 - 二 貨物の運賃及料金に關する事項
- 第十六條 運輸局配車課に於ては左の事務を掌る
 - 一 貨物輸送上の施設計畫に關する事項
 - 二 貨車及附屬品の配給に關する事項
- 第十七條 運輸局運輸第一課に於ては左の事務を掌る
 - 一 運輸關係事務の總括に關する事項
 - 二 車輛の保管に關する事項
 - 三 動力車（電車、氣動車を含む）の配置運用に關する事項
 - 四 車輛の性能調査及運轉技術に關する事項
 - 五 運輸成績の調査に關する事項
- 第十七條之二 運輸局運輸第二課に於ては左の事務を掌る
 - 一 列車の運轉に關する事項
 - 二 運輸上の施設計畫に關する事項

- 三 信號及保安に關する事項
- 四 運輸事故に關する事項
- 第十八條 運輸局船舶課に於ては左の事務を掌る
 - 一 船舶の運航に關する事項
 - 二 船舶及海上工作物の管理に關する事項
 - 三 船舶及海上工作物の製作、修繕、検査買入、借入、使用許可及賃船に關する事項
 - 四 船舶運航成績の調査に關する事項
 - 五 船舶事故の調査に關する事項
- 第十八條之二 運輸局自動車課に於ては左の事務を掌る
 - 一 省營自動車運輸上の施設計畫に關する事項
 - 二 省營自動車の運賃及料金に關する事項
 - 三 省營自動車の運轉に關する事項
 - 四 省營自動車の修理に關する事項
- 省營自動車委員會規程
 - 第一條 省營自動車委員會は大臣の命を承け省營自動車の路線の選定及之が實施計畫の要綱を調査審議す委員會は其の報告書に於て省營自動車に關する事項にして官制及分課改正に依り掌理すべき肩課所明瞭ならざ

昭和十三年八月二日 勅令第五百四十三號

- るものに付ては之が主管局課所及同職すべき局課所に關する意見を附記するものとす
- 第二條 委員會は委員長一名及委員若干名を以て之を組織す委員長は次官を以て之に充つ
- 第三條 委員會に幹事若干名を置く幹事は委員長の指揮を承け公務を整理す
- 第四條 委員會に書記若干名を置く
- 書記は上司の指揮を承け庶務に従事す
- 第五條 委員長に於て必要ありと認めたるときは關係官更をして出席せしむることを得
- 委員、幹事及書記左の如し
 - 委員——監督局長、運輸局長、建設局長、工務局長、工作局長、經理局長及官房文書課長
 - 幹事——監督局總務課長、運輸局自動車課長、建設局計費課長、工務局保線課長、工作局車輛課長、經理局會計課長
 - 書記——委員會の必要に應じ委員長の要求に因り官房課長所長及各局長の指名せる本省勤務判任官
- 交乘事業調整委員會官制
 - 第一條 交乘事業調整委員會は内閣總理大臣の監督に屬し鐵道大臣及内務大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法第二條第一項、第三條第三項、第五條及第十二條に規定する事項を調査審議す
 - 委員會は陸上交通事業の調整に關する重要事項に付關係各大臣に建議することを得
 - 第二條 委員會は會長一人、副會長二人及委員三十五人以内を以て之を組織す
 - 特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得
 - 第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ副會長は鐵道大臣及内務大臣を以て之に充つ
 - 委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り左に掲ぐる者の中より内閣に於て之を命ず
 - 一 關係各廳高等官
 - 二 貴族院議員及衆議院議員
 - 三 關識経験ある者
 - 前項第二號及第三號に掲ぐる者の中より命ぜられたる委員の任期は三年とす但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず
 - 第四條 會長は會務を總理す

- 第一條 交通事業調整委員會は内閣總理大臣の監督に屬し鐵道大臣及内務大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法第二條第一項、第三條第三項、第五條及第十二條に規定する事項を調査審議す
- 委員會は陸上交通事業の調整に關する重要事項に付關係各大臣に建議することを得
- 第二條 委員會は會長一人、副會長二人及委員三十五人以内を以て之を組織す
- 特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得
- 第三條 會長は内閣總理大臣を以て之に充つ副會長は鐵道大臣及内務大臣を以て之に充つ
- 委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り左に掲ぐる者の中より内閣に於て之を命ず
 - 一 關係各廳高等官
 - 二 貴族院議員及衆議院議員
 - 三 關識経験ある者
- 前項第二號及第三號に掲ぐる者の中より命ぜられたる委員の任期は三年とす但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げず
- 第四條 會長は會務を總理す

- 副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは内閣總理大臣の指名する副會長其の職務を代理す
- 第五條 委員會に幹事を置く内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず
- 幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す
- 第六條 委員會に書記を置く内閣に於て之を命ず
- 書記は上司の指揮を承け庶務に従事す
- 附 則
 - 本令は公布の日より之を施行す

内務省官制

- 昭和十四年六月改正
- 第一條 内務大臣は神社、地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、都市計畫、地理、出版、著作權及拓殖に關する事務を管理し警視總監、北海道廳及府縣知事を監督す
- 第四條 内務省に左の五局を置く
 - 神社局
 - 地方局
 - 警保局
 - 土木局
 - 衛生局
- 第六條 警保局に於ては左の事務を掌る
 - 一、行政警察に關する事項
 - 二、高等警察に關する事項

- 三、圖書出版及著作權に關する事項
- 第七條 土木局に於ては左の事項を掌る
 - 一、本省直轄の土木工事に關する事項
 - 二、府縣經營の土木工事其の他公共の土木工事に關する事項
 - 三、直轄工費及土木費補助に關する事項
 - 四、軌道の特許及監督に關する事項
 - 五、河川、道路、港灣及砂防に關する事項
 - 六、公有の水面及水流に關する事項
 - 七、土地收用に關する事項

内務省分課規程

- 昭和十四年六月改正
- 警保局
 - 警務課
 - 一、行政警察に關する事項
 - 保安課
 - 一、特別高等警察に關する事項
 - 一、外事警察に關する事項
 - 高等課
 - 一、高等警察に關する事項
 - 圖書課
 - 一、圖書出版及著作權に關する事項
 - 一、新聞紙及雜誌檢閲に關する事項

- 一、圖書保存に關する事項
- 土木局 河川課
- 一、河川に關する事項
- 二、砂防に關する事項
- 水利に關する事項
- 一、河川の埋築干拓及使用に關する事項
- 本省直轄河川砂防工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項
- 災害土木工事國庫補助に關する事項
- 土木統計及直轄工事年報の編纂に關する事項
- 一、他課の主管に屬せざる事項
- 道路課
- 一、道路に關する事項
- 一、軌道に關する事項
- 一、上水道下水道の工事及其の補助に關する事項
- 一、土地收用に關する事項
- 一、本省直轄道路工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項
- 港灣課
- 一、港灣に關する事項
- 一、運河に關する事項
- (主として河川に關するものを除く)
- 一、海面の埋築干拓及使用に關する事項

- 一、本省直轄港灣工事用船舶及重要機械器具の運用に關する事項
- 第一技術課
- 一、河川道路港灣其の他の技術に關する事項
- 第二技術課
- 一、重要な技術上の調査に關する事項
- 一、本省直轄土木工事の企畫に關する事項
- 道路管理職員制

大正十三年一月改正

- 第一條 道路管理の爲道廳又は府縣に通じて左の職員を置くことを得
- 事務職員
- 道路主事 專任六十人以上内委任官待遇
- 道路書記 專任十人以上 判任官待遇
- 技術職員
- 道路技師 專任百六十人以上内委任官待遇
- 道路技手 專任三千四百人以上内判任官待遇
- 前項職員の道廳及各府縣内の定員は内務大臣之を定む
- 地方待遇職員令第九條但書の規定に依り倍給を受けず又は最低金額より低き俸給を受給を受けず

- くる第一項の職員にして他の官廳に在る者の員數は主として従事する事務又は技術を職員の内とし其の他の職員の内定員の外とす
- 第二條 道路主事及道路書記は道路に關する事務に従事す道路技師及道路技手は道路に關する技術に従事す
- 第三條 道路管理者たる市町村長は道路管理の爲左の職員を置くことを得
- 道路主事 道路書記
- 技術職員
- 道路技師 道路技手
- 第二條の規定は前項の職員に之を準用す道路管理者たる市町村の吏員をして道路管理に關する事務又は技術に従事せしむることを得
- 第四條 道路法第十七條但書の規定に依り指定する市の市長は道路管理の爲市に道路局又は道路部を設くるの必要ありと認むるときは内務大臣の認可を受け前條の職員の外道路局長又は道路部長を置くことを得
- 第五條 市町村に於て道路の管理に關する事務又は技術に従事する職員の俸給及旅費に關する規定は道路管理者之を定む

警視廳官制

昭和十四年六月改正

- 第十七條 警視廳に部を置き事務を分掌せしむること左の如し
- 警務部
- 一、警務に關する事項
- 特別高等警察部
- 一、特別高等警察及外事政策に關する事項
- 二、勞働爭議調停に關する事項
- 刑事部
- 一、刑事に關する事項
- 保安部
- 一、建築警察、風俗警察及危險物取締等に關する事項
- 二、營業警察及交通警察に關する事項
- 三、健康保險法施行に關する事項
- 衛生部
- 一、衛生警察及衛生に關する事項
- 消防部
- 一、水災消防に關する事項
- 第二十七條 警視廳管内に警察署を置く其の位置、名稱及管轄區域は警視廳總監之を定む
- 第二十八條 警察署長は徴發及召集に關

する事務に付管内の町村長を指揮監督す

第三十二條 警視廳に警察練習所及消防練習所を置く

警視廳警務所は警察に従事する職員、消防練習所は消防に従事する職員の教育及訓練に關する事務を掌る

警視廳職務細則

昭和十六年十二月一日現在

- 第一章 通則
- 第一條 本令は總監官房、警務部、特別高等警察部、刑事部、保安衛生部、經濟、警察部及消防部に適用す
- 第二條 官房主事部長は所屬員を指揮監督し各主管の事務に付整理の責に任ず
- 第二條之二 官房主事部長に於て行政警察事務の執行に關し警察署長に關連するときは警務部長の連署を要す
- 第三條 總監官房部所に左の課係所を置く其の分掌事務左の如し
- 保安衛生部
- 庶務課 庶務係 人事相談係
- 保安課 保安係
- 風紀係

交通課 交通係

- 一 陸上交通警察に關すること
- 一 水上交通警察に關すること
- 一 航空警察に關すること
- 一 自動車に關すること(うち)
- 一 船舶に關する揮發油、重油の燃費別配給標準決定計量並に特別配給に關すること
- 一 公園、河岸地、溝渠、用水水路、堤塘に關すること
- 一 陸地測量標及警備信號標に關すること
- 一 他の主管に屬せざる交通警察事務に關すること
- 事業係
- 一 自動車事業に關すること
- 一 自動車車輛検査に關すること
- 一 自動車、動車、其の他の交通機關に關する揮發油、重油の燃費別配給標準決定計量並に特別配給に關すること
- 一 交通運輸に關する運送貨の形成並に取締に關すること
- 一 自動車車庫に關すること
- 一 運轉者係(うち)
- 一 自動車運轉者に關すること
- 一 其の他交通從業員に關すること

生産

本邦の自動車生産界

本邦の昭和十六年に於ける生産界は國際情勢の緊迫、強度化と、日支事變に終始しながらも物動計畫、生産力擴充物資の一つとして生産力に於ては十五年の夫れに比し勝るとも劣らぬ數を示したことは事實である。車種別に見て貨物自動車に重點が置かれたことは勿論である。しかして十六年はニッサン自動車の普通型としてニッサン一八〇型が新添早々に市販開始をみ、トヨタ自動車に在りては貨物四米シャシーの試作完了、中型乗用自動車の若干製作が行はれ、いすゞ自動車の製造に當つてゐる東京自動車工業株式會社は、四月自動車製造事業法に依る許可會社に指定されたるを機會に、その名稱もディーゼル自動車工業株式會社と變更し、從來の特殊需要のみ

生産

でなく一般民需に對しても相當量を製造販賣することとし、五千CCディーゼル自動車の積極的生産に乗り出すなど幾多我が自動車工業史上特筆に値する事象があつた。質的、量的確保等の施策に對しては商工省の自動車技術委員會が又積極的に活動、燃料事情から代用燃料専門自動車用のエンジンの試作、パスボデー標準型、小型二輪、三輪車の型式決定等相當判然とした生産目標を得たと云ふことが出来る。又一面に於ては自動車部分品工業の確立方針を決定、之れが整備に着手し慈々自動車計畫生産が漸次軌道に乗る態勢を整へつゝある。

世界の自動車生産界

第二次歐洲戦争と反輻輳國側に對する米國の武器援助等に依る自動車工場の兵器製造轉

換など十六年に於ける世界の自動車生産界は多大の影響を受けたことは事實である。世界に於ける自動車生産數は最近の年次別に見れば次の如くである

一九三七年	六、三八二、一一一
一九三八年	四、〇〇一、五六六
一九三九年	未詳

(合衆國內外通商局調査)
三年に於ける生産減少の主なる原因は合衆國、カナダ等の大巾生産減とオーストリア、オランダに於ける數字が鮮明を缺いてゐることと事實上是増加してゐるとみられるのである。三九年後に於ける數字は第二次歐洲戦争の勃發等に依り調査困難となつてゐる

アメリカの生産界

アメリカの自動車工業はタンク、航空機、大砲等の軍需品製作に振り向けられたが、一層多くの兵器製作に振り向ける必要ありとして一九四二年度の生産は乗用、トラックの合計四百二十二萬四千五百五十二臺の生産が一旦は許されたのであるが、十六年十一月になつて

生産

十七年一月の一般自動車生産を十五年同期の生産に對して五二%をアメリカ政府當局から命令され、更に二月の生産に對しては五六%の大減産を命令した。しかして十六年の八月から十一月迄は十五年同期の生産に對して二六・五%、十二月は四八・四%と減産命令に續いて擴大されたものである。

一九三八年に至る生産比較左の如し

一九二五年	四、二六五、八三二
一九二八年	四、三三八、七五九
一九二九年	五、三三八、四二〇
一九三〇年	三、三五五、九八六
一九三一年	二、三八九、七三八
一九三二年	一、三七〇、六七八
一九三三年	一、九二〇、〇五七

一九三四年	二、七五三、一一一
一九三五年	三、九四六、九三二
一九三六年	四、四五四、一一五
一九三七年	四、八〇八、九七四
一九三八年	二、四八九、〇八五

合衆國州別乗用車及貨物自動車登録臺數

(自一九三七年至一九三九年) (合衆國道路局調査)

州名	乗用自動車			貨物自動車		
	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
アラバマ	一、五七、三三八	一、五九、〇五五	一、五九、〇五五	一、五九、〇五五	一、五九、〇五五	一、五九、〇五五
アリゾナ	一、〇六、三三七	一、〇六、三三七	一、〇六、三三七	一、〇六、三三七	一、〇六、三三七	一、〇六、三三七
アルカンソ	一、七三、九三三	一、七三、九三三	一、七三、九三三	一、七三、九三三	一、七三、九三三	一、七三、九三三
カリフォルニア	二、一八九、七七八(A)	二、二二、三三三(A)	二、二二、三三三(A)	二、二二、三三三(A)	二、二二、三三三(A)	二、二二、三三三(A)
コロライド	二、八二、二二二	二、八二、二二二	二、八二、二二二	二、八二、二二二	二、八二、二二二	二、八二、二二二
カナチカット	三、八八、七三三	三、八八、七三三	三、八八、七三三	三、八八、七三三	三、八八、七三三	三、八八、七三三
デラウエア	三、二五、二五二(A)	三、二五、二五二(A)	三、二五、二五二(A)	三、二五、二五二(A)	三、二五、二五二(A)	三、二五、二五二(A)
デリストリクト	一、五五、三三三	一、五五、三三三	一、五五、三三三	一、五五、三三三	一、五五、三三三	一、五五、三三三
オプ・コロノビア	三、七三、八七七	三、七三、八七七	三、七三、八七七	三、七三、八七七	三、七三、八七七	三、七三、八七七
フロリダ	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三
ジョージア	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三	三、五三、三三三

アイダホ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
インディアナ	一、五五、三三三(A)	一、五五、三三三(A)	一、五五、三三三(A)	一、五五、三三三(A)	一、五五、三三三(A)	一、五五、三三三(A)
アイオワ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
カンサス	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ケンタッキー	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ルイジアナ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
メリーランド	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
マサチユセツ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ミシガン	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ミネソタ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ミシシッピ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
モンタナ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ネブラスカ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ネヴァダ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ニュー・ハンプシア	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ニュー・ジャージー	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ニュー・メキシコ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ニュー・ヨーク	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ノース・カロリナ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
ノース・ダコタ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五
オハイオ	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五	一、二二、六六五

州名	一九三九年三月三日現在	一九四〇年三月三日現在	増減率
オクラホマ	四八、六八八	四一、一四四	同五、九一
オレゴン	二九、六八八	二九、七四九	同〇、二一
ペンシルヴェニア	一、七六、七九七	一、七〇、八五三	同三、〇六
ロードアイランド	一四八、五三三	一四九、六四四	同一、一〇
サウスカロリナ	三〇、八〇〇	二四、六五五	同二、九一
サウスダコタ	一五、九八八	一五、二二八	同五、〇九
テネシ	三三、六八八	三三、七五九	同〇、二一
テキサス	一、三三、三三八	一、三三、四四四	同〇、〇七
ユタ	一〇、七七一	一〇、七〇六	同〇、〇六
ヴァージニア	七、六六六	七、三三〇	同五、一七
ワシントン	三三、七〇八	三三、三六六	同三、三四
ウエスタン	四〇、九〇六	四〇、二一八	同六、六八
ウエスタン	三三、二二二	三三、〇七七	同〇、一四五
ワイオミング	三三、二二二	三三、〇七七	同〇、一四五
合計	三、四九、九三九	三、三六、六八九	同三、三六

合衆國州別乗用車登録臺數

(一九三九年及一九四〇年)

州名	一九三九年三月三日現在	一九四〇年三月三日現在	増減率
アラバマ(A)	二五、七九六	二五、四四四	同〇、一三
アリゾナ	一〇、九三三	一一、〇〇〇	同〇、六
アルカンソ	一七、一五五	一七、五五五	同〇、二三
カリフォルニア	二、九三三	二、七〇七	同八、一三
コロラド	三二、八四七	三二、八〇〇	同〇、一四
カネチカット	三六、八三三	四〇、四四四	同九、八
デラウェア	五、七四四	五、九四四	同三、五
デイトリック	一、七五五	一、六四四	同六、三
フロリダ	三三、八六八	三三、〇〇〇	同二、六
ジョージア	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	同〇、〇
アイダホ	一三、四八四	一三、三〇〇	同一、三六
イリノイ	一、六九六	一、七五二	同三、三
イソデアナ	八三、九四六	八三、〇〇〇	同一、一
アイオワ	六七、〇八〇	六八、三三三	同一、八
カンサス	四七、四六四	四七、〇〇〇	同〇、九
ケンタッキー	三三、二二五	三三、〇〇〇	同〇、六
ルイジアナ	二六、九四三	二六、三三三	同二、二
メイン	一五、七七一	一五、〇〇〇	同五、〇
メリーランド	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	同〇、〇
マサチューセツツ	一、三三三	一、三三三	同〇、〇

サウス・ダコタ	一五、八三	一三、一七
テネシー	一、六一、六八	一、三三、四〇
テキサス	一、六二、六六	一、三三、六二
ユタ	一、二九、三〇	二七、二九
ヴァージニア	一、〇四、〇一	八三、九三
ワシントン	一、〇三、三三	四三、三〇
	四、九、七六	四七、〇〇

主要各国の自動車界

四〇年の歐洲全體の自動車臺数は九、四三六、五五五臺であつた。四一年のそれは、英、獨、佛、伊、白等の自動車國群からのレポートがなく、且つ多數の民間自動車軍用に供せられてゐるために、四〇年に比し（乗用車、トラック及びバスを通じ）約二〇パーセント、即ち一、八四二、八三三臺位減少してゐるものと推定される。

しかしながら、歐洲のモーター界の現状は極めて興味深いものがある。それは獨軍によつて鹵獲された自動車が夥しい數字に上ることである。

なほ情報によると、獨逸では驚くべき數字

同二・七	同二・七
同〇・六	同〇・六
同四・七	同四・七
減九・四	減九・四
増三・五	増三・五
同七・六	同七・六
同五・金	同五・金

註(A)九月三〇日現在
(B)一〇月三十一日現在

の自動車をシエネレーター・パワー式、即ち木炭を燃料とするガス発生式または罐ガス式に改變してゐることである。ガソリンの缺乏は甚だしく、一般の自動車の利用は著しい制限を受けてゐる。

伊太利

自動車使用の極端なる制限のニュース以外自動車に關するレポートは全然得られない。四一年には軍用及び公用を除いて自動車は實に寥々たるものである。

四〇年の數字は、自動車四七五、〇〇〇臺（乗用車三五〇、〇〇〇臺、バス一〇、〇〇〇臺、トラック一五、〇〇〇臺）モーターサイクル二〇〇、〇〇〇臺であつた。しかし今日では自動車、モーターサイクル

英吉利

四一年の英國の自動車状態は政府筋からも業界からも一切レポートが入らぬので一切不詳である。

しかし軍用公用以外の自動車はやはり減少してゐることはいふまでもない、但一般の豫想を裏切つてその割合が少いことは注目値

ひする

貨物の輸送、市民及びタクシ一の運賃バス等々は全國を通じて戦前と大差ないといつてよい。

ガソリンの制限と空襲下にありながら、恐らく英國ほど自動車交通が圓滑に維持されつゝある交際國は他にないであらう。

四〇年の新車の登録臺数は約三〇、〇〇〇臺に低減してゐるが、この新車は醫服用その他特殊な用途に供せられるものであつた（平時に於ける英國の新車の登録臺数は少くとも年々二五〇、〇〇〇臺から二七五、〇〇〇臺であつた）。

乗用車の製作は（軍用以外のトラックも含む）四〇年の中頃より中止せられてゐる。四〇年の八月にはディーラーや製作會社の新車のストックは非常に少なく、大半は輸入にまつてゐる。

輸出も四〇年の初頭には相當見るべきものがあつたが、現在は中絶の状態である。次に戦前の數字を表示する。

車名	一九四〇年	一九三九年
乗用車	一、一四九、九三三	一、六七五、七五一

タキシード・バス	八三、二四六	八一、三六八
トラック	四四〇、九二九	四六九、三八七
トラックター	二八、九七五	二一、〇三二

英吉利西の自動車市況(1)

(單位一〇〇〇臺)

年次	生産臺數	登録臺數	輸出臺數	輸入臺數	保有臺數	格價(一九四〇年)
一九二九	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三〇	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三一	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三二	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三三	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三四	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三五	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三六	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三七	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三八	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九三九	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇
一九四〇	一八、三三	一七、五	三、六	二〇、〇	一〇、四八	五、〇

一九三六

一九三六

(3)

一九三六

一九三六

註(1)各年共九月に終る一箇年を示す(2)特殊自動車を含む(3)一九三六年度の乗用及貨物自動車輸入總計は一萬二千四百十臺である、一九三七年の乗用及貨物自動車總輸出計は九萬八千五百五十臺である、一九三八年の乗用および貨物自動車輸出總計は八萬二千五百四十一臺である

イギリスも新車

販賣禁止

十六年七月交通大臣は左の如く聲明した、海外に賣却し得る全未登録自動車は之を輸出することが國家の利益となるのであるから、製造業者および販賣業者の手にある自動車の調査が完了する迄は私人による購入に許可を與へなかつたのである、今やこの調査は完了し、多かれ少なかれ現存の未登録自動車は輸出し得ることが判明した、今後は國家緊要の仕事に従事するものみに新車購入の許可が與へられることに決定した、之は第一に我々は私人に對する自動車製造に必要な勞働力並に資材の餘裕はたとへ一月から七月迄の販賣數量が減少したとは云へ持たさないのみならず、第二の理由として戦前約二、〇〇〇、〇〇〇臺に達した中古車は總べての急迫した需要を充たすに充分であつて、當然の處置であ

佛蘭西

嘗ては二百四十萬臺の自動車の大群を誇つた佛國も没落の現在ではその中のほんの一部分しか使用されてゐない、戦争に依る破壊、獨軍による略取、避難のための地方への移動ガソリンの缺乏による廢車等々はさしもの自動車國に未曾有の大打撃を與へた、一九四一年の統計數字は全然不詳、推定さへも困難な實情にあるが、恐らく現に獨逸によつて占領されてゐる地域にありては、戦前の數字の三分の二は破壊若しくは避難してゐることであらう、ベルリンからのレポートによると、佛國の自動車の大半は獨逸の大道に於いて使用されてゐることである

佛蘭西の自動車市況
(單位一〇〇〇臺)

年次	生産	輸出	保有
一九三六	三六九	二二四	二、一九五
一九三五	三五九	一六六	一、五六五
一九三六	三六九	二〇一	一、九
一九三五	三六九	二〇二	二、一三六
一九三六	三六九	二二四	二、一九五

ソ聯

ソ聯の一九三八年に於ける自動車市況は生産高乗用車二萬六千九百七十五臺、貨物及バス十八萬三千七百五十六臺、合計二十一萬七百三十一臺となつてをり、乗用車に比して貨物車及びバスが斷然多數生産されてゐることはあの廣大な面積及び第三次産業五ヶ年計畫初年度の實績として如何に國防の充實に重きを置いたかと窺知出来る

一九三八年の輸出高は乗用、貨物を通じ八百五十臺で、三七年の三千六百六臺に比較すれば實に七十二パーセント強を減じてゐる、最近三ヶ年の自動車生産數を示せば左の如し

年次	乗用車	貨物車
一九三六	九、九〇〇	二二八、五〇〇
一九三七	一八、一七六	一八〇、九四七
一九三八	二六、九七五	一八三、七五六

獨逸

戦時下の獨逸の自動車は、軍用を除いて、驚くべき激減振りで四一年の數字は戦前の僅かに二〇パーセントに過ぎないものと見られる

ベルリンからの情報(直接ではないが)では、乗用車は戦前の一五パーセント以下、トラックは二〇パーセント、バスに至つては實に僅々八パーセントに過ぎない、即ち軍用を除いて、四一年初頭の一般用は合計三三、五〇〇〇臺で、而かもこの中には多數の公用車が含まれてゐるのである

自動車の内譯は、乗用車二二五、〇〇〇臺、トラック及びバス一〇〇、〇〇〇臺であつてこれを戦前即ち一九三九年七月一日現在の一九五一、七八九臺(オーストリアを含めるときは乗用車一、四八六、四五一臺、トラック四四二、〇三六臺、バス二二、三〇二臺であ

る)と比較すると、驚くべき激減である

たゞ單に戦時中だけ退陣してゐる自動車臺數も少なくない、また軍用、公用に供せられてゐる車も少なくないが、その數字は勿論わからない

こゝに注目すべきはトラックは殆ど減少してゐないことである、これは商用及び軍用に供せられてゐるからである

ベルリンからの報道によると、多數の自動車、殊にトラックが被侵略國から獨逸内に流入しつゝあるが、これ等の一部は商用に供せられ、最近獨逸の市街や大道には見慣れぬ型のトラックや乗用車がナチス人の注目を惹いてゐると傳へられてゐる

バスの經營は著しく縮減せられ、現存運轉されてゐるバスは二、〇〇〇臺を出でないとはいはれてゐる、他のバスは全部軍籍に編入されてゐるのである

注目すべき事實は代燃車の驚くべき増加振

りである、今や代燃車の數は少なくとも七五〇〇〇臺に達するものと見られてゐるが、この數字は今後益々増大の運命にある

今次の大戦前には約二〇、〇〇〇臺のトラックが燐詰ガスを燃料とするものであつたが一九四一年にはこれが七五、〇〇〇臺に達し全表によると、一〇〇、〇〇〇臺を突破することにならうとのことである

また戦前には約一、〇〇〇臺(大半はトラックとトラックター)の自動車に木炭か或は薪のガス發生器を取りつけてゐたが、今日ではこれが一四、〇〇〇臺乃至一五、〇〇〇臺に増加してゐる

獨逸當局は「これは決して戦時處置として考ふべきものではなく、將來の平時にも繼續せらるべき代燃車の進歩を意味するものと考へねばならぬ」といつてゐる

獨逸の代燃車は大抵燐詰ガス、液化石炭を使用するものである

生産

獨逸の自動車市況

(單位=1000臺)

10

年次	生産臺數	登録臺數	輸出臺數	輸入臺數	保有臺數	價格(一九三二=100)
一九三九年	六・三	九〇・五	四・八	一四・五	三五・一	六二・二
一九三八年	四・三	四〇・一	八・九	二・六	四九・七	五四・二
一九三七年	九・二	八二・〇	一〇・九	二・三	五二・一	五一・一
一九三六年	一四・七	二二・三	一〇・〇	五・一	六〇・八	四八・七
一九三五年	二五・〇	一八〇・三	一九・六	七・四	八一・〇	四八・一
一九三四年	二四・〇	二二・三	六・六	八・六	九六・一	四六・一
一九三三年	二六・七	二二・三	(1)	(1)	一二・〇	(1)
一九三二年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九三一年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九三〇年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二九年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二八年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二七年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二六年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二五年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二四年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二三年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二二年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二一年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九二〇年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一九年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一八年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一七年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一六年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一五年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一四年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一三年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一二年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一一年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九一〇年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇九年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇八年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇七年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇六年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇五年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇四年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇三年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇二年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇一年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)
一九〇〇年	二七・六	二二・三	(1)	(1)	八二・六	(1)

註(1)一九三七年は乗用、貨物總計六萬八千二百臺、一九三八年は乗用、貨物總計七萬八千臺なり

世界自動車生産高及輸出高

國名	一九三八年	一九三七年	増減率%
合衆國	二、四九、〇八五	一、八八、七四〇	増三〇・八
カナダ	一六、〇八六	一、五七、一七九	同三・八
オーストリア	一、六五五	一、五七	同四・六
ベルギー	一、六五五	一、五七	同四・六
チェコスロヴァキア	(口) 一、三〇〇	一、三〇	同三・六
デンマーク	一〇〇	一〇	同三・六
フィンランド	一〇	一〇	同三・六
フランス	三、四、九、九	三、一、二、一	同五・三
ドイツ	三、三、三、九	三、一、二、一	同五・三
ハンガリー	七、九〇	七、九〇	同三・三
イタリア	一、〇、一、一	一、〇、一、一	同三・三
オランダ	一、〇、一、一	一、〇、一、一	同三・三
ポランド	(口) 二、九〇三	(口) 二、九〇三	同三・三
スペイン	七、〇四六	六、六、六	増四・六
スイス	六、〇八	六、〇八	同三・三
スウェーデン	一、一、一	一、一、一	同三・三
イギリス	四、七、五、一	三、三、五	増四一・六
ロシア	三、〇、七、三	一、八、四	増六三・三

11

其 他 生 産 計 四、一〇〇、五五五
 三、二一八
 五、四八、七三六
 八八
 一、四四、四三〇
 六、三六、一一一
 三、三六
 七〇、〇三六
 三、三九
 二、〇
 同、三、三
 同、三、三

(註) * ドイツ中に含まる
 * 不明
 (イ) 部分品の輸出を含み
 (ロ) 上半期分のみ
 (ハ) 施
 (ニ) 最初の九ヶ月

各國の自動車登録高及一臺當り人口數

アメリカ合衆國商務省調査になる一九四〇年一月一日現任に於ける自動車登録高及一臺當り人口數は左の如くである

國名	登録高	一臺當り人口數
合衆國	三〇、六一五、〇八七	四
ベルギー	二二五、四四〇	三七
ブラジル	一八一、〇〇〇	二二九
カナダ	一、四二〇、九二四	八
チリ	四八、九五四	九五
中華民國	六二、三四二	二八八
コロンビア	三三、一四三	
デンマーク	一六四、三五〇	
チエコスロバキア	七三、一六八	
フィンランド	七、九六八	
ドイツ	九五九、二〇〇	
イタリヤ	四九八、五〇〇	
メキシコ	一〇五、四七〇	
蘭領東印度	七五、〇一五	
蘭領西印度	五、二七二	
佛領印度支那	一、〇三七	
オランダ	一五六、一五〇	
ノールウェイ	九九、七七七	
ベルギー	二二、二二六	
フィリッピン	五三、六四二	
ポルトガル	四九、三二〇	
ルーマニア	二九、〇〇〇	
タイ	二五三	
スペイン	二二	
スエーデン	一三四	
スイス	四八一	
トルコ	四二	
南阿蘭邦	八八	
イギリス	一八八	
ロシア	八〇九	
其他	一、〇三七	
泰	一、〇六五	
スベイン	七〇、〇〇〇	
スエーデン	二二、六六七	
スイス	七六、四〇〇	
トルコ	一一、八七二	
南阿蘭邦	三七〇、六四一	
イギリス	四一九、五八〇	
ロシア	八〇、〇〇〇	
其他	二二、五二〇	
泰	一、二六五	
スベイン	三、四二	
スエーデン	二八	
スイス	五五	
トルコ	一、二八六	
南阿蘭邦	二七	
イギリス	一九	
ロシア	二二三	
其他	七一四	

世界各國に於ける各種自動車登録臺數

(合衆國商務省調査) (一九四〇年一月一日現在)

國名	乗用車	乗合車	貨物車	ディゼル車	合計
エーゲ諸島	二五〇臺	五〇臺	一五〇臺	—	四五〇臺
アフガニスタン	四〇〇	—	—	—	四〇〇
アルバニア	四〇四	—	—	—	四〇四
アルヂェリア	三、〇〇〇	—	—	—	三、〇〇〇
英領エヂプト・スタン	一、一七〇	—	—	—	一、一七〇
アンゴラ	一、三七〇	—	—	—	一、三七〇
アルヂェンティナ	一九四、五〇〇	—	—	—	一九四、五〇〇
オーストラリア	六〇五、六八八	—	—	—	六〇五、六八八
アヅレス諸島	七六七	—	—	—	七六七
バハマ諸島	一、三二八	—	—	—	一、三二八
バレーン島	三二六	—	—	—	三二六
パレバドス	二、一七一	—	—	—	二、一七一
白領コンゴ	三、五〇五	—	—	—	三、五〇五
ベルギー	一五二、九一七	一、八三〇	七〇、七三三	—	一五五、四八〇
ルムダ諸島	—	—	—	—	—
ポリヴィア	一、〇九七	—	—	—	一、〇九七
英領北ボルネオ	三〇五	—	—	—	三〇五
ブラジル	一一三、〇〇〇	四、四四〇	六三、〇〇〇	—	一八〇、四四〇
英領東アフリカ	—	—	—	—	—
ケンヤ	八、七八〇	—	—	—	八、七八〇
合計	—	—	—	—	—

チリ	三三、九一五	一、七八一	二、三八〇	四八、九五四
中華民國	二二、八九三	三、六一六	三、四一〇	六二、三四一
コロンビア	一八、五五四	三、〇〇〇	一、五五〇	三三、一四三
クック諸島	五八	一	四三	一〇二
コスタリカ	二、三七九	四、三三九	一、〇九七	三、九九四
キューバ	二七、六七九	二、九七三	一、五六〇	二、二九九
キプロス島	二、二九九	一、六六三	一、〇九七	三、二九九
チエツコスロバキア	五四、六八八	一、六六三	一、〇九七	三、二九九
ダンチヒ	二、七四一	五九	九二四	七三、一六八
デンマルク	一一八、三五〇	一、七四二	四、二二六	一、六四三
ドミニカ島	六七	二五	二五	一、六四三
ドミニカ共和国	一、七五〇	二五	二五	一、六四三
エクアドル	一、六五六	三五六	九〇〇	二、六五〇
エチオピア	二六、四七三	一、三三三	二、九八九	三、三〇二
エストニア	三、六六一	二二二	二、五五〇	三、三〇二
フェル諸島	一九	七二	七二	三、三〇二
フィジー諸島	一、二二七	二五五	五七二	三、三〇二
フィンランド	五、一三八	四〇〇	八三〇	三、三〇二
フランス	一、八八五	四〇〇	四〇〇	三、三〇二
佛領カメルン	八七一	〇〇〇	〇〇〇	三、三〇二
佛領赤道アフリカ	一、〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	三、三〇二
佛領ギアナ	三三七	〇〇〇	〇〇〇	三、三〇二
佛領印度支那	一八、〇四五	〇〇〇	〇〇〇	三、三〇二
佛領太平洋諸島	五八五	三	三	三、三〇二

タンガニカ	二、九六八	一、五〇四	二、二二四	四、五二五
ウガンダ	二、四七七	一、四〇六	二、二二四	四、五二五
ザンジバル	三、三三五	二、七〇〇	二、二二四	四、五二五
英領ギアナ	一、二七〇	二、二二四	二、二二四	四、五二五
英領ホンチユラス	一、一五〇	二、二二四	二、二二四	四、五二五
英領マレー	三、八七三	二、二二四	二、二二四	四、五二五
英領ソマリランド	五〇	二、二二四	二、二二四	四、五二五
英領南アフリカ	五、六三三	二、二二四	二、二二四	四、五二五
バストランド	四、三三九	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ベチユアナランド	四、四六四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
北ローデシア	一、七九〇	二、二二四	二、二二四	四、五二五
南ローデシア	四、三三九	二、二二四	二、二二四	四、五二五
スワジランド	四、三三九	二、二二四	二、二二四	四、五二五
英領西アフリカ	一、六二二	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ガンビア	二、〇六八	二、二二四	二、二二四	四、五二五
黄金海岸	四、二三四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ニヂエリア	二、三三四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
シエラ・レネオ	四、二三四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ブルガリア	二、三三四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ビルマ	一、五五四	二、二二四	二、二二四	四、五二五
カナダ	一、八二二	二、二二四	二、二二四	四、五二五
カナリヤ諸島	三、八九九	二、二二四	二、二二四	四、五二五
ケイマン島	六一	二、二二四	二、二二四	四、五二五
セーロン島	二、〇二四	二、二二四	二、二二四	四、五二五

生産

佛領ソマリランド	五〇〇	一四	三六〇	九	五〇〇	六九	七〇〇	一	〇〇四
佛領西アフリカ	六一	五〇〇	九	〇〇〇	六四二	七〇〇	〇〇〇	一	八〇三
ドイッ	一、五二五	〇〇〇	二、四二五	三二	三二四	三三五	〇〇〇	一、九五九	二〇〇
ヂブラルタル	九七九	〇〇〇	三三	三〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、五	五〇〇
ギリシア	七	〇〇〇	二、四二五	五	七五〇	〇〇〇	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
グレナダ島	三九七	〇〇〇	七〇	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
グアドルツプ島	一、七七五	〇〇〇	七〇	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
グアム島	二〇六	〇〇〇	四	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
グアテマラ	二、五三九	〇〇〇	六二八	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
ハイチ島	一、八三七	〇〇〇	四	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
ホンヂユラス	六六五	〇〇〇	一四	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
香港	四、八二三	〇〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
ハンガリー	一九	五〇〇	二	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
印度	七四	八〇〇	二	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
イラン	三、七二二	〇〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
イラック	四、五二五	〇〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
アイルランド	五六	〇〇〇	五	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
伊領東アフリカ	七	五〇〇	六	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
イタリヤ	三七五	〇〇〇	一	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
ジャマイカ島	八	七九六	一	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
廣東省租借地	三	七六〇	一	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
ラトヴィヤ	三	八二四	一	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
リベリア	一、二二〇	〇〇〇	四	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇
リビヤ	一、二二〇	〇〇〇	四	一〇〇	一〇〇	三三五	〇〇〇	一、三三〇	〇〇〇

生産

リトアニア	二、〇二六	九〇	三	四五四	三	四五四	五五〇	一〇	三一一六
リニクサンブル	七、〇四五	一九〇	三	四五四	三	四五四	五五〇	一〇	三一一六
澳門	二八七	五九	一	一七	一	一七	一八	九	五〇〇
マダガスカル	六、〇〇〇	七	三	五一一	三	五一一	五五〇	一〇	三一一六
ニュー島	六、二二六	三	五	一一八	三	五一一	五五〇	一〇	三一一六
ノルウェイ	九四九	一一	四	四四九	四	四四九	五五〇	一〇	三一一六
ヌヤサランド	八、二二六	一一	四	四四九	四	四四九	五五〇	一〇	三一一六
パレスチナ	一〇、七三六	一一	四	四四九	四	四四九	五五〇	一〇	三一一六
バナマ及連河市帯	一〇、七三六	一一	四	四四九	四	四四九	五五〇	一〇	三一一六
パプア島	一、〇〇〇	一五〇	一	一七五	一	一七五	一七五	二	一五〇
パラガイ	一、〇〇〇	一五〇	一	一七五	一	一七五	一七五	二	一五〇
ペルー	一、〇〇〇	一五〇	一	一七五	一	一七五	一七五	二	一五〇
フィリッピン諸島	三三、九一八	二二	一六	三三二	七	五六八	三三〇	二二	二一六
ポーランド	三三、〇〇〇	二二	一六	三三二	七	五六八	三三〇	二二	二一六
ポルトガル	三五、八〇〇	二二	一六	三三二	七	五六八	三三〇	二二	二一六
葡領東アフリカ	四、三三三	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
葡領ギアナ	一、五二五	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
葡領チモール	六七	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
レユニオン島	一、〇〇〇	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
ルーマニア	二〇、〇〇〇	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
セントキッツ	二五九	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
セントビス	三二	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
セントピエール	三八	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
セントミクエロ島	三二	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七
セントピノセツト	二二四	三三	二	二四四	二	二四四	二四四	七	〇五七

マデラ島	八〇一	一三八	二九〇	一八
マルタ島	三、六六四	六〇一	九〇八	一、二二一
マルチニツク島	二、三三〇	一〇〇	五五五	五、一七四
モーリシヤス島	二、三二六	一三五〇	四〇〇	二、九一七
メキシコ	八〇、〇〇〇	六、四五〇	二〇〇	一〇五、四七〇
モナコ	一、八〇二	八一	二〇三	二、〇八六
モントセラト島	二七、七五〇	二、二八五	八、五〇〇	三七、七五〇
佛領モロッコ	九八、〇〇〇	三、二〇〇	五、〇〇〇	六八七
モロッコ	五三、〇〇〇	八、六〇〇	二、一五〇	一五六、一五〇
オランダ	九八、〇〇〇	三、二〇〇	五、〇〇〇	一三三
蘭領ギアナ	五三、〇〇〇	八、六〇〇	二、一五〇	七五、〇一五
蘭領東印度	三、六九九	五七八	九九五	五、二七二
蘭領西印度	四、二〇〇	七九	一三四	一、二一六
ニウ・カレドニア	二、二一九	一、〇七五	二、二二五	六〇〇
ニウ・ファンランド	二、二〇〇	二二	二〇三	二七六、一四五
ニウ・ギニア島	三、七五	三三六	三九三	八〇五
ニウ・ヘブリデス島	三、九	一九	一八	二九七
ニウ・ジラント	二、二一九	一、〇七五	五、五二三	二七六、一四五
ニカラグワ	五七六	二二	二〇三	八〇五
エルサルバドル	二、五二三	三三六	三九三	三四〇二
米領サモア	二一	一九	一八	五八
西部サモア	一九七	二四	七六	二九七
セーシェル諸島	一四〇	二	二五	一六七

英領ソロモノ諸島	三	五二	五五
南西アフリカ	三、四三一	九	七〇、〇〇〇
スペイン	七〇、〇〇〇	一、七五一	五、二五六
スピッツベルゲン	一	一	七〇、〇〇〇
スウェーデン	一五七、八〇九	四、五〇五	二、二二一
スイス	五八、五〇〇	七〇〇	七六、四〇〇
シリヤ	八、九五〇	五五〇	二、一、五九四
泰國	六、〇〇〇	七七〇	二、〇六五
佛領トーゴ	二五〇	四〇〇	五五〇
トガン諸島	六三	四四	一〇八
トランスジヨルダン	三二〇	二九〇	六一八
トリニダット及トバゴ	三一	一八	九、七二一
チュニス	一七、〇五二	一八七	二〇、六一六
トルコ	四、六一一	七〇八	二、八七二
タークス及カイコ諸島	二〇	七〇	二、八七二
南阿聯邦	三、一八、六二八	一、三四三	三七〇、六四一
イギリス	一、八四七、〇〇〇	八六、七〇九	二、四一九、五八〇
ロシア	一〇二、〇〇〇	一、四六二	八〇一、〇〇〇
ウルグワイ	四七、六八九	一、五三八	六四、七六六
ヴェネツエラ	一七、六三五	五〇五	三三、〇二四
ユーゴスラヴィア	一五、七六八	二五〇	二一、八七三
合衆國	二六、〇八七、〇五	一三八、二五〇	三〇、〇八七
アラスカ	二、六六八	六六八	六六、七六七
ハワイ諸島	五三、九六五	四	一、九

生 産	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
ポルトリコ	一七、〇〇〇		
ビルギン諸島	五五七		
日 本		二	
葡 洲			
其 他	一一二、六四〇	三七、六六八	六〇、七四二
合 計	三六、四三九、九五二	四五八、九五八	七一、九五一、一八四
			一七二、六八三
			四五、〇三二、七七七
			二二、一五二〇
			二二、五〇〇
			八二五

最近八ヶ年に於ける世界

自動車登録總數

年次	自動車 總數	乗用車	トラック	バス	自動車 轉
一九三三	三五、七〇八、三六	二九、五一、六三	五、五四、四七三	二四九、六五三	二、六一九、四九九
一九三二	三三、三三三、〇六				
一九三一	三三、三九九、四五二				
一九三〇	三五、九六、〇九	二九、一五、三三	五、七三、五六	六六、六六	九、五六三
一九二九	三七、七五、二六	三〇、八七、四八	六、一四、四二〇	三三、三三	二、三五、五五
一九二八	四二、六七、九八	四、六五、八〇	七、四六、四六九	五二、六六	
一九二七	四三、二九七、五七	三五、一三三、七四	七、六〇、一四〇	四五五、七三八	

アメリカ自動車登録 臺數年表

一八九五年以降一九三八年に至るアメリカ自動車登録臺數左の如し

年次	乗用車	トラック	總 數
一九三五	一八、九	五	一九、四
一九三二	一八、九	六	一九、五
一九三〇	一八、九	六	一九、五
一九二九	一八、九	六	一九、五
一九二八	一八、九	六	一九、五
一九二七	一八、九	六	一九、五
一九二六	一八、九	六	一九、五
一九二五	一八、九	六	一九、五
一九二四	一八、九	六	一九、五
一九二三	一八、九	六	一九、五
一九二二	一八、九	六	一九、五
一九二一	一八、九	六	一九、五
一九二〇	一八、九	六	一九、五
一九一九	一八、九	六	一九、五
一九一八	一八、九	六	一九、五
一九一七	一八、九	六	一九、五
一九一六	一八、九	六	一九、五
一九一五	一八、九	六	一九、五

年次	乗用車	トラック	總 數
一九二八	三、七、七、三八	三、四、六、五五	七、二、四、三三
一九二七	三、一、九、〇三	三、一、〇、七〇	六、二、九、七三
一九二六	三、〇、五、七、四三	三、二、三、四三	六、二、八、一七
一九二五	三、五、五、一、九	三、四、六、二六	七、〇、一、三七
一九二四	三、三、九、六〇	三、五、七、四四	六、九、七、〇四
一九二三	三、一、四、八〇	三、一、一、二一	六、二、六、〇一
一九二二	三、一、一、二一	三、一、一、二一	六、二、二、四二
一九二一	三、一、一、二一	三、一、一、二一	六、二、二、四二
一九二〇	三、一、一、二一	三、一、一、二一	六、二、二、四二
一九一九	三、一、一、二一	三、一、一、二一	六、二、二、四二
一九一八	三、一、一、二一	三、一、一、二一	六、二、二、四二

アメリカ國內自動車製産高 (米國商務省調査)

△最近九ヶ年總計概表

年次	乗用車	トラック	總 數
一九二八年	四、三五八、〇〇〇	四、三五八、〇〇〇	八、七一六、〇〇〇
一九二九年	五、三五八、〇〇〇	五、三五八、〇〇〇	一一、一一六、〇〇〇
一九三〇年	三、三五五、〇〇〇	三、三五五、〇〇〇	七、〇一〇、〇〇〇
一九三一年	三、三九〇、〇〇〇	三、三九〇、〇〇〇	六、七八〇、〇〇〇
一九三二年	一、三七〇、〇〇〇	一、三七〇、〇〇〇	三、四四〇、〇〇〇
一九三三年	一、九二一、〇〇〇	一、九二一、〇〇〇	三、八四二、〇〇〇
一九三四年	二、七五三、〇〇〇	二、七五三、〇〇〇	五、五〇六、〇〇〇
一九三五年	三、九四七、〇〇〇	三、九四七、〇〇〇	七、八九四、〇〇〇
一九三六年	四、四五四、一一五	四、四五四、一一五	八、八九九、〇三〇
一九三七年	四、八〇八、九七〇	四、八〇八、九七〇	九、六一六、九四〇
一九三八年	二、四八九、〇八五	二、四八九、〇八五	四、八八八、一七〇

生 産

年次	自動車 總數	乗用車	トラック	バス	自動車 轉
一九三〇	一〇、五、九〇〇				
一九二九	一〇、〇、〇〇〇				
一九二八	一〇、〇、〇〇〇				
一九二七	一〇、〇、〇〇〇				
一九二六	一〇、〇、〇〇〇				
一九二五	一〇、〇、〇〇〇				
一九二四	一〇、〇、〇〇〇				
一九二三	一〇、〇、〇〇〇				
一九二二	一〇、〇、〇〇〇				
一九二一	一〇、〇、〇〇〇				
一九二〇	一〇、〇、〇〇〇				
一九一九	一〇、〇、〇〇〇				
一九一八	一〇、〇、〇〇〇				
一九一七	一〇、〇、〇〇〇				
一九一六	一〇、〇、〇〇〇				
一九一五	一〇、〇、〇〇〇				
一九一四	一〇、〇、〇〇〇				
一九一三	一〇、〇、〇〇〇				
一九一二	一〇、〇、〇〇〇				
一九一一	一〇、〇、〇〇〇				
一九一〇	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇九	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇八	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇七	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇六	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇五	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇四	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇三	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇二	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇一	一〇、〇、〇〇〇				
一九〇〇	一〇、〇、〇〇〇				

ディーゼル自動車 工業會社誕生事 業法に依る許可 會社

自動車製造事業法による許可會社（年額三千萬以上の製造能力ある會社に對しては政府の許可を要する）は從來日産自動車並にトヨタ自動車工業の二社であつたが、商工省では左記の如く四月九日附公示を以て新に東京自動車工業株式會社（社長鈴木重康氏、公稱資本金七千萬圓うち五千萬圓拂込）に對し同法第二條の規定により自動車製造事業を営むことを許可した。同社は積載量四座乃至五座の重量ディーゼル自動車（氣密容積の合計約五千社方センチのもの及び八千立方センチのもの）の製造主力を注ぎ傍ら一部ガソリン自動車（商工省標準形式車『いすゞ』及び専用制式自動車）の製造をもなし、從來は主として軍需用自動車のみ製造してゐたが、今後は工場設備の擴張を行つて民需用にもり出す

計畫でありディーゼル自動車製造事業に對する許可はこれが最初である。尙會社は其後名稱をディーゼル自動車工業株式會社と變更同時に七千萬圓の資本金へ七百五十萬圓を増資したが、これは許可會社指定の際の重工業、日立製作の四社より技術と資本の参加を認められたので、日立製作を除く三社が二百五十萬圓宛を出資、ディーゼル自動車の製造上の技術参加については四社から夫々の技術委員を選出技術委員會を構成して研究に當つてゐる尙は同社では八千CCディーゼル車の仕様書も自動車技術委員會の原案決定に基き試作準備をすゝめてゐる。

自製法施行規則 改正車輪工業許 可會社指定

自動車部分品工業の確立は時局下急務と認められるを以て、商工省では主要自動車の部分品は漸次自動車製造事業法適用品目に加へ自動車製造事業法許可會社たり得るの道を拓くを適當と認め、先づ車輪を追加することゝ

なり十六年九月十五日附を以て自動車製造事業法施行規則を改正告示、十月十日より實施した即ち商工省は自動車製造事業法施行規則第一條を改正し、車輪を自動車製造事業法適用品目に加へたることを、車輪工業株式會社より十月二日附を以て許可申請を提出、十日附で許可されたが、車輪工業株式會社は商工省優良部分品（車輪）認定工場の統合したる會社にして、東京車輪製作所と阿部鐵工所とが合併し、プレス工業株式會社より車輪部門の資本及技術並に機械設備の一部を提供し之に参加したるものにして資本金五百萬圓（拂込額三百七十五萬圓）

自動車技術委員會

昭和十四年八月商工省官會長に設置された國産自動車工業の改善發達を期すべき自動

車技術委員會は十五年十二月二十一日の總會に於て決定せる自働車の型式統一、乗合自動車の型式統一、乗合自動車標準規格統一のほか、新興資材の確保、代用燃料専門エンジン試作等、委員會の五大研究事項中現用大衆車の改善、燃料關係より見たる自動車方策、材料及部分品改良、其他自動車の生産技術上必要なる事項につき直撃なる研究乃至實行をなすところあり問題に依つては十七年へ持ち越されるが、自動車技術委員會の積極的活動は期して俟つべきものがある。

ニッサン一八〇

型製造

日産自動車株式會社の製造にかゝるニッサン貨物自動車のキャブオーバー型は、諸種の特長を有してゐるのであるが日産自動車では一部特殊方面の希望もあつたので、昭和十五年に日産的に普通型にしたニッサン一八〇（型貨物自動車の製造準備をすゝめてゐたところ十六年の新春早々相當量の完成をみ、之れを機會に當分の間キャブオーバー型の製造を中止し、貨物自動車にありてはコンベンションナ

生産

ルタイプ一本建の製造となつたが、當初の四米シャシーについて十六年六月には三米五〇〇シャシーの製作を開始した、他方中型乗用車は（二千CC）清々試作を急ぎつつあり、十七年春には試作性能テストを行つて豫定で準備がすめられてゐる。

トヨタ四米シャシー

商工省自動車技術委員會の貨物自動車型式統一に呼應してトヨタ自動車工業では從來のシャシー三米六〇を四米に伸長試作車が十六年十月完成をみたので、十一月四日から五日間に亘つて自動車技術委員會に依つて東京前橋、甲府、御殿場、伊豆、箱根方面で運行性能テストを實施したが優秀なる成績を示した、此のシャシー延長に依れば車の震動を少くすること車の持ちを良くすること、安定性を保ち得ること等の特長を有するに至つたわけであり、完成後はニッサン一八〇型車と共に一般需要者への期待は大きいものがある。

代用燃料専門自

自動車試作分野決定

時局下石油の消費規正は漸次強化の一途を辿り、銃後輸送力の確保を期する上に代用燃料自動車の使命愈々重きを加へつつあるが、商工省自課車技術委員會では十六年一月からガソリン自動車以外の自動車に關する事項を審議してゐたが、從來の消極面から急激に積極的態様を整へ夏に至つて委員會内に代燃自動車専門委員會を設置、代用燃料自動車専門エンジンの試作方策を協議の結果、九月左の如く燃料別に依る試作分野を決定、仕様書の作製から試作に着手した。

- 一、コライイト、無煙炭、木炭瓦斯自動車日産自動車株式會社
- 一、コライイト、有煙炭、無煙炭瓦斯自動車トヨタ自動車工業株式會社
- 一、コライイト、瓦斯、無煙炭瓦斯自動車ディーゼル自動車工業株式會社

尙ほ以上の大型自動車のほかに小型自動車に在りては小型二輪、三輪標準型試作委員會に於て左の如く決定し、同様仕様書の作製から試作に着手した。

一、無煙炭一發動機製造株式會社

貨物自動車用荷 臺構造統一

商工省では昭和十五年六月以來ボデー協議

種別	用途	荷長	臺内	幅法	高	島居構造
第一種(普通)	雜貨類運搬用	三六九九耗	二〇六四耗	四五〇耗	木製	木製
第二種(長荷)	木材、鐵材其の他 長尺物運搬用	三八七六	二〇六四	四五〇	鋼製	鋼製
第三種(重荷)	土砂其の他重量物 運搬用	三六九七	二〇六四	三〇〇	島居なし	島居なし
第四種(深荷)	新聞雜誌、糞尿桶 等運搬用	三六九九	二〇六四	一〇〇〇	木製	木製
第五種(平荷)	鐵板其の他平物運 搬用	三七三一	二二三一	—	島居なし	島居なし

會に於て數次に亘る協議の結果、十二月二十日付を以て左の如くトヨ三〇・六メートル型及ニッサン號一二八吋型及四メートル型に架設する貨物自動車荷臺の構造統一を結定、商工省、内務省、陸軍省、鐵道省の四省連名を以て各地方長官に通牒し、十六年一月一日より實施した

貨物自動車運轉 臺構造統一

島、御殿場、沼津、伊豆、箱根地方に於て行はれ、その運轉テスト前後に定置、定地試験を行つた

ニッサン、トヨタ、いすゞの三車はエンジン型式の統一に依つて相似たるものとなりたるを以て車體に次いで構造の統一が協議されてきたところ十六年十月半一應の原案統一をみたが、三車の部分品互換問題が若干残されてゐるので正式決定は十六年末乃至十七年春頃となるであらう

貨物自動車用新興資 材確保方策

國際情勢の緊迫化と共に自動車用新興資材の確保を期することは喫緊なるに鑑み、商工省では昭和十五年十月十五日機械局長を委員長に自動車物資補填對策委員會を設置、爾來商工省の自動車技術委員會、日本自動車製造工業組合の技術委員會と緊密なる連絡のも

乗合自動車車體 の構造統一

貨物自動車の荷臺の構造統一を決定した商工省のボデー協議會は十六年引續いて乗合自動車車體の構造統一を協議、規格案としてL

B二五型三方向シート型及び前向シート型の原案を決定し、通常りL B二九型の試作に移り日産自動車、トヨタ自動車、後藤車體、倉田重工業の二カメーカー、二ボデーメーカーに於て試作、十一月完成をみたので十一月二十七日から商工省自動車技術委員會に依つて三十日迄運轉性能テストを東京、小田原、三

とに

- 一、ディーゼル自動車用噴射ポンプ
- 一、サーモスタット
- 一、氣化器
- 一、カムシャフト及プッシング
- 一、エキゾーストバルブ
- 一、石綿代用ブレーキライニング

- 一、石綿代用クラッチフエツシング
- 一、ラヂーター代用銅
- 一、レーヨントイヤ
- 一、アセチレンブラツク
- 一、特殊鋼
- 一、非鐵金屬
- 一、中間鋼

優良自動車部分品及 自動車材料

(認定規則第一條によ
り商工省認定のもの)

商工省では昭和十三年三月「優良自動車部分品及自動車材料認定規則」を公布し、自動車製造事業法の施行と相俟つて國產自動車製造事業の發達に大きな力を添へることになつて居るが、この規則によつて優良品としての認定を受けるには製造者が認定方を申請し、當局に於て慎重調査の結果之れを認定するものである、以下商工省認定の優良自動車部分品及自動車材料を認定順序に示す(本店の所在地は認定當時)

第一回認定(昭和十三年六月卅日付)

- (品名) (製造者の氏名) (本店の所在地)
- △可鍛鐵鑄品 日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ二
- 生 産

△電流計、燃料計、油計、温度計、圧力計、ゴムタイヤ、及チューブ

△組合計

△氣化器
△起動電動機
△球軸受及コ
ロ軸受

- △氣化器 日本氣化器製作所 東京市品川區北品川五ノ四二
- △起動電動機 日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二ノ二
- △球軸受及コロ軸受 光洋精工 大阪府北區堂島通四ノ一
- 東洋ベアリング 日本精工會社 東京市品川區東大崎二ノ三六
- 京三製作所 廣瀬市鶴見區平安町二ノ二三
- 東洋時計 東京市下谷區上野元黒門町一
- 日本ダンロップ 神戶市灘區筒井町一ノ二〇
- 廣瀬製鐵株式會社 東京市同區丸ノ内二ノ六
- 廣瀬製鐵株式會社 東京市同區丸ノ内二ノ六
- ブリツヂストン 東京市同區丸ノ内二ノ二
- タイヤ株式會社 東京市同區丸ノ内二ノ二

△車 輛

阿部鐵工所 大阪市西淀川區浦江上二ノ五九
 東京車輪製作所 東京市蒲田區南六郷二ノ三三
 日立製作所 東京市品川區丸ノ内二ノ二二
 イソダメタル工場 東京市蒲田區矢口町四八五
 關西ベイント 尼崎市神崎三六五
 東京機器工業 〇東京市大森區入新井一ノ一〇
 石川ガスケツト商會 東京市芝區琴平町三九

△速度計

日本ビラー工業所 大阪市東淀川區野仲南通二ノ五六
 尾崎製作所 東京市板橋區板橋町三ノ二九
 東洋時計 東京市下谷區上野元黒門町一
 田中ダイカスト 東京市日本橋區三ノ一

△火 造 品

△ダイカスト部分品 神戶市林田區小松通五ノ五
 △蓄電池 日本電池 京都市上京區新町通今出川上ル東近衛殿表町一五九
 △點火栓 古川電氣工業 東京市麩町區丸ノ内二ノ八
 日本特殊陶業 名古屋市昭和區堀田通一ノ一七
 芝浦スプリング株式會社 東京市芝區西芝浦四ノ二

△燃 料 ポン プ

△ピストン 〇東京市大森區入新井一ノ一〇
 △ピストンリング 東京市芝區琴平町三九
 △火 造 品 久代石綿工業所 大府中河内郡龍華町安中一
 △ブレキライ ニング及クラ ッチフエーシ 大府中河内郡龍華町安中一
 △火 造 品 曙石綿工業 東京市品川區東大崎一ノ五四
 東京鍛工所 東京市品川區東大崎一ノ五四
 日本ビストンリ 東京市品川區北品川五ノ四二
 泉自動車工業 東京市赤坂區田町六ノ三
 日本ビストンリ 東京市芝區田村町四ノ四
 理研ビストノリ 東京市麩町區有樂町一ノ二
 大同電氣製鐵所 名古屋市港區龍宮町一〇
 東京鋼材 東京市城東區大島町六ノ三二
 日東製作所 〇大阪市淀川町海老江下二ノ六九
 堀切パネ製作所 東京市葛飾區堀切町九五
 山本工場 東京市麩町區丸ノ内三ノ二
 日本電氣器製作所 東京市品川區北品川五ノ四二
 大阪市西淀川區野里町一四
 東京市芝區高田南町三ノ七
 東京市麩町區丸ノ内三ノ二

△放 熱 器

東洋ラヂエーター製作所 東京市芝區田村町五ノ七ノ二
 山本放熱製作所 東京市荒川區日暮里町一ノ一八三五
 △窓 硝子 旭硝子 東京市麩町區丸ノ内二ノ六
 △磨 鋼 板 川崎造船所 神戶市湊東區東川崎町二ノ一四
 △油壓制動機 大塚製作所 東京市瀧野川區西ヶ原町一三
 東京機器工業 〇東京市大森區入新井一ノ一〇
 日本エヤーブレ 神戶市葦合區臨瀆町三ノ二〇
 一キ 五八

◇第二回認定 (昭和十三年十二月廿七日付)

(品名)

(製造者の氏名又は名稱)

(本店の所在地)

△可鍛鑄鐵品 自動車鑄物株式會社 橫濱市鶴見區江ヶ崎町四〇五
 合資會社中山工場 東京市中野區江古田町二ノ六三
 融澤工場 東京市本所區江東橋一ノ九
 株式會社日立製作所 東京市麩町區丸ノ内二ノ二二
 △空氣清淨器 株式會社日本氣化器製作所 東京市品川區北品川五ノ四二
 土屋製作所 東京市豊島區高田南町二ノ五三七

△組 合 計

△電流計、油圧計、燃料計、温度計、圧力計、クロス・メンパー、座席パネ、車 輛、火 造 品、△フエノール、ジン製齒車、△放 熱 器、△放熱器用銅板及黃銅板、△ボルト及ナット類、△窓 枠

中村製作所 名古屋市昭和區高辻通三ノ一五
 合資會社山尾商店 東京市下谷區御徒町二ノ二六
 松尾自動車工業株式會社 大阪府豊能郡庄内村菰江二七
 合資會社旭工業所 瀧濱市鶴見區鶴見町一〇九
 株式會社大日本スプリング製作所 東京市芝區浦三ノ一
 プレス工業株式會社 川崎市磯濱町一
 日本鐵工株式會社 東京市日本橋區室町二ノ四ノ六
 株式會社日立製作所 東京市麩町區丸ノ内二ノ二二
 八坂商事會社 東京市京橋區銀座六ノ三
 東京ラヂエーター製造株式會社 東京市品川區東品川五ノ八
 古河電氣工業株式會社 東京市麩町區丸ノ内二ノ八
 株式會社佐藤鐵子製作所 東京市蒲田區南六郷一ノ三七
 株式會社藤瀨モーターパーツ製作所 瀧濱市鶴見區小野町四三

- △機殻(皮膜生 成)塗料下地) 日本パルカライ ジング株式会社 東京市蒲田區六郷町一ノ三七
- △硝化綿塗料 日本ペイント株式會社 大阪府西淀川區浦江北四〇二
- △照明器具 東京電氣株式會社 川崎市堀川町七二
- △速度計 合資會社白光舎 東京市王子區上十條町八四三
- △ダイヤガスト部 合資會社石橋計器製作所 東京市葛飾區新宿町三ノ二九八
- △臺 古河電氣工業株式會社 東京市麴町區丸ノ内二ノ八
- △撥パネ プレス工業株式會社 川崎市磯濱町一
- △蓄電池 合資會社鶴岡スプリング製作所 東京市蒲田區南六郷三ノ二〇
- △鋼製品 湯淺蓄電池製造株式會社 大阪府三島郡高槻町古會部六一
- △鋼製品 自動車備物株式會社 横濱市鶴見區江ヶ崎町四〇五
- △火栓 楠田 鋼工所 大阪府東淀川區川通三ノ二五
- △齒車 株式會社東京市川島造船所 東京市京橋區佃島五四
- △ピストン 共同電氣株式會社 東京市蒲田區古市町一七〇
- △ピストン 晴山自動車株式會社 東京市芝區白金三光町一五九
- △ピストン 日本ピストン製作所 東京市蒲田區糀谷町二ノ二七〇

第三回認定 (昭和十四年六月廿八日)

- (品名) 板金製造 理研ピストンリジング株式會社 東京市麴町區有樂町一ノ二
- ウアキユウムコントロール管 丸八製作所 東京市京橋區西八丁堀二ノ六
- △硝化綿塗料 株式會社三製 名古屋市中區南武平町三ノ六
- △可撓軸及可撓管 齋藤 工作所 横濱市鶴見區平安町二ノ三
- △撥パネ 久保孝産業 大阪府東成區深江中六ノ二四
- △臺 合資會社川上塗料製造所 兵庫區川邊郡立花村塚口四二〇
- △蓄電池 日本油脂株式會社 大阪府東淀川區國次町九二四
- △鋼製品 東京プレス工業株式會社 東京市芝區田村町一ノ二日産館内
- △燃料ポンプ 株式會社高級鋼造所 東京市城東區大島町六ノ三五
- △ピストン 株式會社三製 横濱市神奈川區神ノ木町七三
- △ピストン 株式會社ストロング製作所 横濱市鶴見區平安町二ノ一三
- △ピストン 合資會社文化自動車商會 大阪府西淀川區御幣島町二九一ノ八
- 同市旭區江野町四二二

- △ピストン 株式會社大友ピストンリジング製作所 同市東淀川區野中南通三ノ二八
- △火造品 理研鐵造株式會社 東京市麴町區有樂町一ノ二ノ一
- △機殻(皮膜生 成)塗料下地) 東洋金屬化工研究所 川崎市久根崎二〇一

第四回認定 (昭和十四年十二月廿七日付)

- (品名) 鋼板工業株式會社 川崎市中丸子一三五
- △可鍛鑄品 株式會社日本可鍛鑄品所 大阪府東淀川區元今里北通一ノ二八
- △起動電動機 第二國産電機株式會社 東京市蒲田區下丸子町二八〇
- △組計 東京芝浦電氣株式會社 東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
- △電流計 株式會社右信商會 東京市銀座二ノ三ノ五
- △電圧計 富本ラッパ製作所 東京市淺草區藤前三ノ一
- △音器 後藤車體製造株式會社 同市芝區芝浦二ノ一
- △乗用自動車 同市芝區芝浦二ノ一

(製造者の氏名又は名稱)

(本店の所在地)

- △充電發電機 信濃ボデー工場 東京市芝區芝浦二ノ一
- △照明器具 帝國自動車工業 東京市芝區芝浦二ノ三
- △シリンダ・ガスケツト及マニホールド・ガスケツト 日本自動車工業 東京市中野市中野驛前六
- △速度計 松菱商會 東京市目黒區駒場町七三五
- △點火線輪及配電器 深瀬自動車株式會社 東京市日本橋區通三ノ四ノ一
- △撥パネ 第二國産電機株式會社 東京市蒲田區下丸子町二八〇
- △配電器 有信商會 東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
- △配電線 押谷工業株式會社 大阪府西區立寄堀北通五ノ一二
- △配電線 株式會社小糸製作所 東京市品川區東品川四ノ二六
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市蒲田區下丸子町二八〇
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市京橋區銀座西五ノ二ノ一
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市麴町區丸ノ内二ノ二二
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市麴町區丸ノ内二ノ二二
- △配電線 株式會社日立製作所 東京市芝區今入町一〇

△ピストン	アイト軽合金鑄造所	東京市淀橋區戸塚町一ノ一〇	△ピストン	押谷工業株式會社	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△ピストンピン	安全自動車株式會社	東京市赤坂區傳馬町三ノ四	△油ポンプ	株式會社大塚製	東京市澁野川區西ヶ原町一三八
△火造品	株式會社唐澤鐵工所	東京市品川區東大崎一ノ八八	△起動電動機及充電發電機	株式會社岡野電機製作所	同市大森區入新井一ノ一〇〇
△ブレーキライ	日の出石綿工業株式會社	東京市京橋區銀座七ノ三ノ六	△起動電動機	株式會社岡野電機製作所	同市江戸川區一之江三ノ二三
△ニング及クラ	三泰石綿工業	東京市葛飾區本田町一九八	△起動電動機	倉田重工業株式會社	同市神奈川區守屋町一ノ一
△ツチフェーシ	日本鍛工	東京市日本橋區室町二ノ四	△起動電動機	株式會社大塚製	東京市品川區東品川四ノ一九
△ニング	日本バルブ製造株式會社	東京市麴町區丸ノ内一ノ六ノ一	△起動電動機	株式會社	同市蒲田區羽田本町三九八
△鑄	特殊發條興業株式會社	尼崎市長洲字平黒二二	△起動電動機	關西製作所	兵庫縣有馬郡三輪町高次
△鑄	理研スプリング株式會社	東京市麴町區有樂町一ノ二	△起動電動機	株式會社	東京市芝區南佐久間町二ノ八
△鑄	ブライトアポロ商會	東京市芝區琴平町三七	△起動電動機	理研重工業株式會社	同市麴町區有樂町一ノ二ノ一
△鑄	林蠟子製作所	東京市澁谷區豊澤町一	△起動電動機	株式會社	同市港區築榮町一ノ二一
△鑄	日本ワイパー株式會社	東京市麴町區有樂町二ノ二	△起動電動機	株式會社	同市港區築榮町一ノ二一
△鑄	株式會社福田製作所	東京市荒川區三河島町七ノ五四	△起動電動機	株式會社大塚製	東京市澁野川區西ヶ原町一三八
△鑄	株式會社		△起動電動機	株式會社	同市大森區入新井一ノ一〇〇

第五回認定 (昭和十五年六月二十八日付)

第六回認定 (昭和十五年二月二十三日付)

△可鍛鐵製品	吉年可鍛鐵鑄造所	大阪府南河内郡長野町大字長野百五十番地	△クラッチ板	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△ダイカスト部品	蒲田ダイカスト株式會社	東京市日本橋區室町三丁目一番地	△ピストンリン	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△燃料ポンプ	昭和精機製作所	同市板橋區練馬南町一丁目三十四番地	△起動電動機	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△配電線	合資會社矢崎電線營業部	同市芝區田村町五丁目二番地	△配電線	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△電氣音器	日本電氣音器製作所	大阪市東淀川區豊崎東通三丁目五十番地	△配電線	同市西區立雪堀北通五丁目十番地
△擔	大阪製鋼株式會社	同市西淀川區西島町九十三番地	△配電線	同市西區立雪堀北通五丁目十番地

第七回認定 (昭和十六年六月三十日附)

自動車部分品工業根本的整備に乘出す

自動車輸送量の激増に伴ひ 自動車的重要

性頼に加はり來り、従つて自動車部分品の生産の確保、品質の向上は喫緊の要務なるに付、き商工省では機械鑄造品工業整備要綱に基き自動車部分品工業を次の通り整備することとなり、昭和十六年十月四日附を以て機械局長、振興部長名により全國自動車部分品工業組合聯合會理事長並に全國地方長官宛通牒を

發し自動車部分品工業の根本的整備に乘出した。一六機局第四六九八號。昭和十六年十月四日。

商工省機械局長 佐藤 登太郎
商工省振興部長 堀 義臣
全國自動車部分品工業組合聯合會 理事長 大來 修治殿

自動車部分品工業の整備に關する件

標記の件に關しては昭和十六年八月二十六日附一六機局第四〇五四號を以て及照會候處今般別記要綱に基き自動車部分品工業を整備致すことと相成候に付ては右御了知の上貴工業組合聯合會所屬組合の組合員を御調査の上右要綱に依り適當と認めらるる者に關し別紙工場調査表に依り要項御記入の上十一月十日限御報告相成度此段及照會候也
一六機局第四六九八號
昭和十六年十月四日

商工省機械局長 佐藤 登太郎
商工省振興部長 畑 義 臣
各地方長官殿

自動車部分品工業の整備に關する件

自動車輸送量の激増に伴ひ自動車の重要性愈々加はり従つて自動車部分品の生産の確保品質の向上は喫緊の要務と思料せらるるに付ては機械鑄造製品工業整備要綱に基き別記自動車部分品工業整備要綱に依り自動車部分品工業を整備致すことと相成候に付ては右御了知の上貴管下に於ける自動車部分品製造業者(全國自動車部分品工業組合聯合會所屬組合

の組合員を除く)を御調査の上右要綱に依り適當と認めらるる者に關し別紙工場調査表に依り要項記入の上十一月十日限御報告相成度此段及照會候也

自動車部分品工業整備要綱

業整備要綱

一、方針

機械鑄造製品工業整備要綱(昭和十五年十月二十一日附一五機局第四八四五號商工次官通牒)の趣旨に據り全國に於ける自動車部分品製造工業者を其の有する設備、技術、實績、經營方針並供給等の關係を考慮し之が組織化を圖り現下の要求に即應するの體制を整備せしめんとす

二、實施方法

1、統制團體として日本自動車部分品工業組合を設け必要なる統制を行はしむること
2、日本自動車部分品工業組合の組合員たるべき者は大凡左の各項に該當する者

なること

イ、自動車部分品(小型自動車以外の自動車の部分品)及自動車用工具類にしてタイヤ、チューブ、蓄電池球並コロ軸受を除く)の製造を營むものなること

ロ、別表に掲ぐる各品種に付同表記載の資格基準を現に具備するものなること

ハ、全國自動車部分品工業組合聯合會所屬組合の組合員に付ては同聯合會に於て其他の者に付ては地方長官に於て調査の上適當と認めらるる者にして商工省の指定を受けたるものなること
3、現に前2に該當せざる者に在りても企業に於て其他に依り適當と認めらるるに至りたるものに付ては其の都度日本自動車部分品工業組合員として指定することあるべきこと

4、日本自動車部分品工業組合の結成に伴ひ全國自動車部分品工業組合聯合會其の他關係組合を解散すること

別表 品 種

- 一、シリンダ
- 二、クランク軸及カム軸
- 三、連結桿
- 四、ピストン
- 五、タイミングチェーン
- 六、吸気弁及排気弁
- 七、放熱器
- 八、冷却水ポンプ及油ポンプ
- 九、氣化器及燃料ポンプ
- 一〇、起動電動機及充電發電機
- 一一、點火栓
- 一二、配電器及照明器具
- 一三、クラッチ
- 一四、車軸類
- 一五、ブレーキ

資格基準 職工數

一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五
一〇	一五

内 容

シリンダ、シリンダヘッド、シリンダスリーブ
クランク軸、カム軸
連結桿
ピストン、ピストンピン(キングピンを含む)
タイミングチェーン
吸気弁、排気弁、バルブリフター、ローカー
放熱器、サーモスタット
冷却水ポンプ、油ポンプ、冷却水ポンプインペ
ラ
氣化器、燃料ポンプ、ガソリンストレーナー、
燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁
起動電動機、充電發電機、ガットアウトリレ
點火栓
配電器、配電器キャップ、配電器ローター、ブ
リーカーアーム、コンタクトポイント、パキユ
ムコントロール、點火線輪、蓄電器、前照燈
尾燈
クラッチ板
プロペラ軸、自在接手、自在接手シャフト、
前車軸、後車軸、ホイールハブ
マスターシリンダ、ブレーキドラム、ブレーキ
シュー、ブレーキバンド

一六、操向機	一〇	一五
一七、臺 枠	一〇	一五
一八、軸 受	一〇	一五
一九、齒車類	一〇	一五
二〇、バ ネ	一〇	一五
二一、計 器	一〇	一五
二二、ライニング及ガスケット	五	一五
二三、車 體	五	一五
二四、板金製品	一〇	一五
二五、其の他の部分品	一〇	一五
二六、附 屬 品	一〇	一五
二七、工 具 類	一〇	一五

備考 一、資格基準中工作機械等登録規則に依り定まりたる工作機械等登録数とす
 二、同右中職工数は総職工数とす

ステアリングナックル、ステアリングナックル
 アーム、タイロッド、ドラツグ、ピットマン
 アーム
 サイドフレーム、クロスメンバー
 クランク軸受、カム軸受、連結桿軸受
 變速齒車、差動齒車、起動齒車、
 操向齒車、タイミング齒車及プロケット油ポン
 プ齒車
 撥ハネ、補助撥ハネ、弁ハネ、クラツチバネ、
 ベンデツクススプリング、スプリングシャツク
 ル
 速度計、油壓計、電流計、燃料計、水温計、組
 合計
 クラツチフェーシング、ブレーキライニング、
 シリンダヘッドガスケット、マニホールドガス
 ケット
 乗用車車體、乗合車車體、貨物車運轉臺、貨物
 車荷臺
 フアン、空氣清淨器、バンパー、消音器、燃料
 タンク、オイルパン
 螺子類、ワツシヤ、オイルニツプル、タイヤ
 チェルプ、蓄電池、其の他の部分品(タイヤ
 警音器、方向指示器、窓硝子拂拭器、其の他の
 附屬品)
 スパナ、ボツクスレンチ、プライヤ、起動用
 ハンドル、グリースポンプ、空氣ポンプ、其の他
 の工具類

電氣自動車

電氣自動車は我が國に於ては日淺きとする
 も中島製作所、日本電氣自動車製造、大阪車
 體、湯淺蓄電池製造その他に於て夙に研究を
 重ね來り一部道路方面の國内運搬車、或ひ
 はバス、或ひは小型自動車に使用され、相當
 の成果を納めてゐる元來電氣自動車は我が國
 の如き石油の資源乏しく、電力の比較的多き
 國情からして最も適したものと云ふべく、代
 用燃料自動車の域を脱し、純然たる自動車と
 して普及發達せしむべき重要性を多分に蔽し
 てゐる。即ち最近に於ける電力飢饉は稀にみ
 る現象であつて、地勢上有利なる多くの好條
 件を具備し、電力は豊富なる國であるからで
 ある。殊に政府當局では國內の諸情勢を考慮
 して代燃でなく、立派に一本建の自動車とし
 て取扱ひ、將來益々電氣自動車に負ふ大なる
 ものありとの方針を以て臨んでゐることであ
 る。

三、右の資格基準以下の者に在りても特に必要ありと認めらるる場合には考慮することあるべきこと
 昭和十五年に設立され、資材の配給團體に指
 定されてゐる。此の一事を以てしても電氣車
 の分野も判然とした證據で、同工聯の創立も斯
 工業發展の爲めに竿頭一步を出でたことにな
 り、更にガソリンエンジン車のエンジンに變
 るに電氣を以てする改造自動車さへ製作され
 るに至り、今後その動向は極めて期待すべき
 ものがあつる。たゞ問題になるのは資材關係で
 最も重きを爲すバッテリー用の鉛である。此の
 鉛の確保を期し得るならばその將來は愈々期
 待され、自動車工業界に一新紀元を劃すと云
 ふも過言でない。バッテリーの自軍、充電時
 間等は追々改良が施され、用途を得るならば
 電氣自動車の面目は益々新になり、大型バス
 小型自動車、運搬車としてその價値を發揮す
 ることにならう。同車の持つ特異性は最も國
 情に適せるものとして、今後の發展に多大の
 期待がかけられよう

分野

自動車用ベアリングの國産化に依る資材

これらの重要性が認められ先年日本電氣自
 動車工業組合も創立され、剩さへ小型自動車
 と相提携し日本第二自動車工業組合聯合會も

自動車軸受生産

確保

自動車塗料原色

自動車用塗料は主としてラツカー及びシン
 ナーが使用され、ブタノール、コーバル、ギ
 ルゾナイト、ベンゾール、トルオール、亞鉛

華、黄鉛等三十餘種類の化學藥品を主體に製せられるもので、中には國産化を圖る必要のものが數種あり、夙に關係方面で研究中であるが自動車生産力擴充に伴って需要量は増加の一途を辿り、生産業者と需要家との間の需要供給關係が兎角圓滑を缺き勝ちなるに鑑み、頃來乗合、乗用自動車塗色を統一すべし（大型貨物自動車は昭和十二年九月から灰色の國防色一色に限定されてゐる）とする意見が昂まりつつあるを以て、商工省動力機械課では化學局有機課當局と連絡を保持し、先づ原料資材の國內依存を前提として資材の供給力から見た原色の確保策樹立に着手した、しかして乗合自動車の塗色は早晩數種類の決定をみる筈である。

自動車研究所

昭和十五年年度以降三ヶ年繼續事業たる國立機械試験所の一部として自動車に關する試験研究機關たる自動車研究所は十五年十一月以來建築設計をすすめる傍ら所要機械の發註等着手準備中のところ十六年二月十二日午後二時半より府下東村山に於て商工省岩崎動力機械課長以下係官並に關係者多數列席の下に盛大なる地鎮祭を舉行したが、機械試験所自動車

車部研究要綱左の如し

機械試験所自動車部

研究綱要

- 一、自動車に關する基礎研究に任ずると同時に自動車の實用價值に重點を置きたる試験研究を行ふ。
- 二、自動車の用途別に對して自動車の種類を定め同時に夫々使用燃料の區分を定め是等の種別に適應する自動車機構の研究試験を行ふ。
- 三、自動車の製造用材料特に素材の基礎研究並に特殊鋼材及輕合金の研究試験を行ふ。同時に是等に對する代用品の研究試験を行ふ。
- 四、自動車燃料脂油及是等の代用品の研究試験を行ふ。
- 五、部分品及附屬品の單一化を自途として試験研究を行ふ。同時に優良部分品認定に關する試験を行ふ。

右の内當面の研究項目として直ちに着手すべき事項

- 一、自動車の用途別區分に適する機構の研究
- 二、代用燃料自動車の機構ガソリン機關以外

- 三、自動車用材料の研究—素材の研究國産資源を以てする特殊鋼合金並に其代用品
- 四、自動車用國産燃料及脂油の研究試験
- 五、國産自動車性能、部品及附屬品の研究試験優良部品の認定に關する試験
- 六、外國優秀車の試験研究—部品の性能品質工作法の研究
- 七、自動車技術委員會に對する諮問事項

自動車統制會

總勅員法第十八條に基き十六年九月一日公布實施した重要産業團體令の設立に對する閣令指定は十月十四日開催された閣議に於て申合せを爲したが、自動車統制會は十二月一日附を以て設立委員、設立命令、會員たる資格者の正式發表をみ、創立總會開催日限を昭和十七年一月十五日定められた。之れに先立ち商工省は十一月下旬統制會の組織並に設立要綱を發表したが、自動車統制會に在りてはその構成を自動車及び自動車部分品と爲し、先づ自動車は次の會員を指定した

日産自動車株式會社、トヨタ自動車工業株式會社、デーゼル自動車工業株式會社、川崎自動車株式會社、日本内燃機株式會社、車輪工業株式會社

車

輛

概観

本邦自動車を通覽して直ちに感知され得ることは自動車製造事業法の制定以來政府が着々實行して來つた外國車輸入阻止運動がはからずも日支事變に依つて急速に國內財政整備の必要に迫られたため俄かに輸入阻止運動より寧ろ輸入禁止運動へと變更し來り、爲めに國産自動車に依ると少數の限られたるデイトラーの活動に依る輸入車輛の動きが見られるのみとなつた。而して過渡期的殘滓を清算又は清算しつゝあつた業者をしてこの激速な變動に對處する何等の施しやうもないまでに至らしめたことは昭和十二年度に於ける車輛界混亂の最大原因として指摘され得るものであらう。

省れは明治三十八年本邦に初めて自動車がその姿を現して以來（その前に蒸汽自動車のデビニューはあつたが茲ではガソリン自動車を謂ふ）本邦の斯界は全く輸入製品の獨壇場といつても過言ではない程過去數十年に亘つて自動車と云へば外國製品を聯想せしめるに充分であつた、この事實は永年に亘つて國産自

動車工業の發達を阻害する大きな禍となつてゐたことは争はれないこと昭和十一年政府をして自動車製造事業法を設定するのやむ得ない理由をも成したものである。

今假りに自動車製造事業法設定までを三期に區別すると、大正三年の歐洲大戦勃發期までを第一期、それよりかの關東大震災即ち大正十二年までを第二期、而して自動車製造事業法設定までを第三期と稱し得よう。更にそれより第四期への再出發時代におかれてゐるのである、換言すれば現在過去の第一期より第三期までの輸入車時代より本年以後の國産車時代へ轉換せんとする分水嶺をなす時代に在ると云つた方が適當であらう。

尤もこれは派生的ではあるが純然たる國産事業となつて居る小型自動車工業並に部分品製造工業にそのまゝ當て飲められる言葉では無いことをお断りして置く。またこれを資本的消長の問題として考へて見るのも一興であらう。

即ち第一期時代にあつては大倉財閥の自動

車輸入販賣機關として日本自動車株式會社の誕生があり、第二期にあつては三井をバックとする梁瀨商會（現在の梁瀨自動車株式會社）フォード自動車の一輸入元であつたセイル・フレザー商會の二社が擔頭し、其他東京瓦斯電氣工業の自動車部設置、現日本内燃機株式會社常務取締役藤田鐵司等の白揚社の自動車製造等があつたが資本的には微々たるもので少くとも第二期までは日本自動車、梁瀨商會、セイル・フレザー三社に依つて代表され且つ對立してゐたものである。

これが第三期に入つて、即ち關東大震災の結果復興事業促進の爲め輸入税免除の特典を與へられたのを機會に本邦自動車は急激に増加を見たがその後再び輸入税を賦課されることによつて、日本フォード、日本ゼネラル・モーターズの新設等があり前記の三大分府を變動せしめた。一方陸軍省に於ては軍事上の必要から國內自動車工業の獨立を奨励するため軍用自動車保護法を新設したが、この結果東京瓦斯電氣工業會社に於けるTGE自動車製造を促進し折柄造船界の不況に際會した石川島造船所のウツズレーの國産化、田、青山、竹内三氏に依るダット自動車製造株式會社（實用自動車株式會社の後身）の創設となつたが實的にはともかく量的には何れも外國製車の遙か後方に置かれるはかはなく従つて

車 輛

資本的にも特賣するほどではなかつた。茲に示すと次の如くなつて居る。
大正十年以後に於ける外國車輛の輸入状況を

外國車輸入統計

種別	年次	自動車		シャシー		部分品
		輛數	金額(円)	輛數	金額(円)	
十一年	五三三	二,三三六,三六一	—	—	五,〇〇〇,〇〇〇	
十二年	一,三六八	四,三三三,二二二	—	—	八,〇〇〇,〇〇〇	
十三年	一,〇〇三	三,九七九,一七一	—	—	三,〇〇〇,〇〇〇	
十四年	一,七六五	四,〇〇〇,〇〇〇	—	—	四,〇〇〇,〇〇〇	
昭和一年	二,一八一	五,〇〇〇,〇〇〇	—	—	五,〇〇〇,〇〇〇	
二年	三,八八五	八,〇〇〇,〇〇〇	—	—	八,〇〇〇,〇〇〇	
三年	六,八八三	一三,一〇〇,〇〇〇	—	—	一三,一〇〇,〇〇〇	
四年	一〇,一〇八	一九,〇〇〇,〇〇〇	—	—	一九,〇〇〇,〇〇〇	
五年	一六,九二一	二八,〇〇〇,〇〇〇	—	—	二八,〇〇〇,〇〇〇	
六年	二一,一七七	三三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	三三,〇〇〇,〇〇〇	
七年	二九,七九七	四三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	四三,〇〇〇,〇〇〇	
八年	四二,一〇一	五三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	五三,〇〇〇,〇〇〇	
九年	五九,七九七	六三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	六三,〇〇〇,〇〇〇	
十年	七三,三三三	七三,〇〇〇,〇〇〇	—	—	七三,〇〇〇,〇〇〇	
十一年	一〇一,一七四	一〇一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	一〇一,〇〇〇,〇〇〇	

これに對し國產自動車生産台數は左表の如くで如何に國產自動車工業に劣勢に置かれてあつたかを知るものである。

自動車生産統計

(年 度) (輛數)

年 次	大正八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
輛數	—	—	—	—	—	—
金額(円)	—	—	—	—	—	—
部分品	—	—	—	—	—	—

右の二表に依つて如何にこれまで輸入車輛が國產自動車工業(小型自動車工業を除く)の進展を阻止して居るか、窮乏はれやう、而もこの生産累年表に現はれた自動車生産台數中に昭和十一年度分を除いてフォード、シボレ1級の大衆車は一台も無いのである。昭和十一年に至つて豊田自動織機製作所に於いて約四千台の大衆車を生産したことが直接大衆に觸れた車輛で他は全て鐵道省の省營バス及びトラック、軍用自動車、其他特殊用途に向けられた車輛であつた、かかる段階を経て今や第四期發展へと移行しつゝあつた矢先きに於ける輸入禁止運動の展開を見たもので、今後の推移に大いに注目するべきである。

自動車速度記録

年 次	時 速 (軒)	保 持 者
明治二七	一八九四	ボ コ ッ
二八	一八九八	シヤスループ・ローバ・ジャント
二九	一八九九	ジュネナツ・テイ
三〇	一九〇〇	アウシエーレ・モリス
三一	一九〇一	フ オ
三二	一九〇三	パ ン
三三	一九〇四	ベ ン
三四	一九〇四	ベ ン
三五	一九〇五	ベ ン
三六	一九〇九	ベ ン
三七	一九一一	ベ ン
三八	一九一三	ベ ン
三九	一九一五	ベ ン
四〇	一九一七	ベ ン
四一	一九一八	ベ ン
四二	一九二〇	ベ ン
四三	一九二一	ベ ン
四四	一九二二	ベ ン
四五	一九二四	ベ ン
四六	一九二六	ベ ン
四七	一九二七	ベ ン
四八	一九二八	ベ ン
四九	一九二九	ベ ン
五〇	一九三〇	ベ ン
五一	一九三三	ベ ン
五二	一九三五	ベ ン

道府縣別自動車臺數

(昭和十二年十二月末日)

道 府 縣	乘 用			貨 物			合 計
	自家用	營業用	合 計	自家用	營業用	合 計	
青森	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
東北區	—	—	—	—	—	—	—
北海	—	—	—	—	—	—	—
道	—	—	—	—	—	—	—
應 府 縣	—	—	—	—	—	—	—
普 通	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—

世界國別自動車保有數

一九三九年首現在
アメリカン・オートモビル海外版に據る
「×」印は貨物車の臺數に包含す
「?」印は不明

洲	國	乗用、貨物、バスの合計	乗用車	貨物車	バス	モーターサイクル
△アジア洲 (主たる國の保有數。但し計には全アジア洲の保有數を示す)	アラビヤ	二、七三五	一、六九六	九八〇	?	?
	支那	四四、七五〇	三三、七五〇	一三、五〇〇	七、五〇〇	?
	香港	四、六六五	三、六一一	一、〇五四	?	?
	印度	一七、八一四	一七、四七八	三〇、三三三	三〇、三三三	?
	ヒリッピン	五〇、〇〇〇	三一、五〇〇	一八、五〇〇	?	?
	泰國	一〇、八五〇	五、九〇〇	四、九〇〇	?	?
	トルコ	九、四八四	三、四四三	五、三二七	?	?
	アフリア	六、六五〇	四、三二八	一、七四三	?	?
	一九三八年計	六、六五〇	四、〇一一	一、八四三	?	?
	一九三八年計	六、六五〇	四、〇一一	一、八四三	?	?
△ヨーロッパ洲 (主たる國の保有數。但し計には全歐洲の保有數を示す)	ベルギー	二、三六九	一、四八三	七六、二二六	?	?
	デンマーク	一、五〇七	一、〇八一	四三、五七七	?	?
	フランス	二、二五〇,〇〇〇	一、七五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	?	?
	フィンランド	四七、七三七	二六、八五〇	一七、八七五	?	?
	ドイツ	一、七〇七,四九六	一、三〇五,六〇八	三八、〇九六	?	?
	イギリス	二、五四二,二九四	一、九一六,二二六	五三、五三三	?	?
	ポーランド	四一、九四八	二九,七六六	一〇,一四四	?	?
	ハンガリー	三三,〇五〇	一七,二五〇	四、八〇〇	?	?
	イタリア	三九九,三七五	三〇三,六〇〇	八五,八七五	?	?
	一九三八年計	二、三六九	一、四八三	七六、二二六	?	?

洲	國	乗用、貨物、バスの合計	乗用車	貨物車	バス	モーターサイクル
△アメリカ洲 (主たる國の保有數。但し計には全アメリカ洲の保有數を示す)	ポルトガル	四八、三三〇	三五、五〇〇	一一、二八〇	?	?
	ブラジル	六、八五〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	?	?
	メキシコ	二七、七五〇	一〇,五〇〇	一七、二五〇	?	?
	カナダ	一一五,〇〇〇	六、三〇一,二六六	二、四九三,二四一	?	?
	北米合衆國	八、四五、五七七	五、八四四,五九六	二、三三七,六四三	?	?
	ウエルガ	二九、二一一,六五三	二六、八二八,二〇六	四、四九〇,六四二	?	?
	米國	三三、四二六,三三八	二七、三一一,一四八	四、五二九,五七四	?	?
	一九三八年計	三三、四二六,三三八	二七、三一一,一四八	四、五二九,五七四	?	?
	一九三八年計	三三、四二六,三三八	二七、三一一,一四八	四、五二九,五七四	?	?
	一九三八年計	三三、四二六,三三八	二七、三一一,一四八	四、五二九,五七四	?	?
△大洋洲 (主たる國の保有數。但し計には全大洋洲の保有數を示す)	オーストラリア	三三、四二六,三三八	二七、三一一,一四八	四、五二九,五七四	?	?
	ニュージーランド	六、六五〇	三、三二五	三、三二五	?	?
	サモア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	ハワイ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	フィリッピン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	インドネシア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	ジャバ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	スマタラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	タスマニア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?
	一九三八年計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	?	?

國內自動車累年増加表 (各種別毎増加割合)

昭和八年八月末	昭和九年十月末	昭和十年十二月末	昭和十一年同	昭和十二年同
乗用車 増加實數 割合	六,二九	一,三三三	二,〇〇〇	五,六一五
貨物車 増加實數 割合	一,三三三	二,〇〇〇	一,五三四	四,六六〇
特殊 増加實數 割合	二,四四	二,七三一	二,七三一	二,四四
合計 増加實數 割合	一〇,〇六六	一〇,一七二	一〇,一七二	一〇,〇六六
非常 増加實數 割合	二,八八四	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
其他 増加實數 割合	二,八八四	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇

特設消防機械器具

都 市	東 京	横 濱	名 古 屋	大 阪	神 戸	計	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
ガソリン 唧筒	二〇	三	一	一	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
蒸氣 唧筒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水管 車	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ガソリン 船	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
梯子 自動車	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非常 救助 者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
見張 台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蓋 車	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非常 報知 機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他 備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本邦交通道路車輛調査表

年 別	馬車	牛車	荷車	自動車	人力車	自動 運 常	計
明治三一年	四,六五五	七,七八	一,五九,八九	一	一〇,四一七	一	一六,八八三
同 三四年	六,〇〇三	九,〇九九	一,三三四,七五	一	一〇,〇九二	一	一七,八八三
同 三七年	六,一五	八,七,九三	一,〇〇五,六一	一	一七,五三三	一	一八,七七一
同 四〇年	七,二七	一,六,八三	一,四九,八一	一	一五,九七九	一	二,九三三
同 四三年	八,五五	一,五,九〇	一,六〇,五〇	一	一四,八七七	一	二,九三三
大正二年	八,五八一	一,七,三〇	一,八〇,五三	一	一三,八八三	一	二,六三八
同 五年	八,九〇六	一,九,〇六	一,八〇,〇九	一	一三,七六七	一	二,六三八
同 八年	六,二七	二,四,八五	一,〇,五七	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
同 一一年	五,四三	二,八,〇六	一,三,七五	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
同 一四年	三,九〇五	三,六,〇三	一,一,六,七五	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
昭和二年	二,七九	三,七,三五	一,一,二,五〇	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
同 三年	二,二二三	三,五,九三	一,一,二,六一	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
同 四年	一,六七一	三,〇,〇三	一,一,八,八三	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
同 五年	二,一七五	三,八,九〇	一,一,八,七,八八	一	一〇,五五二	一	二,〇九二
百分率	〇.〇七	一.〇二	三.〇一	〇.〇一	〇.〇一	〇.〇六	九.〇七

備考 昭和六年以降本調査なし

空気入輪帯	接 觸 面 の 大	全 面 積	接 觸 荷 重	平 方 尺 強 度
二五〇	長徑 短徑	平方尺	平方尺	平方尺
二二〇	長徑 短徑	平方尺	平方尺	平方尺

空氣入輪のコンクリト舗装上に於ける壓力度
 三等の壓力度と比較すれば、第四表の如く空氣入輪帯最も少くソリッ
 下輪帯に次ぎ、鐵輪帯最、大で之等の比は凡そ二―一―六一―三である

各種輪帯の路面に及ぼす壓力度の比

品名	輪帯種	車種	路面壓力度 (kg/cm ²)	同
鐵輪帶幅	種	荷馬車	1.70	同
		輛	2.70	同
品	種	輪帶	1.00	同
		車輪	1.00	同
空氣入輪帶	種	貨物自動車	1.00	同
		乘用自動車	1.00	同

車輛の牽引抵抗 (kg)

路面種別	乘用自動車		貨物自動車		荷馬車	
	速度 (km/h)	度 (kg/cm ²)	速度 (km/h)	度 (kg/cm ²)	取締令規定	在來地方規定
牽引抵抗 (kg)	乘用自動車	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0
	貨物自動車	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0
	荷馬車	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0
	在來地方規定	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0
	在來地方規定	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0
在來地方規定	3.0	1.0	3.0	1.0	2.0	
						在來地方規定

各種輪帯が路面に及ぼす壓力度及び磨耗を生ぜしむる水平剪り力度の比を求めれば次の如し。

路面種別	乘用自動車	貨物自動車	荷馬車
砂利道 (普通)	1.0	1.0	1.0
砂利道 (良好)	1.0	1.0	1.0
瀝青舗装	1.0	1.0	1.0
瀝青舗装 (良好)	1.0	1.0	1.0
瀝青舗装 (普通)	1.0	1.0	1.0
瀝青舗装 (劣)	1.0	1.0	1.0
瀝青舗装 (最劣)	1.0	1.0	1.0

路面構造の厚さ及強度を支配すべき輪帯は貨物自動車最大にして乗用自動車はその〇・二二、荷馬車はその〇・二八五に當つてゐる、従つて舗装の厚さは貨物自動車の重量により決定すべきものである。路面破壊作用の大きさを支配する單位壓力度は荷馬車が最も大であつて乗用自動車の二七乃至三四倍、貨物自動車の七・二乃至九倍に當り路面の材質を決定すべき要素をなすものである。

路面の磨耗を生ずべき水平剪り力は貨物自動車最も大にして乗用自動車の二・五倍、荷馬車は同じく一・六倍に當る。然れども單位面積當りの剪り力は荷馬車最、大にして乗用自動車の九・一倍に當り貨物自動車は同じく二・八五倍に當つてゐる。何れにしても鐵輪帯の路面に對する影響の大なるを知る。

牽引抵抗と路面の凹凸との關係

乘用自動車、貨物自動車、荷馬車が各種路面に於て異なる深度の場合に測定せる牽引抵抗の試験の結果は次の如し。

道路種別	牽引抵抗 (馬力)	貨物自動車			乗用自動車		
		ソリッド輪帯	二軸(時)	三軸(時)	二軸(時)	三軸(時)	
砂利道	良好	二・七〇	一・七〇	一・八〇	一・七〇	一・八〇	
砂利道	普通	二・七〇	一・七〇	一・八〇	一・七〇	一・八〇	
砂利道	均通	二・七〇	一・七〇	一・八〇	一・七〇	一・八〇	
瀝青	舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	
瀝青	マカダム舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	
煉瓦	舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	
木塊	舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	
石塊	舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	
コンクリート	舗装	三・七〇	二・七〇	二・八〇	二・七〇	二・八〇	

接路面と圧力強度

道路取締令規定(輪帯幅九糎)及び在來地方規定(六糎)と總重量六・三五噸の貨物自動車に就てコンクリート及び瀝青舗装路面に於ける接路面積と壓力強度とを求めれば次の如し。

路面種別	車輪	車輪重	輪半徑	路面との接路面積		壓力強度 (馬力平方糎)
				長(糎)	面積(平方糎)	
瀝青舗装	取締令規定	三・八	二・五	四・四	一・〇	一・八
	在來地方規定	三・七	二・五	四・三	一・〇	一・八
瀝青	取締令規定	三・八	二・五	四・四	一・〇	一・八
	在來地方規定	三・七	二・五	四・三	一・〇	一・八
瀝青	取締令規定	三・八	二・五	四・四	一・〇	一・八
	在來地方規定	三・七	二・五	四・三	一・〇	一・八
瀝青	取締令規定	三・八	二・五	四・四	一・〇	一・八
	在來地方規定	三・七	二・五	四・三	一・〇	一・八

コンクリート舗装

取締令規定
荷馬車
在來地方規定
貨物自動車

後輪
前輪
後輪
前輪
後輪
前輪

六・五
三・八
三・七
三・八
三・七
三・八

四・〇
二・五
二・五
二・五
二・五
二・五

一・〇
一・〇
一・〇
一・〇
一・〇
一・〇

六・八
三・八
三・七
三・八
三・七
三・八

四・〇
二・五
二・五
二・五
二・五
二・五

一・〇
一・〇
一・〇
一・〇
一・〇
一・〇

九・九
三・五
三・五
三・五
三・五
三・五

一・六
一・六
一・六
一・六
一・六
一・六

衝撃示數と路面凹凸係との關係

自動車の走行中の彈機の撓みから求めた衝撃示數の實測値は次の如し

路面種別	各路面の衝撃示數			衝撃示數平均値			衝撃示數極値		
	貨物自動車	乗用自動車	貨物自動車	貨物自動車	乗用自動車	貨物自動車	貨物自動車	乗用自動車	貨物自動車
砂利道	二・七〇	一・七〇	一・八〇	二・七〇	一・七〇	一・八〇	二・七〇	一・七〇	一・八〇
瀝青	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇
煉瓦	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇
木塊	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇
石塊	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇
コンクリート	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇	三・七〇	二・七〇	二・八〇

ガソリン消費量

自動車が各種路面を進行する場合のガソリン消費量は路面構造の運輸

費に及ぼす經濟價值を直接に表はし、自動車に對するその他の經費も之と相稱的關係を有するものと考へられる。

ガソリンの化學的勢力が路面抵抗に打つ克つ有効働に費さるゝ割合に、貨物自動車に於ては舗装の場合平均四・六四%、砂利道の場合平均七・二七%、乗用自動車に於ては舗装の場合平均四・六六%、砂利道の場合平均五・七九%に過ぎずして機關冷却用水、廢擦放出瓦斯に消費さるゝ割合多く、従つて路面構造の影響を受ける事である。更に自動

車は効力率と同様に進行に要する所定馬力に應じて機械能率も異なるが故に、自動車機關の同一基準に於て路面状態を較し得ざるも、今實際に運轉せる場合の結果より自動車ガソリン一立當りの運轉量趣を求め、路面種別に應じ其平均値を擧ぐれば次の如し。

道路種別	貨物自動車			乗用自動車		
	路面凹凸係數 (糶一糶)	ガソリン經濟効力率 (糶一糶)	ガソリン經濟効力率 (糶一糶)	路面凹凸係數 (糶一糶)	ガソリン經濟効力率 (糶一糶)	ガソリン經濟効力率 (糶一糶)
砂利道	1130.0	110.3	110.3	1130.0	110.3	110.3
瀝青	1201.4	110.3	110.3	1201.4	110.3	110.3
瀝青マカダム	1201.4	110.3	110.3	1201.4	110.3	110.3
木塊	1100.0	110.3	110.3	1100.0	110.3	110.3
コンクリート	1100.0	110.3	110.3	1100.0	110.3	110.3
板石	1100.0	110.3	110.3	1100.0	110.3	110.3

自動車の輪帶費に及ぼす路面の影響は極めて顯著で、ガソリン消費量に及ぼす影響と共に路面の經濟價值を表はす主要素である。輪帶費は路面の種別、状態、車輛の種類、重量、運轉法及輪帶の材質

等により異なるから路面種別による影響を求むること極めて困難にして本邦に於ては舗装費及未だ充分ならず各種の路面に亘りて行へる調査がないから、今各主要都市の乗合自動車につき舗装費及率との關係を求むれば次の如し。

年度 (昭和)	東京市營		大阪市營		京都市營	
	一臺一糶當輪帶費 (糶)	一臺一糶當輪帶費 (糶)	一臺一糶當輪帶費 (糶)	一臺一糶當輪帶費 (糶)	一臺一糶當輪帶費 (糶)	一臺一糶當輪帶費 (糶)
1930	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1931	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1932	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1934	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1935	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1936	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1937	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1938	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1939	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1940	90.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

交通車輛に依る路面振動

大阪市で「森式振動計(垂直倍率一〇水平動倍率五)を用ひ各種路面に於てソリッド・タイヤ(重量四・八七噸)及空氣入タイヤ(重量三・七五噸)貨物自動車の二種が走行する場合、路面振動を測定した結果振動の水平動は上下動に比して著しく小であるから上下動に就いてのみにて記述すれば左の如くである。

(一)ソリッドと空氣入タイヤとの振動に及ぼす影響

第五圖に示すが如く砂利道に於て異なる速度の場合の結果によればソリッド・タイヤが重量大なる爲めに著しく振動大であつて、速度の大なるに従ひ特にその影響大である。

(二)振動に及ぼす路面種別の影響

砂利道、アスファルト舗装、木塊舗装に於て第五圖乃至七圖に示すが如く二・六米を距る路面の振動はアスファルト舗装に於ては車輛と五・〇米木塊、舗装では同一・六米を距る路面の振動は殆ど表れず前者に於て同距離二・六米の振動は速度は二・五糶以上に於て幾分大となるも砂利道に比すれば遙に小である。

合に比較すれば砂利道、アスファルト舗装、木塊舗装の比は約一、七二二であつた。

(三)速度の影響

速度の増大に伴ひ、路面振動は著しく大となり重量大なるものはその影響特に著しく表はれる。然し砂利道に於ては速度の増大に伴ひバウンドしつゝ、走行するから、影響大となる部分と然らざる部分とありて一定速度以上の場合には地點により却つて振動減するものあり、第八圖は二・五糶(時)が最大値を示す例である。

(四)自動車と距る距離の影響

第十圖に示すが如く、アスファルト舗装に於ける試験結果は自動車との距離大なるに従ひ振動著しく小となり、七・五米を距れば殆ど認めざるに至る。

噪音問題

大阪市に於て同市電氣局高速鐵道建設部長清水原氏の調査の結果は次の如し。

場 所

直前を電車通過せざる場合(時) 直前を電車通過する場合(時)

電車交叉點に面する繁華な處

六・一 糶 六・一 糶

直前を電車通過せざる場合(時) 直前を電車通過する場合(時)

六・一 糶 六・一 糶

百貨店前
郊外電車の市内の起點附近
電車道に面せざる雑用地
一般市街地

五〇六
四一六
三六六
二一六

自動車警報器 六〇〇時
モーター船(河岸通り) 五〇〇時
其他建築用のリベット工事等は七〇時以上になる場合が少くない。

街路噪音の主なる音源

街路噪音の主なる音源は大體市内電車、省線電車其他の電氣鐵道、自動車、乗合貨物自動車である。乗用自動車は車輛の走行自身の音は比較的著しくないが警報器を使用する場合は大なる噪音の發生體となる。市内に於ての晝間の測定に依れば此の如し。

市内電車 五〇七時
乗合自動車及貨物自動車 四〇七時
乗合自動車(警報器を使用せず) 三〇六時

種別

平均直徑(米) 一粒の平均體積(立方米) 塵埃度(粒數) 七米平方中の塵埃の體積(立方米)

街路の平均 郊外砂利道、交通なき場合 自動車通過直後
一・七六 一・七六 四・三三 一・七六
一・七六 一・七六 四・三三 一・七六

之によれば砂利道の塵埃は其の粒徑は極めて大にして鋪裝の一八倍に當りその塵埃量は鋪裝に比しく大なるを知る。

自動車經費

一臺走行一軒當(圓)

種別	項目	變動費						固定費						
		ガソリン費	雜油費	輪帶費	修繕費	積立金	小計	購子費	人件費	車庫費	税金	保險費	雜費	小計
貨物自動車	砂利道裝	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
貨物自動車	塗裝	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
貨物自動車	コンクリート	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
貨物自動車	木塊	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
貨物自動車	平均	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
乗用自動車	砂利道裝	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
乗用自動車	塗裝	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
乗用自動車	コンクリート	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
乗用自動車	木塊	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160
乗用自動車	平均	0.0110	0.0090	0.0110	0.0110	0.0100	0.0230	0.0110	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0030	0.0160

摘要	乗用自動車					乗合自動車				
	砂利道裝	塗裝	コンクリート	木塊	平均	砂利道裝	塗裝	コンクリート	木塊	平均
ガソリン費	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110
雜油費	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090	0.0090
輪帶費	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110
修繕費	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110
積立金	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100	0.0100
小計	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230	0.0230
購子費	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110	0.0110
人件費	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010
車庫費	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010
税金	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010
保險費	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010
雜費	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010	0.0010
小計	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030
合計	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260	0.0260

自動車運費 (圓一軒年) (全自動車臺數中 乗用車五〇%、乗合一〇%貨物三〇%と假定す)

一車線一日(一五時間) 自動車交通量(臺)

路面種別	50	100	200	500	1000	1500	2000	2500	3000
砂利道	三、九〇一	七、八〇二	一四、四〇三	二八、八〇四	四三、二〇五	五七、六〇六	七二、〇〇七	八六、四〇八	一〇〇、八〇九
瀝青塗裝	三、一七五	六、三五〇	一二、七〇〇	二五、四〇〇	三八、一〇〇	五〇、八〇〇	六三、五〇〇	七六、二〇〇	八八、九〇〇
アスファルトコンクリート	三、〇三九	六、〇七八	一二、一五七	二四、三一四	三六、四七一	四八、六二八	六〇、七八五	七二、九四二	八五、〇九九
シート・アスファルト	二、九七三	五、九四六	一二、八九二	二五、七八四	三八、七七六	五一、七六八	六四、七六〇	七七、七五二	九〇、七四四
コンクリート	三、〇三九	六、〇七八	一二、一五七	二四、三一四	三六、四七一	四八、六二八	六〇、七八五	七二、九四二	八五、〇九九
木塊	三、〇三九	六、〇七八	一二、一五七	二四、三一四	三六、四七一	四八、六二八	六〇、七八五	七二、九四二	八五、〇九九

道路運輸費
路而種別

(圖一軒一年) (全自動車臺數中 乗用車五〇%、乗合二〇%、貨物三〇%と假定す)
一車線 一日(一五時間) 自動車交通量(臺)

一 砂利	五〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇〇	九〇〇	一,〇〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇	二,〇〇〇	
二 瀝青	三、八八一	七、五〇〇	一四、八〇八	二九、六三六	四四、四八九	五九、三四二	七四、一九五	八九、九五九	一〇四、八一九	一二〇、七二七	一三六、五七九	一五二、四三二	一六八、二八五	一八四、一三八	二〇〇、〇三二	二一五、八八五	二三一、七三九	二二七、五九二	二四三、四四六	二五九、二九九	二七五、一五二	二九〇、〇〇五
三 アスファルト	三、九三四	七、二〇九	一三、四四〇	二八、二九	四三、一四一	五八、〇〇二	七二、八五三	八七、七〇四	一〇二、五五五	一二〇、四〇六	一三八、二五七	一五六、一〇八	一七四、九五九	一九〇、八一〇	二〇六、六六二	二二二、五一三	二三七、九六五	二五三、八一六	二六九、七二七	二八五、五七八	三〇一、四三九	三一七、二九〇
四 シート・アスファルト	四、三〇五	七、七七八	一四、三三三	二九、二八四	四四、二三五	五九、二三六	七四、一八七	八九、一三八	一〇四、一三九	一二〇、〇九〇	一三五、〇四一	一五〇、九九二	一六六、九四三	一八二、八九四	一九八、八四五	二一四、八四五	二三〇、八四五	二四六、八四五	二六二、八四五	二七八、八四五	三〇四、八四五	三二〇、八四五
五 コンクリート	三、九七九	六、九四二	一三、九〇五	二八、八六八	四三、八三二	五八、七九五	七三、七五九	八八、七二二	一〇三、六八五	一二〇、六四八	一三七、六一二	一五二、五七六	一六八、五三九	一八四、五〇二	二〇〇、四六五	二一六、四二九	二三二、三九二	二四八、三五五	二六四、三一八	二八〇、二八二	二九六、二四五	三一二、二〇八
六 木塊	四、八七三	七、八三六	一五、七九九	三〇、七六一	四五、六九二	六〇、六六三	七五、六三四	九〇、六一五	一〇五、五六六	一二〇、五二七	一三七、四八八	一五二、四四九	一六八、四一〇	一八四、三七一	二〇〇、三三二	二一六、二九三	二三二、二五四	二四八、二一六	二六四、一七八	二八〇、一四〇	二九六、一〇二	三一二、〇六三

中型乗用車機構

トヨタ自動車工業株式会社、日産自動車株式会社の許可會社は國策の命ずるところに従ひ昭和十四年暮中型乗用自動車試作車製作を完成、昭和十五年春商工省の性能テストの結果夫々優秀な成績を挙げた。非常時局下に於ける此の中型車の出現こそは、我が自動車工業史上にエポックを劃するものである。使用上の便益は燃料費の大削減が出来る、二、道路の損傷を來たさない、三、資材の節約が圖られる等多角的効率を挙げ得られる。今此處に中型乗用車トヨタ新日本號の諸元及仕様を記せば次の如くである。

△トヨタ新日本號

總重量	一、二一五kg
車輛重量	一、一〇〇kg
乗車定員	五名
全長	四、二六八m
全幅	一、六九〇m
全高	一、六一〇m
車軸距離	二、五〇〇m
軸間距離	前、一、三五〇m 後、一、四五〇m
最低部地上高	〇、一八五m
回轉半徑	四、六〇〇m
室内の高さ	一、二一〇m
座席と天井の間隔	〇、九五〇m
ボデーの幅	一、二七〇m

シートの幅	一、一九〇
前後シートの間隔	〇、四九〇
行程式	四個
氣筒數	四個
氣筒容積	二、二六〇立方厘
警視廳馬力	一七、五六馬力
最大馬力	四八馬力
曲軸ベアリング	(毎分二、六〇〇回轉) 三個
活塞	特殊鑄鐵製
連接桿	鑲鍛法製による半硬鋼製
冷却装置	遠心力式ポンプによる
燃料装置	壓送用ダイヤフラム式ポンプ付
電氣裝置	空冷ゼネレーター・バッテリー

自動車修理加工業整備

一の容量は六ポルト一〇〇AMP
 聯動機 乾燥單板式直徑二五五耗
 變速機 標準型選擇撥動、シンクロメツ
 シュサイレンサー付、前進三段
 後退一段
 推進軸 平衡せる管狀鋼製推進軸
 前車軸 一字形斷面炭素鋼鑄鍛鋼
 後車軸 半浮動式、傘形齒車式差動裝置
 減速比は四、一一對一
 換向裝置 ウォーム及セクター式
 制動裝置 足動油壓内部擴張式、四輪制動
 車 枠 コ字形斷面鋼製出作鋼板

自動車修理加工業整備

業整備

自動車輸送力の増強確保は喫緊の要務にして之れが爲め、自動車修理加工業も亦愈よその重要性を加へつゝある處、斯業界の状態は緊急の必要に即應し得ざるものありとし、商工省ではその整備を圖るべく昭和十六年四月二十三日一六機局第一六二號に依り機械局長振興部長連名を以て次の如き通牒を發し、結

局之れが結實し各府縣毎に自動車修理加工工業組合が設立せられ、十月六日東京に於て日本自動車修理加工工業組合の結成をみ、諸々その使命達成に傾注されつゝある。

整備通牒要旨

一、方針

機械鑄造製品工業整備要綱(昭和十五年十二月二十一日一五機局第四八四五號商工次官通牒)に據り全國に於ける自動車修理加工業者を其の有する設備技術及地理的狀況等の關係を考慮し之が組織化を圖り斯業をして現下の要求に即應するの體制を整具せしめんとす

二、實施方法

1、全國的統制團體として全國自動車修理加工工業組合を設け必要なる統制を行はしむること
 イ、本聯合會の地區は内地一圓とすること

ロ、本聯合會は各道府縣毎に組織せらるべき道府縣別自動車修理加工工業組合を以て構成すること
 2、地方長官は右趣旨に據り道府縣内自動車修理加工業者にして適當と認むる者を指定し道府縣別修理加工工業組合を

組織せしむること

1、道府縣別修理加工工業組合員たるべき者の資格は自動車(小型自動車を含む)用車體及シャシー(機關、放熱器、電氣部分品等を含む)の修理加工業者たることを要し之が指定に當りては業者の設備、技術、地理的狀況等を考慮すること
 2、組合結成に際しては必要に應じ既存關係組合の改組合併等の方法に依り可然整備統合を爲すこと
 右は概ね五月末日迄に完了の上六月十日限り情況を報告のこと

自動車修理用部分品配給統制規則制定

則制定

自動車の所謂サーヴィスは自動車に執つても必要不可欠の重要な問題であり従つて之れに要する補修用部分品の重要性については改めて贅言を要しないところであるがこの方面に於ける我國の現状を見ると各種の事情から部分品に對する需要は愈々増加し然も品質の

優良なるものが要求せられる一方之れが資材の方面は益々窮乏となつて來てゐる事情であり、この儘では到底生産の確保、品質の向上配給の適正圖滑を圖ることが出来ない様な状態に立ち至つた。此の様態に即應する爲め商工當局は十六年五月自動車修理用部分品配給統制規則を制定實施することになり、右規則を十日發表した。大體に於いて全國自動車部分品工業組合聯合會及び日本自動車製造工業組合に於いて必要の修理用部分品の計畫生産を爲さしめ之れを同聯合會及び組合を通じて各道府縣に配給し、之れが道府縣内の需給に關しては地方長官に於いて調整を行はしめ以て少ない資材を以て出来るだけ優良多量の部分品を生産し必要方面に圖滑適正に配給せんとするもので第六條及び第八條は八月一日より他は七月一日より施行された。

しかし適用品目は普通自動車部分品、但し其の原料又は材料に付軍より配給又は割當ありたるものを除く左の九十五品目である。

- ホ カム軸軸受
- ヘ クランク軸
- ト クランク軸歯車
- チ クランク軸スプロケット
- リ ハズミ車歯車
- ヌ 連結桿
- ル 連結桿軸受
- ヲ ビストン
- ワ ビストンピン
- カ ビストンリング
- ヨ カム軸
- タ カム軸歯車
- レ カム軸スプロケット
- ソ タイミングチェーン
- ツ 吸氣弁
- ネ 排氣弁
- ナ 弁バネ
- ラ バルブリフター
- ム ロツカーアーム
- ウ ブツシュロッド
- 二 フラン
- 三 放熱器及同部分品中左に掲ぐるもの
放熱器コア
- 四 冷却水ポンプ及同部分品中左に掲ぐるもの

- 一〇 油ポンプ及同部分品中左に掲ぐるもの
油ポンプ歯車
- 一一 油壓計
- 一二 點火栓
- 一三 點火栓輪
- 一四 蓄電器
- 一五 配電器及同部分品中左に掲ぐるもの
イ ブリーカーアーム
ロ コンタクトポイント
ハ 配電器ローター
ニ 配電器キャップ
- 一六 充電發電機
- 一七 起動電動機及同部分品中左に掲ぐるもの
イ ベンデソクスビニオン
ロ ベンデソクススプリング
- 一八 前照燈
- 一九 尾燈(停止燈を含む)
- 二〇 電流計

- 二二 カットアウトリレー
- 二三 クラッチ及同部分品中左に掲ぐるもの
イ クラッチ板
ロ クラッチフエーシング
ハ クラッチスプリング
- 二四 變速機及同部分品中左に掲ぐるもの
イ 變速機
ロ 變速機軸
ニ プロペラ軸
- 二五 自在接子及同部分品中左に掲ぐるもの
自在接子ジャーナル
- 二六 差動機及同部分品中左に掲ぐるもの
イ 差動ドライブビニオン
ロ 差動リング歯車
ハ 差動ビニオン
ニ 差動サイド歯車
- 二七 後車軸及同部分品中左に掲ぐるもの
アクスルシャフト
- 二八 前車軸
- 二九 プレーキ装置部分品中左に掲ぐるもの
イ プレーキドラム
ロ プレーキバンド
ハ プレーキシユ
ニ プレーキライニング
ホ ホイールシリンド

- ヘ マスターシリンド
- 三〇 操向装置部分品中左に掲ぐるもの
イ キングピン
ロ ステアリングナックル
ハ ステアリングナックルアーム
ニ タイロッド
ホ ドラッグリング
ヘ ビットマンアーム
ト ステアリングセクター
チ ステアリングウオーム
- 三一 車輪及同部分品中左に掲ぐるもの
イ ホイールリム
ロ サイドリング
ハ ホイールハブ
- 三二 擔ハネ及同部分品中左に掲ぐるもの
イ スプリングリーフ
ロ スプリングシャツクル
- 三三 速度計
- 三四 組合計

**中間鋼製自動車
用重板發條製造
販賣共に禁止**

自動車用重板發條に付ては十六年二月六日商工省告示第九十二號を以てハネ鋼第七種製同第一種製及び中間鋼製の三種に付其の販賣價格が指定せられたが、中間鋼製のものには品質劣悪で、之が製造及び販賣の自由を認めて居たのでは、我國の自動車製造工業の健全なる發達を阻害する虞が多分にあるので、同年八月五日以降は之が製造を禁止すると共に十七年二月五日以降は新品は勿論中古品に付ても販賣を禁止することになり其の旨四月十八日商工省告示第三百二十二號及び同第三百二十三號を以て公布した。従つて今後製造及び販賣の許される自動車用重板發條はハネ鋼第七種製及び第二種製二種類に限定されることになり、此等のものに付ては夫々(七)又は(二)の印を附することになつて居る。

自動車タイヤチ

ユーブ(統)印廢

止

昭和十四年一月三十日附調整第三二二號臨時物產調整局長官通牒を以て配給統制を實施

せる當時タイヤ、チューブに丸統印を刻印せしめ右丸統印のタイヤにのみ配給統制を爲してゐたる處同年四月二十日商工省令第十八號施行に依り右丸統印に限らず通關前のタイヤチューブに付ても配給統制の實施を見たる結果丸統印は不要となりたるも各製造業者に於て其の繼續的に刻印あるなしに不拘、強度の統制を維持する現存に於ては右「統」印は不要と認められ、日偶々「統」印なきものに付ては統制外にあるかの如き誤解を生ずる虞も有るに付今般右「統」刻印を廢止せしむることとし商工省では十六年十月十三日付一六化局第二八九號に依り化學局長名を以て各地方長官宛通牒を發し實施した

小型自動車用タ

イヤチューブ配

給統制

商工省では十六年春から小型自動車用タイヤチューブについても各府縣別に配給統制を布き、計畫生産を爲さしむる爲め大型自動車用同様精製製造會社をはじめ、ブリツヂストン、ダンロップ等六製造會社に對し月別

に護謨を割當生産せしめ、配給に當つては月別に商工省から各府縣別に割當量を明示し、各府縣では夫々の配給統制要綱に基いて配給が爲されてゐる、今茲に十六年七月七日より實施せられた東京府自動車用小型タイヤ、チューブの配給を記せば左の如し

東京府自動車用小型

タイヤチューブ配給

統制要綱

- 第一條 本要綱に於て自動車用小型タイヤ又は自動車用小型チューブ（以下小型タイヤチューブと稱す）とは補充用として商工省より本府に割當てられたる小型タイヤ、チューブの新品を謂ふ
- 第二條 小型タイヤ、チューブは知事の指定したる配給機關（以下配給機關と稱す）の外譲渡することを不得
- 第三條 小型タイヤ、チューブを購入せんとする者は配給機關以外の者より之を購入することを不得但し特別の事情に依り知事の許可を受けたるときは此の限りに在らず
- 第四條 配給機關に於て配給所を設置せんとするときは左に掲ぐる事項を具し知事の承認を受くべし之を廢止若は變更せんとする

一、配給所名

二、配給所の所在地

事由

三、其の他配給所の設置、廢止又は變更の事由

第五條 配給機關は左の各號に該當する者に非ざれば小型タイヤ、チューブを譲渡することを不得但し特別の事情に依り許可を受けたるときは此の限りに在らず

- 一、本府の小型自動車鑑札又は特殊自動車鑑札を所有するもの
- 二、本府の小型自動車鑑札又は特殊自動車鑑札を所有するもの
- 三、故小型タイヤ、チューブの提出ありたるもの
- 四、使用後の小型タイヤ、チューブ損傷程度甚だしく修理するも小型自動車又は特殊自動車用として使用に堪へざるもの

第六條 配給機關は引換回收したる故品を所屬倉庫に保管し毎月末日を以て締切り屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則第四條の規定に依る内地ゴム配給機關に譲渡すべし

第七條 配給機關に於て小型タイヤ、チューブを譲渡したるときは配給簿を備へ鑑札番

一、配給機關東京小型タイヤ商業組合

自動車運送事業

組合及聯合會も

商工組合中央金

庫へ加入

商工省では自動車交通事業法中改正法律附則第八條に依り商工組合中央金庫法中一部改正せられ自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會も商工組合中央金庫に加入し得ることとなつたので商工組合中央金庫法施行規則中總代選舉に關する規定等を改正九月三十日附を以て左の如く告示即日實施した

商工組合中央金庫法施行規則中左の通り改正す

昭和十六年九月三十日

商工大臣 左近司 政三
大藏大臣 小倉 正恒

第一條第二項中「又は貿易組合聯合會」を「貿易組合聯合會又は自動車運送事業組合聯合會」に改む

聯合會に改む

第四條第一項を左の如く改む

總代會は定款の定むる所に依り左の各號に掲ぐる者の中より各別に互選したる總代を以て之を組織す

- 一 所屬の商業組合、商業聯合會、商業小組合、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會並に工業組合、工業組合聯合會及工業小組合
- 二 所屬の貿易組合及貿易組合聯合會

附 則

本令は公布の日より之を斷行す

號車輛の種類、タイヤ、チューブの種類別寸法別數量及讓渡年月日並に譲り受人の住所氏名を記載し且つ其の寫しを翌月五日迄に知事に提出すべし

第八條 配給機關左の各號の一に該當するときは知事其の指定を取消することあるべし

- 一、本要綱に違反したるとき
- 二、其の他配給統制上必要ありと認めたる

第九條 本要綱に依り配給を受けたる小型タイヤ、チューブは之を他に讓渡することを不得但し特別の事情依り知事の許可を受けたるときは此の限りに在らず

第十條 本要綱第三條又は第九條の規定に違反したるときは其の者の配給を停止することあるべし

附 則

本要綱は昭和十六年七月七日より之を施行す

東京府告示第九三四號
東京府自動車用小型タイヤ、チューブ配給統制要綱第二條の規定に依り配給機關左の通り指定せり

昭和十六年七月一日

東京府知事 川西 實三

小型自動車

小型自動車部分

品工業整備

商工省では十六年十月小型自動車部分品工業の整備に着手、小型自動車の部分品製造業者中製造品種多岐に過ぐる者、賣上高過少なる者等を除外し次の如き業者を以て、日本小型自動車部分品工業組合を結成せしむることとし、十月四日一六機局第四六九九號商工省機械局長、振興部長連名を以て各關係方面へ通牒を發し、之れに基き十一月初旬大阪に於て日本小型自動車部分品工業組合の結成を終了した

所在地	業者名	製品名
千葉縣	株式會社昭和内燃機製作所	其の社の製造車用部分品
埼玉縣	日本ビストンリ	ピストンリング
同	ライト自動車工業株式會社	其の社の製造用部分品
大阪府	株式會社淺野齒車製作所	齒車
同	川中製作所	各種ピン、ピスト
同	木村金屬製作所	螺子類、各種ピン

小型二輪、三輪標準型車に關しては商工省自動車技術委員會内に小型二輪、三輪標準型製作委員會を設置し、日本輕自動車工業組合の技術委員會と緊密な連絡の下に十數回に亘る會合を開き眞摯なる研究の結果、その規格を

A 型	B 型	C 型	D 型
一、三〇〇C	六五〇 同	七五〇 同	三二七 同

の四種類に決定し、十六年夏からA型については陸王内燃機、B型については發動機製造C型を東洋工業、日本内燃機で、D型を宮田製作所に於て試作に着手、これが完成を俟つて十七年春には試作車の定置、運行、定地等嚴重なる試験を行、管であるが、實現の曉には生産力と云ひ、資材の節約と云ひ見るべきもの多かるべく期して俟たれてゐる

概説 昭和十六年に於ける小型自動車界は昭和十五年のそれと大差なく、依然として生産脚壓を負けず活況を示すの狀態に置かれなかつた、然しながら前年に並んで日本輕自動車工業組合の技術委員會は、商工省の自動車技術委員會の動向と相關性のもとに、輕自動車標準型試作、部分品の規格統一等に主力を注いだ、他方石油消費規正強化に伴ふ石油代用燃料使用装置は小型自動車に不可缺の問題となり、之れに對する研究乃至實行は官民の協力下に着々緒につき、今後の成果を期待されてゐるが、これら標準型車、石油代用燃料車の研究に次いで、小型自動車部分品工業の整備が爲されたことは蓋し十六年の大きな收穫と云へよう

一輪、二輪標準型車

型車

小型

小型

栗林製作所	各種ビン、齒車
小山發條製作所	パネ
合資會社中西製	各種ビン、螺子類
作所	
庄野製作所	フレーム
東洋金屬製作所	ピストン
赤銅製作所	軸受
竹田製作所	氣化器、螺子類
高田清次郎	各種ビン
東亞スプリング	パネ
製作所	
中村金屬製作所	螺子類、各種ビン
出口 音吉	照明器具
旭内燃機株式會	其の社の製造車用
社	部分品
アカツキ工業所	ブツシュ
合資會社玉造可	ピストンリング
鍛鑄所	
梅里製作所	板金製品
大橋彌一郎	ブツシュ、キング
大森製作所	齒車、各種ビン
押谷工業株式會	石綿製品、クラッ
社	チ板
大阪車體製作株	其の社の製造車用
式會社	部分品
大阪製鋼株式會	パネ

大坂メーター株	計器
式會社	
株式會社山合製	其の社の製造車用
作所	部分品
株式會社高尾鐵	フレーム
工所	
株式會社長瀬商	車軸類、フレーム
店東野田工場	
株式會社日新製	齒車
作所	
日本電氣響音器	響音器
製作所	
福島電機製作所	電製品
向井製作所	ピストン、ピスト
報德商會製作所	齒車
柳生サドル商會	サドル
八洲自動車工業	弁
株式會社	
油野工業株式會	車輪、フレーム
社	
和氣製作所	各種ビン、弁
發動機製造株式	其の社の製造車用
會社	部分品
土谷工業所	齒車
日邦自動車工業	附屬品
株式會社	
神戸ミツシヨ	變速機、差動裝置
工所	

株式會社平尾製	板金製品、電製品
作所	
石産精工株式會	其の社の製造車用
社	部分品
株式會社瀨良製工	附屬品
株式會社	
日本電氣自動車	其の社の製造車用
株式會社	部分品
合資會社安達機	車軸類、齒車
械工作所	
合資會社兵庫ボ	螺子類
ルト製作所	
日本エヤーブレ	其の社の製造車用
ーキ株式會社	部分品
株式會社兵庫モ	其の社の製造車用
ーター製作所	部分品
合資會社君岡製	板金製品
作所	
合資會社奥座製	螺子類
作所	
昭和造機株式會	ピストンリング、
社	ピストン
株式會社中島製	其の社の製造車用
作所	部分品
東亞スプリング	パネ
製作所	
富士スプリング	パネ
製作所	
株式會社東洋ラヂ	放熱器
エーター製作所	

佐藤自動車工業	螺子類
株式會社	
帝國製鐵株式會	其の社の製造車用
社	部分品
株式會社平野製	右同
作所	
株式會社名古屋	右同
自動車製作所	
みづほ自動車製	機關、變速機
作所	
水野鐵工所	其の社の製造車用
	部分品
近藤製作所	右同
合資會社伊藤鐵	螺子類
工所	
東洋工業株式會	其の社の製造車用
社	部分品
東京芝浦電氣株	照明器具
式會社	
株式會社中央製	電製品
作所	
株式會社石川ラ	照明器具
ンブ製作所	
株式會社小糸製	照明器具
作所	
株式會社極東製	フレーム
作所	
株式會社川田電	配電器
機製作所	

三國商工株式會	氣化器
社	
株式會社目黒製	變速機
作所	
日本ブレキライ	石綿製品
ニング株式會社	
株式會社日本氣	氣化器、燃料ポン
化器製作所	プ
株式會社大垣製	板金製品
作所	
陸王内燃機株式	其の社の製造車用
會社	部分品
株式會社昭和鐵	車軸類
工所	
田邊酸素株式會	車輪
社	
高尾機關工業株	其の社の製造車用
式會社	部分品
日本内燃機株式	同
會社	
株式會社有信商	計器、電製品
會社	
山本放熱器製作	放熱器
所	
アイト輕合金鑄	ピストン
造所	

小型代用燃料專門自動車

大型自動車に次で小型自動車の石油代燃料
瓦斯發生裝置の設置を前提とした代用燃料自
動車専門エンジン試作は十六年十月自動車技
術委員會の議題とされ、眞鑿検討の結果

一、燃料は差當り無煙炭を對象に
二、發動機製造株式會社で仕様書を作製
することとし、發動機製造株式會社で眞鑿研究を
すゝめて、十一月仕様書を完成直ちに同社で
試作に着手した、小型三輪自動車の用途は小
口貨物輸送に重點が置かれ、需要者側の希望
意見を綜合すれば、代燃裝置の設置に依りガ
ソリンのそれに比し大體二割程度の馬力を減
じることになるが、最も適切な積載量は八百
磅でありその積載量を保持する爲めにはエン
ジンの氣筒容積は大體千CC以上千二百CC
を必要とする云はれてゐる

代用燃料自動車

代用燃料自動車の の大勢

日支事變の長期化と第二次歐洲戰爭による世界の暴亂と共に、我が國の燃料事情は稀にみる様態を呈現し揮發油の消費は漸次強化され之れがため昭和十六年に於ける代用燃料自動車界は未曾有の躍進を招來し、從來の薪、木炭、アセチレン、コーライト、壓縮及液化自動車他に石炭自動車の實用化をみるなど技術的、數的確立に大なる努力が官民間に拂はれた、しかし國際情勢變化と我が國の石油事情から、從來の代用燃料も一時的の息となるものではなく、半恒久燃料として愈々依存性を高め來り、昭和九年頃の搖籃時代に比し僅々七、八年後に於ける今日實に隔世の感を懐しめるものがある、政府に於ても凡ゆる角度から諸施策を講じ、新事態に即應ぜざる

代用燃料自動車

態勢を布くなどみるべきもの多々あつた

壓縮及液化瓦斯の 貯藏取締緩和

壓縮瓦斯自動車の普及促進化と共に、兩瓦斯の取締緩和方について關係方面から相當要望の聲が高つたが、内務省では昭和十五年十二月壓縮及液化瓦斯の貯藏室に對する取締要綱を決定、關係方面へ通達した

- 一、三百立方米未満の壓縮ガス又は三千斤未満の液化ガス（双方共に貯藏する場合は壓縮ガス一立方米を液化ガス十斤とみなす）の貯藏所たる貯藏室又は貯藏室を設置せんとする時は壓縮ガス及液化ガス取締法施行令第十九條の規定を適用しない
- 二、人家稠密なる地域の貯藏室は換氣装置をつけ火氣を注意すること
- 三、ガソリンスタンド設置の時は壁は耐火構造として屋根を設けるか、或ひは地下貯

藏とすること

四、貯藏室の照明設置設備の配線はコンデンツトチューブを用ひ電球はカイドランプを使用し開閉器の火花を發せざる様注意すること

五、瓦斯容器の取付方法は容器蓋脱裝圖面の示す位置に取付けるも支障ないこと

六、蓋脱裝置に取付けたる容器内の壓縮ガスを消費したる時は該容器を取外し充塲濟の他の壓縮ガス容器を取付けても支障なきこと

等にしてこれが結果は相當の設備さへなせばガスの補給等に於てもガソリンスタンドと同様の補給が出来ることとなるべく期待される

石炭自動車

我が國に於ける石炭自動車は北支軍當局の依頼に依つて昭和十五年夏、陸軍技術本部が中心となり研究の結果、良好なる成績を示したるに鑑み、日本燃料聯合同株式會社をはじめその他民間業者間にあつて眞摯なる研究をすゝめ、代用燃料自動車界に登場しその數も相當増加、今後に期待をかけられる見通しがついたので、燃料局では石炭自動車の普及に

代用燃料自動車

乗り出すべく十六年二月五日より五日間に亘つて製造業者八社十六式に亘つて性能運行試験を行ひ實用價値あるものと認められ、燃料の供給力からみて將來代用燃料自動車中最も多くの期待をかけられるに至つた、尙石炭自動車は當部北支陽泉、佛印、ドントリ、ユウ炭、朝鮮三涉等の無煙炭を燃料とし、他はクリンカーガ多く出るものとして殆ど顧みられざる状態であつたところ、最近（昭和十六年十一月）有煙炭を燃料とするべく研究が續けられてゐる

自動車用石炭需給圓滑化

鐵道省監理局では自動車用燃料として石炭配給組織に關し本年二月廿一日附をもつて各府縣宛指示するところあつたが、更に五月五日鐵道省監理局長、燃料局長官連名により全國府縣知事宛次ぎの如く通牒を發した、即ち戰時下自動車輸送力の維持確保上特に自動車用石炭需給の圓滑を圖ることは緊要とするに於て左記により適當處理すべきこととした

- 一、各府縣内自動車所有者の需要數量は當該府縣自動車運送事業組合に於て一括之を取纏むることとし自動車運送事業組合は各事業者に對する割當を査定すること
- 二、右に依り査定したる各事業者毎の需要數量を當該府縣知事及當該府縣に於ける指定仲買團體に通知すること
- 三、指定仲買團體は右に基き配給を受持つべき取扱業者を定め現品を配給せしむること但し大口需要者に對しては直接配給することも可なること
- 四、石炭自動車は勿論半成コークス自動車木炭自動車にも石炭を使用せしむることとしその割當は必ずしも曩にもとづく基準量に依らず車輛走行料に應じて査定すること尙木炭自動車に對しては木炭量の約二割の石炭を混用せしむること
- 五、必要ある場合に於ては府縣知事は第一項の割當數量の變更を命じ得ること

一月當石炭割當

鐵道省では別項のごとく五日監理局長燃料局長官連名による府縣知事宛自動車用石炭配給に關する通牒を發したが引き続き六日監理局長名をもつて自動車運送事業組合理事長宛左の通り通牒を發した

今般自動車用燃料として貴縣に對し石炭自動車は勿論半成コークス自動車及木炭自動車に對しても石炭を使用せしむること、相成之が需給の圓滑を圖るため別紙の通牒知事宛通牒致候縣商工、保安兩課及商工省指定の石炭仲買業者と充分御連絡の上實施に遺憾なきを期せられ度尙石炭混用に付未習熟の向も可有之候得共中央に於ける數業者の使用實績に徴し良好なるものと被認候に付貴組會員に對し右混用に關し研究使用方御指導相成度

一、半成コークス自動車に對し半成コークス及石炭を配給する場合（一臺一月當應）

半成コークス	乗合車	一〇〇
石炭の割合	貨物車	一〇〇
計		二〇〇
		五〇
		五〇

一、木炭自動車に對し木炭及石炭を配給する場合（一臺一月當石炭）

乗合自動車	一〇〇
貨物自動車	一〇〇

石油代用燃料使用裝置獎勵金交付規則改正

商工省では昭和十六年四月十二日附を以て商工省令第二十七號に依り、石油代用燃料使用裝置獎勵金交付規則第三項の相定に依り昭和十三年度以降の性能試験に合格した日本燃料機統一型及日燃式半成コークス瓦斯發生爐は同一型式に包括せられ獎勵金交付を受ける資格を存續させる必要がなくなつたので、獎勵金交付規則を改正し、十月一日より實施した

商工省令第二十七號

石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則中左の通改正す

昭和十六年四月十二日 商工大臣 名

附則

本令は昭和十六年十月一日より之を施行す本令施行前附則第三項に掲ぐる瓦斯發生爐を自動車、機關車又は氣動車に設置したる場合に於ては其の自動車、機關車又は氣動車の所有者に對し本令施行後と雖も仍獎勵金を交付するものとす

昭和十五年五月七日商工省令第二十九號石油代用燃料自動車

油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則抄

附則第三項

瓦斯發生爐設置獎勵金規則第一條第二項の規定に基き昭和十三年度以降の試験に合格したる型式及種類の瓦斯發生爐は之を本則第二條第二項の相定に基き性能試験に合格したる種類及型式の瓦斯發生爐は之を本則第二條第二項の相定に基き性能試験に合格したる種類及型式の瓦斯發生爐設置と看做す

- 一、壓縮瓦斯使用裝置
 - 乗合自動車、貨物自動車及乗用自動車用梁式隔膜型壓縮瓦斯使用裝置日帝ピストン式N1型壓縮瓦斯使用裝置
 - 大天式D1型壓縮瓦斯使用裝置
 - 日鏡式瓦斯使用裝置
 - 京成式壓縮瓦斯使用裝置
 - 一、液化瓦斯使用裝置
 - 乗合自動車、貨物自動車及乗用自動車用亞式液化瓦斯使用裝置
 - 亞式液式二六〇〇型
 - 日帝式T1型

液化瓦斯使用裝置 亞式液式液化瓦斯使用裝置

商工省告示第二一九八號

左の石油代用燃料使用裝置は昭和十六年四月一日より同年九月三十日に至る期間獎勵金の交付を受けることを得べき資格あるものと決定したり

昭和十六年四月十二日 商工大臣 名

- 一、乗合自動車、貨物自動車用
 - 愛國式木炭瓦斯發生爐裝置
 - 淺川式木炭瓦斯發生爐裝置
 - アサノ式A型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 薩摩式A型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 白土式B型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 太平洋式木炭瓦斯發生爐裝置
 - 帝國式B型木炭瓦斯發生爐裝置

代用燃料使用裝置獎勵金交付有資格者

商工省では四月十二日昭和十六年度に於いて

代用燃料自動車

て石油代用燃料使用装置設置奨励金交付規則に依り奨励金交付資格者を商工省告示第二百九十七號、同日付告示第二百九十八號を以て告示した

商工省告示第二百九十七號

十七號

左の石油代用燃料使用装置は昭和十六年度に於て石油代用燃料使用装置設置奨励金交付規則に依り奨励金の交付を受けることを得べき資格あるものと決定したり

昭和十六年四月十二日

商工大臣 名

- 一、瓦斯發生爐裝置
 - (一) 乗合自動車用
 - (二) 貨物自動車用
 - (三) 乗合自動車及貨物自動車用
 - (四) 乗用自動車用
- 二、日燃式乗合自動車用木炭瓦斯發生爐裝置
- 三、日燃式貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置
- 四、日燃式乗成コークス瓦斯發生爐裝置
- 五、日燃式A型石炭瓦斯發生爐裝置
- 六、日燃式乗成コークス瓦斯發生爐裝置

- 日燃式乗成コークス瓦斯發生爐裝置
- 日燃式乗用車用石炭瓦斯發生爐裝置
- 東浦式木炭瓦斯發生爐裝置
- 日工式木炭瓦斯發生爐裝置
- 日工式木炭瓦斯發生爐裝置
- ミウラ式木炭瓦斯發生爐裝置
- 宮崎バス式木炭瓦斯發生爐裝置
- 安永式角型木炭瓦斯發生爐裝置
- 陸式薪瓦斯發生爐裝置
- 理研式P型木炭瓦斯發生爐裝置
- キノセ式T型木炭瓦斯發生爐裝置
- 理研式乗成コークス瓦斯發生爐裝置
- 一、乗用自動車用
 - 愛國式乗用車型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 淺川式乗用車用木炭瓦斯發生爐裝置
 - 白士式乗用車型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 多田式木炭瓦斯發生爐裝置
 - 帝國式木炭瓦斯發生爐裝置
 - 日工式乗用車型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 燃研式乗用車型木炭瓦斯發生爐裝置
 - ミウラ式乗用車型木炭瓦斯發生爐裝置
 - 富士式A型乗成コークス瓦斯發生爐裝置

十六年度代燃車普及方針各地方廳へ通牒

燃料局では石油消費増進の強化に伴ひこれが對策として代用燃料車の積極的な普及を圖ることとなり四月十、十一日の兩日全國代燃車關係官會議を開劔し十六年度の實施計畫を指示協議する處あつたが、更にこれが運用の正確を期するため關係官會議の指示事項並に協議事項を取纏め四月二十四日附で左記の如き道府縣知事宛燃料局長官通牒を發した。

石油代用燃料使用裝置方針に關する件

昭和十六年における石油代用燃料使用裝置に就ては別紙設置方針に準據し、別表昭和十六年度第一四半期(四月一六月)割當數の範圍内において設置せしめられ度此段及通牒候也、追而本件設置方針に關しては四月十、十一日の兩日燃料局主催地方廳關係官打合會議において打合済のものに有之候

- 一、昭和十六年度においては第一四半期毎各府縣に對し代用燃料別および車種別石油代用燃料使用装置設置割當數を通知し各府縣は右割當數の範圍内において以下により設置せしむること
- 二、各地方廳は石油代用燃料使用装置取付業者(または販賣業者)より設置要望書の提出ありたるときは別紙設置標準に従ひ設置せしむること、但し事業の内容より見て別紙設置標準以上に特に設置を必要と認めるものに對しては割當數の範圍内において適宜設置せしむること、右より設置承認したる要望書は一部燃料局に送付すること
- 三、左の場合には割當數外として設置せしむること、但し要望書は提出せしめ一部は燃料局に送付すること
 - (一) 官廳用及公署用(例へば市區町村、警察署、公立學校、公立病院およびこれに準ずるものに位用のもの)自動車に設置せんとするとき
 - (二) 代用燃料使用装置の老朽破損により使用不能となりたるにつき同一燃料の新装置に取替へんとするとき、但し(一)の場合はその地方において入手容易なる代用燃料を使用せしむること

代用燃料自動車

- 四、免許、増車認可および新規使用ありたる場合における代用燃料使用装置の設置は右割當數中より優先的に設置せしむること
- 五、貨物自動車の免許、増車認可、新規使用および其他の場合において代用燃料使用装置を設置せんとする時は所有車輛中大體年式の古きものより順次設置せしむること
- 六、タクシー、ハイヤーに對する代用燃料使用装置の設置は別紙設置標準に従ひ揮發油使用許可車(昭和十六年二月十四日付一六燃規第七二六號通牒に依るもの)に設置せしむること
- 七、半成コークスまたは石炭の入手容易なる地方において木炭瓦斯發生爐の老朽破損により使用不能となりたるにつき新装置と取替へんとする場合においては努めて半成コークスまたは石炭瓦斯發生爐を設置せしむること
- 八、石油代用燃料使用装置にして左に掲ぐる

- もの設置せしめざる(一)商工省性能試験に合格せざる木炭、薪、半成コークス石炭瓦斯發生爐および液化、壓縮瓦斯使用装置
- (二) 小型自動車用木炭瓦斯發生爐およびアヤチレン瓦斯發生機にして輕自動車工業組合(第二部)およびアヤチレン瓦斯發生機工業組合員外の製作によるもの
- 九、舊型瓦斯發生爐(昭和十六年四月十二日商工省告示第二九八號によるもの)は昭和十六年十月一日以後は設置奨励金の交付を受ける資格を喪失するをもつて右期日前までに本設置方針に従ひ設置せしむること、ただし舊型瓦斯發生爐製作および取付業者ならびに販賣業者の手持品は昭和十六年二月十日現任手持品調査により燃料局に報告済のものに限ること

燃料局長官監督局長連名通牒

上記燃料局長官通牒と同時に商工(燃料局長官)鐵道(監督局長)兩省では左記連名通牒を發した

石油代用燃料使用装置設置方針に關する件

國際情勢の緊迫に伴ひ石油消費規正の強化益々必要とせられ之が對策として石油代用燃料使用装置の設置を奨励し來りたるが近時之が設置を要するもの急激に増加しつつ有之候處代用燃料及轉換資材の關係上其の供給確保の範圍内に於て設置を調整し交通運輸及生産力擴充の圓滑なる遂行を圖るは極めて緊要のことと被存候に就ては昭和十六年度石油代用燃料使用装置方針別添燃料局長官より昭和十六年四月二十四日附一六燃二第三四二五號を以て通牒可有之候條右實施に付遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也

農林省ではガソリン消費規正強化につれ、瓦斯用木炭の需要が激増の一途にあるので、これが生産、配給を圓滑化すべく昭和十六年四月十五日付官報を以て輸入品等臨時措置を以て通牒可有之候條右實施に付遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也

瓦斯用木炭統制規則

規則

農林省ではガソリン消費規正強化につれ、瓦斯用木炭の需要が激増の一途にあるので、これが生産、配給を圓滑化すべく昭和十六年四月十五日付官報を以て輸入品等臨時措置

法に基く瓦斯用木炭統制規則を農林省令第十八號で公布、六月十五日より實施した

瓦斯用木炭統制規則關係告示

規則關係告示

瓦斯用木炭統制規則實施に充ち農林省は六月十日付を以て次の如き關係告示をなした

農林省告示第三百六十九號

瓦斯用木炭統制規則第一條の規定に依り製造法及規格左の通指定す

昭和十六年六月十日

農林大臣 石黒 忠篤

- 一 製造法（特許第一三七八五三號案内消化式瓦斯用木炭製法方法及特許第一三三七三一八號木炭製法に關する特許權以外の特許權の存在する製造法を除く）

(一) 炭化終期に當り炭化室内に於て炭化物を急激に冷却せしめたる後消火する製造法

(二) 炭化室内に直接通風せず専ら熱氣送入に依る直接加熱製造法

(三) 乾溜に依る製造法

二 規格 炭種 樹種 類 別 正味量目

瓦斯用 炭種 潤葉 類 別 正味量目

材料 形状 長 網掛其他

クラフ 紙 袋 下底幅一九〇mm 長四九〇mm 重七三〇g

管 丸 五〇mm乃至六五〇mm

三 昭和十六年六月十四日迄に道府縣の行ふ瓦斯用木炭の検査に合格したる木炭に付ては左に依る

製造法 政府指導に依る炭化法 規格 道府縣の定むる検査規格

農林省告示第三百七十號

瓦斯用木炭統制規則第一條の規定に依り製造法

制備關左の通指定す

昭和十六年六月十日

農林大臣 石黒 忠篤

東京市麹町區三番町四番地の八

日本瓦斯用木炭株式會社

農林省告示第三百七十一號

十一號

瓦斯用木炭統制規則第十五條第一項の規定に依り指定使用者左の通指定す

昭和十六年六月十日

農林大臣 石黒 忠篤

業務上自動車を使用し旅客又は物品を運送する者

農林省告示第三百七十二號

十二號

瓦斯用木炭統制規則第二十一條第二項の規定に依り普通木炭を瓦斯發生の用に供し得る場合左の通り指定す

昭和十六年六月十日

農林大臣 石黒 忠篤

一定置用及漁船用木炭瓦斯發生爐に等外木炭を使用せんとする場合

代用燃料自動車

二 簡易製材所に於て製材時に依り製造したる木炭を自家消費に充當せんとする場合

日本瓦斯用木炭會社創立

會社創立

農林省令瓦斯用木炭統制規則に基く日本瓦斯用木炭株式會社（資本金一千萬圓）の創立總會は五月二日道府協會に開催、定款並に役員を決定し六月早々事業を開始することとなつた、役員並に株式引受聯合次の如し

- ◇株式引受 乗合自動車關係六九、九〇〇株 貨物自動車關係三〇、〇〇〇株、産業組合關係（全販聯）三六、〇〇〇株、商業組合關係三〇、九〇〇株、地方瓦斯用木炭製造業者關係三〇、〇〇〇株、瓦斯發生爐製造業者關係三〇、〇〇〇株、計二〇〇、〇〇〇株

◇役員 社長五島慶太（東横電氣社長）專務取締役永松陽一（元燈林局長、前全販聯副會長）常務取締役山本清治（愛知縣林務課長）藤本哲（湘南電氣常務）

事業概要

上記日本瓦斯用木炭株式會社の事業概要に關し農林省では四月十四日左の如く發表した本會社は資本金一千萬圓をもつて事業資金に充當す

一、本會社一ヶ年間の事業計畫

全國一ヶ年間の瓦斯用木炭の消費量大約九千六百萬貫（三千六百萬袋）なり、これに對し左記により供給をなさんとす

(イ) 二千四百萬貫（九百萬袋）本會社自身これを生産配給するものとす (ロ) 三千九百萬貫（一千四百六十萬袋）本會社の原木供給などによる特定製炭業者の生産に係る約四千二百萬貫およびその他の製炭業者の生産に係る約三千萬貫を合せたる七千二百萬貫中、生産道府縣内の消費に充當すべき約三千三百萬貫（一千二百三十七萬袋）を除きたるものにして本會社これを買上げ配給するものとす (ハ) 三千三百萬貫（一千二百三十七萬袋）前記(ロ)において説明したるものにして、本會社の統制を受け生産道府縣内の消費に直接充當するものとす

代燃行政事務簡易化

商工省では石油代用燃料装置の設置促進を
圖るためその行政事務を簡易化することとな
り、左記の如く五月十日附をもつて石油代用
燃料使用装置獎勵金交付規則を改正即日施行
した

商工省令第四十號

石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則
中左の通り改正す

昭和十六年五月十日

商工大臣

豊田貞次郎

第四條第二項中『主たる使用地を管轄する地
方長官(東京府に在りては警視總監)』を
『地方長官』に改む

第五條第一項中『商工大臣』を『地方長官』
に改む

第六條中『商工大臣』を『商工大臣及地方長
官』に改む

第八條 本則に依り商工大臣に提出する書類
は地方長官を經由すべし

第九條 本則に於て地方長官とは機關車又は
氣動車に付ては鐵道又は軌道敷設したる
地(二府縣以上に亘り敷設したる鐵道又は
軌道に在りては其の起點所在地)を管轄す
る地方長官、自動車に付ては主たる使用地

を管轄する地方長官(東京府に在りては警
視總監)とす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

【參 照】

昭和十五年五月七日商工省令第二十九號石
油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則抄
錄

第四條 獎勵金の交付を受けんとする者は左
に掲ぐる事項を記載したる獎勵金交付申請
書を商工大臣に提出すべし

(左記略す)

前項の申請書には機關車又は氣動車に付て
は其の機關車又は氣動車を使用する事業の
監督官廳、自動車に付ては主たる使用地を
管轄する地方長官(東京府に在りては警視
總監)の石油代用燃料使用装置を設置した
ることを證する書面を添附すべし

第五條第一項

獎勵金の交付を受けたる者は獎勵金の交付
を受けたる日より二年間商工大臣の許可を
受けるに非ざれば設置に付獎勵金の交付を
受けたる石油代用燃料使用装置を譲渡し取
外し若し其の使用を廢止し又は之を設置し
たる車輛を譲渡することを不得す

第六條 商工大臣必要ありと認むるときは獎
勵金の交付を受けたる者に對し石油代用燃
料使用装置の使用に關する報告を爲さしめ
又は使用の状況を検査することあるべし

第八條 本則に依り商工大臣に提出する書類
は機關車又は氣動車に付ては鐵道又は軌道
敷設したる地(二府縣以上に亘り敷設し
たる鐵道又は軌道に在りては其の起點所在
地)を管轄する地方長官を、自動車に付て
は主たる使用地を管轄する地方長官(東京
府に在りては警視總監)を經由すべし

小型代用燃料機 種類

石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則に依
り、獎勵金の交付を受くべき資格を有するも
のとして、性能試験の結果、出願數八十八種
の中、八種が合格し、官報を以て左の通り告
示された、これは何れも小型自動車用であつ
て、此等の装置を設置する場合には百圓の獎
勵金を交付されることになつてゐる

商工省告示第七百九號
左の石油代用燃料使用装置は昭和十六年度

に於て石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付を受
くることを得べき資格あるものと決定したり
昭和十六年八月十五日

商工大臣 名

一、瓦斯發生機裝置

(一) 小型三輪自動車用

中央式双立A型木炭瓦斯發生機裝置

東亞式D型木炭瓦斯發生機裝置

日燃式C型無煙炭瓦斯發生機裝置

津田式乘用車型木炭瓦斯發生機裝置

日燃式A型無煙炭瓦斯發生機裝置

(二) 小型四輪乘用自動車用

日燃式1型木炭瓦斯發生機裝置

一、壓縮瓦斯使用裝置

小型四輪乘用自動車及貨物自動車用

組合標準A型壓縮瓦斯使用裝置

一、液化瓦斯使用裝置

小型四輪乘用自動車及貨物自動車用

組合標準B型液化瓦斯使用裝置

日石自動車用瓦 斯供給

石油消費規正下に各種代用燃料自動車は愈
々その重要性を増し來たつたが、日本石油で
はつとに自動車に對するガスの供給方策を實
施し國策に沿ひ來たつたところ時局下更に
積極的に乗り出すべく同社にガス部を設置自
動車のガス供給力を増大することとなり今後
の動向は極めて注目されるに至つた、即ち日
石のガスを供給してゐるのは臺灣、秋田、新
潟地方であり三地方を合して十六年九月現在
六七百臺を數へてゐるが、その増産計畫は臺
灣にありては十七年中に一千臺、信越地方に
一千臺、東北地方に一千臺分の供給計畫を樹
て着々實行に着手してゐる、現在では壓縮ガ
スと液化ガスを供給してゐるが液化ガスより
壓縮ガスが將來性があるのでこれを考慮に入
れてゐる東京地方には鶴見製油所の液ガス
は芝浦から供給してゐるも尚ほ横濱製油所も
十七年三月頃を期し液化ガス製造の計畫を進
めてゐる、壓縮ガスは運搬に不自由であるか
ら秋田、新潟方面で隣縣に供給してゐるのは
専ら液化ガスを當ててゐるが日石が壓縮ガス
に着手したのは液化ガスより遅く壓縮ガスの
機械及び設備を漸次増しその輸送についても
越後から東京方面までパイプライン敷設を計
畫し現に新潟縣懸津より噴出するガスは直江
津へ壓縮所を建設し信州へ供給すべきパイプ

ライン(六インチ程度の鐵管)も着手してゐ
るのでこれから東京までのパイプは資材の手
當さへつけば決して不可能事でないとしてゐ
る、しかしして自動車の恒久性所謂車の壽命の
點からすると代用燃料中瓦斯が最も保ち、且
つ運轉操作が簡單であるので日本石油の積極
的瓦斯供給方針は異常な期待をかけられてゐ
る

日石瓦斯部を新設

日本石油株式会社では七月十八日より『瓦
斯部』を新設し左の業務を行ふ事になつた
尙部長は奥田庶務部長の兼任である。

- 一、瓦斯利用計畫
- 二、瓦斯の販賣
- 三、瓦斯充塲所の設置及管理
- 四、自動車の瓦斯裝置改造
- 五、自動車瓦斯裝置器具保管
- 六、前各項に附帯する業務

高壓瓦斯機關工業創立

商工省では石油代用燃料使用促進のため九
月二日代用燃料使用装置統制規則を公布した
が、豫て設立認可申請中の高壓瓦斯機關工業
會社(資本金百萬圓)を右規則に基き認可し

代用燃料自動車

たので、同會社では九月三日創立總會を開催
瓦斯發生爐裝置の統制機關として業務を開始
することになった。瓦斯發生爐裝置の統制機
關として既に日本燃料機合同會社があるが、
高壓瓦斯使用裝置には統制機關なく代用燃料
の使用促進と共にその設立を要望されて居た
ものである。

主たる役員諸氏左の如し
△社長 梁瀬長太郎 △事務 津島秀登 △常務成
合 英二郎 △同 尾崎定雄

代燃獎勵金交付

中止

燃料局では昭和十六年九月十八日一六燃二
第七五一八號燃料局長官名を以て左の如く警
視總監、北海道廳長官、各府縣知事宛通牒を
發した

石油代用燃料使用裝
置設置獎勵金に關す
る件

從來公署用貨物自動車及家用貨物自動車
に商工省の性能試験に合格しする石油代用車

料用裝置を使用設置し石油代燃燃料使用裝置獎
勵金の交付を申請したる者に對しては石油代
用燃料使用裝置一基に付金參百圓を交付相成
居候處來る昭和十六年十月一日以後右自動車
に付ては獎勵金を交付せられざること、相成
(公署用並に家用の貨物及乗用小型自動車
も同様)候條右關係方面に對し周知方御取計
相煩度此段及通牒候也

追而本月末日迄に當局に獎勵金交付申請書
進達有之たるものに付ては獎勵金を交付可
相成候條申請者より貴廳に提出濟のものは
右期日迄に當局に到達する様進達相成度

トラツク五割代

燃化

國際情勢の緊迫に伴ひ十六年九月以降自動
車に對する石油の消費規正は一段と強化せら
るゝに至つたが、最近特に輻輳しつゝある生
產擴充物資その他時局上重要物資の輸送能力
確保に萬全を期するため燃料局並に鐵道省で
はこれが對策を種々研究中の處、今回全國に
保有する貨物自動車の五割を代燃車化するこ
とに決定、九月二十四日付燃料局長官並に鐵

道省監督局長連名を以つてこの旨各地方廳に
通牒を發すると共に燃料局よりは右貨物自動
車の五割代燃車化に必要な十六年度第三四
半期分代燃裝置圖章數を各府縣にそれぞれ
通達した

石油代用燃料使用裝 置に關する件

國際情勢の緊迫に伴ひ昭和十六年九月以降
石油の消費規正一段と強化せられ之が對策と
して石油代用燃料使用裝置設置の必要益々緊
切と相成り最近特に輻輳しつゝある生産擴充
物資其の他時局上重要物資の輸送の確保を圖
るは臨戰下極めて緊要のことに有之候に付て
は今般昭和十六年度石油代用燃料使用裝置設
置方針(昭和十六年四月二十四日附一六燃二
第三四二五號燃料局長官通牒)中貨物自動車
の設置標準を引上げ併せて貨物自動車の轉換
に重點を置きたる石油代用燃料使用裝置昭和
十六年度第三四半期圖章數を別途燃料局長
官より昭和十六年九月二十四日附一六燃二第
七九〇六號を以て通知可有之候右實施に當り
ては貨物自動車に優先設置せしめて物資の輸
送に萬遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也

代用燃料使用裝 置統制規則公布

石油消費規正の強化に伴ひこれが對策とし
て石油代用燃料使用への轉換を促進するため
商工省ではこれらの代用燃料使用裝置の生産
配給及び設置を統制することになり、昭和十
二年法律第九十二號(輸出入臨時措置法)に
基き石油代用燃料使用裝置統制規則(商工省
令第八十五號)を制定、之れに伴ひ設置獎勵
金交付規則(商工省令第八十六號)及び性能
試験規程を一部改正すると共に、右統制規則
に基き石油代用燃料使用裝置、裝置の種類型
式及びこれが統制機關を指定し、また獎勵金
の額を左の如く定め、十月二日附官報を以て
告示即日實施した、尙ほ十月二十七日附官報
で統制機關を追加指定實施した

商工省告示第八百八

十二號

石油代用燃料裝置統制規則第一條の規定に
依り裝置左の通指定す

昭和十六年十月二日

代用燃料自動車

商工大臣 左近司 政三
瓦斯發生爐裝置 壓縮瓦斯使用裝置 液化瓦
斯使用裝置

商工省告示第八百八

十三號

石油代用燃料使用裝置統制規則第一條及第
三條の規定に依り種類及型式並に統制機關左
の通指定す

昭和十六年十月二日

商工大臣 左近司 政三

種類及型式	統制機關
一、瓦斯發生爐裝置	
(一) 乗用自動車用	日本燃料機合 同株式會社
日燃式乗合自動車木 炭瓦斯發生爐裝置	
(二) 貨物自動車用	
日燃式貨物自動車用 木炭瓦斯發生爐裝置	同
(三) 乗合自動車及貨物自動車用	
日燃式日燃物(乗合)自 動車用新瓦斯發生爐裝置	同
日燃式A型石炭瓦斯 發生爐裝置	同
日燃式半成コークス 瓦斯發生爐裝置	同

(四) 乗用自動車用	
日燃式乗用車用木炭瓦 斯發生爐裝置	同
日燃式乗用車用石炭瓦 斯發生爐裝置	同
日燃式乗用車用半成コ ークス瓦斯發生爐裝置	同
(五) 小型三輪自動車用	
中央式双立A型木炭瓦 斯發生爐裝置	同
東亞式D型木炭瓦斯發 生爐裝置	同
日燃式C型無煙炭瓦 斯發生爐裝置	同
(六) 小型四輪乗用自動車用	
津田式乗用車用木炭瓦 斯發生爐裝置	同
日燃式A型無煙炭瓦斯 發生爐裝置	同
(七) 小型四輪貨物自動車用	
日燃式I型木炭瓦斯發 生爐裝置	同
一、壓縮瓦斯使用裝置	
(一) 乗合自動車、貨物自動車及乗用自動 車用	高野瓦斯機 工業株式會社
梁瀬式隔膜型壓縮瓦斯 使用裝置	
日帝ピストン式N型 壓縮瓦斯使用裝置	同

代用燃料自動車

大天式D型壓縮瓦斯使用装置	同
日鑛式壓縮瓦斯使用装置	同
京成式壓縮瓦斯使用装置	同
(一) 小型四輪乗用自動車及貨物自動車用組合標準A型壓縮瓦斯使用装置	同
液化瓦斯使用装置	同
(二) 乗合自動車、貨物自動車及乗用自動車用	同
東亞式液化瓦斯使用装置	同
日鑛式二六〇〇型液化瓦斯使用装置	同
日鑛式I型液化瓦斯使用装置	同
日鑛式液化瓦斯使用装置	同
東工式液化瓦斯使用装置	同
(二) 小型四輪乗用自動車及貨物自動車用組合標準A型液化瓦斯使用装置	同

商工省告示第八百八十四號

石油代用燃料使用装置性能試験規程中左の通改正す
昭和十六年十月二日
商工大臣 左近司 政三

第一條及第三條第一項第五號中「自動車」を「車輛」に改む第四條を削る

商工省告示第八百八十五號

石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則第三條の規定に依り昭和十六年度に於ける獎勵金の額左の通定む
昭和十六年十月二日
商工大臣 左近司 政三
營業用自動車に設置したる場合
石油代用燃料使用装置一基に付 三百圓
營業用小型自動車に設置したる場合
石油代用燃料使用装置一基に付 百圓
營業用機關車又は氣動車に設置したる場合
石油代用燃料使用装置一基に付 三百圓

新事態代燃事務取扱

國際情勢の緊迫に伴ひ政府では十六年九月以降石油消費規正強化を圖りバス及び乗用自動車の石油使用を禁止したのであるが、時局下に於ける交通運輸並に物資の輸送を確保

一一一

する爲め石油代用燃料使用装置統制規則を十月二日公布即日實施したのであるが、燃料局ではこれが統制規則の圓滑なる運用の萬全を期し、十月十日午前八時三十分より赤坂三會堂に新事態下石油代用燃料使用装置設置事務打合せを開催した。當日は企畫院、内務省、鐵道省、農林省、警視廳、係官をはじめ一道府四十三縣の各交通保安係官、日本燃料工業組合聯合會、百餘名を召集、燃料局より山口第二部長、齋藤利用課長、松本事務官、林技師以下係官出席のもとに開會、新事態下代用燃料機設置方針の説明あつて指示事項につき松本事務官の説明を終り協議に入り事務打合せをなしたか指示及び協議事項左の如し

指示事項

- 一、昭和十六年度新事態下設置方針に關する件
近時益々輻輳しつつある産業擴充及生活必需品の輸送の圓滑を圖るは現下の事態に鑑み最も緊要なるを以て今後は貨物自動車の代燃化に重點を置き之が設置、設置の圓滑迅速化を圖り運輸力の確保に遺憾なき様留意相成度
- 二、石油代用燃料使用装置統制規則の運用に

關する件

石油代用燃料使用装置への轉換に當りては時局下緊急を要するものに對し優先的に認むべき旨屢次指示したる所なるが、今回制定せられたる石油代用燃料使用装置統制規則の運用に當りては更に新事態に即應し重點主義の徹底を圖られ度(別紙石油代用燃料使用装置設置許可事務取扱方針参照)、アルコール單體使用に關する件、揮發油及アルコール混用法に依るアルコール混入二〇%の實施は之を繼續するもの之に要する以外、アルコールは之を自動車用燃料として單體にて使用せしむべく近く實施の豫定なるが實施に際してはアルコールの配給及アルコール自動車の指導に付特に留意相成度(液體の石油代用燃料に關する件参照)

協議事項

- 一、石油代用燃料使用装置統制規則第二條に依る指定外の型式の瓦斯發生爐にしても手持品の處分に關する件
- 二、小型自動車用瓦斯發生爐の販賣統制に關する件
- 三、石油代用燃料使用装置設置獎勵金申請手代用燃料自動車

續の改正に關する件

四、其の他

アルコール自動車

商工省では現下のアルコール事情から自動車用燃料として單體使用を實施すべく燃料局に於て十日、十一日の兩日開催された新事態下石油代用燃料使用装置設置事務打合せに全國係官會議でもその方針を指示する一方十一月十二日の兩日に亘り燃料局山口第二部長、齋藤利用課長、松本事務官、林、百武兩技師、高比良技師、鐵道省天野技師、商工省三木技師の關係官立會ひの下に東京、箱根、三島間で國産三車にアルコール單體の性能試験を實施したが、その結果ガソリンに劣らぬ優秀なる成績を示現するに至つた燃料局は、此の成績の良好なるに鑑み十七年度より試験時代を脱却したアルコール自動車の實際使用をたゞしめる方針を決定した

しかし燃料のアルコールは大藏省當局の協力を得て官、民營無水酒精工場を増産を期してゐるが、場合によつてはアルコールへ多少の混合物及びパーセプターも考慮に入れ

てゐる模様である

代用燃料専門自動車

商工省機械局では我が國の燃料事情から代用燃料の専門エンジンを作り、代燃専門自動車を一般民需に供給せんとする建前から、十六年九月自動車技術委員會内に代燃専門自動車委員會を設置し數次に亘る協議の結果
一、日産自動車株式會社に於ては
コーライト、無煙炭、木炭
一、トヨタ自動車工業株式會社に在りては
無煙炭、コーライト、有煙炭
一、ヂーゼル自動車工業株式會社に在りては
コーライト、無煙炭、瓦斯
の夫々専門エンジンの仕様書を作製試作に着手したが本稿締切までにはその成果をみるに至らなかつた。尚ほ小型自動車に於ても同様代用燃料専門自動車の研究に着手された

アセチレン自動車性能試験

商工省では十六年十二月一日より六日迄の間に亘つてアセレン自動車の性能試験を實施發表したが、十一月二十日現在に於ける右テスト参加は十九社六十三車にして大型乗用十九輛貨物十六輛、小型三輪車九、小型四輪車乗用九、貨物九、特殊自動車一の多きを算した。

世界の代用燃料界

最近に於ける世界の代用燃料界をみると大要次の如き状態を示してゐる

ドイツの液化瓦斯自動車臺數増加

ドイツの液化瓦斯自動車の増加に就いて、フランクフルト・アン・アイン駐在合衆國領事シドニー・B・レデカーは六月二十四日附の左の報告書を本國政府に寄せた

『最近ドイツに於ては自動車に液體燃料(揮發油及ディーゼル油)から液化瓦斯燃料(プロパン及ブタンの混合)に變へる點で著しい進歩を見た。約四〇、〇〇〇臺の自動車に現在液化瓦斯燃料で動いて居り、遠くない將來に其の數を一〇〇、〇〇〇臺に

高める事が計畫されて居る。液化瓦斯發動機燃料の使用は、外國發賣動機燃料の輸入に障害を與へた戦争状態に依つて大きな刺戟は與へられたけれども手に入る凡ての國産品を使用するやうな大規模且永久的に此の發動機燃料を使用する事が計畫されて居る

液化瓦斯發動機燃料の使用を促進する爲にドイツ政府は、現在揮發油で動いて居る一噸半以上の貨物自動車は全部液化瓦斯を消費するやうに改造しなければならぬと云ふ法令を發した。ディーゼル油を使用する貨物自動車は全部ディーゼル油を使用し續けるらしい、乗用自動車は液化瓦斯を使用する事を公式には要求されて居ないが、多數の乗用車は液化瓦斯燃料油を使用して居る、それは揮發油に對する極度な戦時消費規正と液化瓦斯の供給を得る困難が減じた事に恐らくは原因して居るであらう。

液化瓦斯發動機燃料を廣く使用するには二つの問題、即ち自動車に搬ぶるもので瓦斯を入れるに適したシリンドラーを作る事及び液化瓦斯を供給するタンク・ステーションを設ける事の二問題を満足に解決する事を必要とする、多大の研究の結果重量の軽い

事大さ、形、安全率等の如き技術的優秀さを具へた新型のシリンドラーが出来、此の型は液化瓦斯燃料を使用する凡ての車輛に對する標準となつた、液化瓦斯を消費する車輛が増大する計畫である爲、主要都市に於いて液化瓦斯を供給するタンク・ステーション・サーヴイスの基礎が出来上つた。經驗は瓦斯の充滿したタンクと空タンクを取換へるよりも、寧ろ自動車に永久的に据付けたタンクに、タンク・フイリング・ステーションで注入する方が液化瓦斯にとつてはより實際的である事を立證した。一臺の自動車に搬ぶ標準型液化瓦斯タンク二ヶ(各一ヶの容量液化瓦斯約三五キログラム一六米ガロン)を一杯にするには僅か三、四分で足りる。

液化瓦斯は有名なイー・ゲー・ベルグウス水素添加法に依つて褐炭から揮發油を製出する大合成揮發油工場での副産物として揮發油生産量の約一五%の割合で大量に生産される。ドイツの合成揮發油生産量の著しい増大と共に、副産物である液化瓦斯の産額もそれに伴つて増大した。従來は液化瓦斯の供給が比較的少かつたので、公開市場で液化瓦斯の全生産量を處分する事は

樂に出来た。然し、その生産量の増加と共に輸入發動機燃料の消費量を減少するのが國家的利益であるに鑑み、或型の車輛は之れを液體燃料から液化瓦斯燃料に變へる事を強制する事に依つて消費を増加する爲に政府の力を利用する事が必要であるとわかつた。一九三九年の初頭に於てはドイツは一ヶ年一〇〇、〇〇〇噸(一、〇八四、〇〇〇バレル)以上の割合で液化瓦斯を製出して居ると報ぜられたが、合成揮發油工業の進歩的發展に伴ひその産額は其の時から著しく増大した事は疑ない。』

ドイツの自動車改造補助金

(運輸手にボーナス制)

ドイツの發生機瓦斯を燃料として使用する自動車の所有者に對する改造補助金及運輸手に對するボーナス制に對し、ベルリン駐在合衆國領事ポールHピアソンは七月七日附を以て左の報告書を本國政府に寄せた

『戦争勃發直後、凡ての私有貨物自動車は全部、引續き使用を許される爲には、液體

燃料の代りに固體燃料を消費するやうに改造せよと命ぜられた。國産の各種の瓦斯がドイツに於いて貨物自動車に動かして居る液體燃料の代用品として入手され得るが、その最も有望且實行のなのはプロパン及ブタンの混合から成る液化瓦斯であらう。液化瓦斯に加へてドイツは車輛に据附けたディーゼラーターの中で石炭、薪、コークス等から生産される發生機瓦斯の國內供給がある。

發生機瓦斯の使用は幾多の技術的不利に依るハンデキャップがあるので、此等の不利を償ふ爲に、發生機瓦斯使用に改造した赤角印貨物自動車(註)の所有者には、交通相の法令に依つて現金の補助金が與へられる(註、赤角印貨物自動車とは、免許標には赤角のマークを附したもので、その車輛が今尚使用を許されて居る事を示す)。

揮發油發動機に依つて動かされる貨物自動車の改造補助金は六〇〇マルク(米貨二四〇弗)であり、ディーゼル油及發生機瓦斯を併用するディーゼル發動機を具へたものに改造する所有者に對しても同一の支拂が爲される。ディーゼル發動機を具へた貨物自動車は低壓縮に發動機を改造し、高効率

發火装置を備附けた場合には補助金は一、〇〇〇マルク(四〇〇弗)となるのである

發生機瓦斯を使用する車輛の運輸はディーゼル車及氣化器發動機を具へた車の場合よりも運輸手の努力及熟練をより多く必要とする。改造の成功は主として、運輸手が車輛に對して拂ふ特別の用心及注意に依るものと云はれる。此の爲、改造補助金の支給は、發生機瓦斯使用の車輛を運輸する資格ありと適當な官憲に依つて認められた運輸手を雇ふ事を條件として居る。

運輸手がより多い熟練と努力を必要とする云ふ事實を考慮して労働大臣は、勞銀の引上を禁止した一九三九年一月二日の法律に對する除外例を認め、發生機瓦斯を燃料として使用する貨物自動車の運輸手に對し一キロメートルにつき一ペニヒ(一哩に付き〇・六四仙)の賞與を與へる事を命じた。』

ドイツの新自動車

フランクフルト・アン・マイン駐在の合衆國領事シドニー・B・レデカーは一九四〇年六月二十四日附の左の報告書を本國政府に寄せた。

『最近行はれた大規模な研究作業は、從來ドイツに於ける瓦斯發生機自動車の使用を著しく制限して居た技術的困難を成功裡に克服して、發動機車輛を動かす爲に薪、木炭等を消費する瓦斯發生機の能率に於て著しい改變を遂げた』

技術的進歩並にドイツ政府の財政的及宣傳的支持の結果、今や瓦斯發生機自動車の數就中ドイツ内で運轉される貨物自動車及トラクター中瓦斯發生機を据附けるものの數を増加するやう計畫された。從來は僅かに一、〇〇〇臺の瓦斯發生機自動車がドイツ内で動いて居たのみで、その臺數が少いのは、從來入手されて居た瓦斯發生機の缺陷及びその缺陷の結果として招來された牽引力の不足並高の困難等に依るのである。

最近出來た新型の瓦斯發生機自動車は液體燃料(ディーゼル油及揮發油)に依つて動かされる車輛との競争力を著しく高めた。瓦斯發生機自動車の發達を促進する爲に『同型發動機燃料用發生機動力會社』が過般創立された。新會社は『薪タンク・ステーション』即ち所要の薪及其他の燃料を供給する特殊の貯藏所の網を設ける事を擔當する。も一つの會社即ち『發動機燃料用薪

を供給し、木のウエイストを利用する會社』と稱する會社も亦創立されたが、同社は所要の瓦斯發生機用の薪を入手し且加工する目的を持つて居る。後者はウエイストになつて居る木を供給する特殊使命を持つて居り、木のウエイストを高度に經濟的に使用すれば、自動車の燃料となるのである。自動車就中貨物自動車を、液體燃料使用から薪を使用する瓦斯發生機に變へる事は一時的の競争對策として考へられたものではなく、平和時に於ける永久的方策として考へられたものであり、薪の瓦斯發生機に依つて動かされる車輛の數は戦後は特に著しい増加を示すであらうと云ふ事が力説されて居る。

薪の瓦斯發生機動力に變へる事はドイツのディーゼル油消費量を著しく節約するであらうと計算されて居る。主として褐炭及石炭からの合成法に依る揮發油の產出に於けるドイツの著しい進歩にも拘らず、ドイツは其のディーゼル油需要の部分に依然として外國の供給源に依存して居り、その需要は牽引其他の用途のディーゼル機關の使用が益々増加した結果最近記録的な増大を示して居るのである。』

イタリア

イタリアに於ける揮發油不足の爲に私用自動車所有の割當は更に引下げられ日曜及公休日には自動車を使用する事を禁せられて居る。禁止は揮發油發動機自動車のみでなく、メタン木炭及其他の代用燃料で走るものにも適用されるものと思はれる。

オランダ

材木の不足の結果、オランダに於ては木材瓦斯發生機の使用に對しては現在以上の許可證は發行されない事となつた。但し既に此の燃料を使用するやうに改造された一、七七〇臺の貨物自動車は今後もそれを使用する事を許される。泥炭は多量に入手せられ得るから木材瓦斯發生機を製造する工場は、將來は泥炭瓦斯發生機を作るであらう。

ベルギー

ベルギーに於ける揮發油不足の爲、官憲は自動車用として都市瓦斯を使用する實驗を行はうとして居る。

此の運動はドイツ人が助けて居る。

デンマルクの薪自動車増加

デンマルクの揮發油消費節約の一助としての薪瓦斯の自動車の使用増加に就いてコペンハーゲン駐在合衆國商務官、ジュリアン・B・フオスターは一九四〇年六月二五日左の報告書を本國政府に寄せた。

『今迄に薪瓦斯發生機で運轉する約三、〇〇〇臺の貨物自動車に許可を與へたデンマルク揮發油制限局はデンマルクの多數の貨物自動車使用者からこれ以上の許可の申請を受けた。同局は揮發油、其他燃料油、木材及其他燃料に關し、周圍の燃料の供給力の問題を検討した。同局の結論に就いては何等詳細は發表されて居ない。デンマルクの燃料情勢は非常に悲觀的に思はれるので近い將來に、薪瓦斯發生機自動車に對する新許可約三、〇〇〇及び若しかすると出されるかも知れない泥炭瓦斯發生機自動車に對する新許可二、〇〇〇以上に、許可を出す事があらうとは期待されて居ない。許可は大型貨物自動車即ち四噸以上の車に限られて居ると報せられる。』

燃 料

概説 昭和十六年に於ける燃料界は世界の青史にみざる大變動を與へた。即ちアメリカ合衆國は六月二十日全石油製品を嚴重なる輸出統制の下に置き、利害相反する國に對し何時如何なるときでも石油の供給を斷絶し得る手段を採り、更に又八月一日には八七オクタン以上の航空發動機燃料同潤滑油並に同原料油混合資材の禁輸を我が國に對して實行した。又アメリカに次で蘭印に於ても我が國に對する石油の輸出を著しく減少して殆ど禁輸情勢に置いたのである。勿論我が國に於ては之れらの措置に對し凡ゆる諸方策を講じ、以てその確保を期することとしたのであるが、獨り日本のみならず世界の持たざる強國に於ても石油の確保を期する爲には相當に餘曲折は免れなかつた。洋の東西を問はず戰爭に勝つ爲めに、近代兵器を動かすところの原泉である石油の軍需を十分に充すべく、ドイツに於てしかり、伊太利に於てしかり、又比較的

石油の供給力豊富なる英國に於てすら民需の石油を消費規正するなど相當の惱はあつたのである。

世界の石油界

第二次歐洲戰爭に依り世界に於ける石油界も亦極度に變動が齎らされた。原油産額に就てみれば一九四一年の總計を窺知することは未だ至難であり、一九四〇年のそれに依ると前年より六九、二二七、一五二バレルの増産をみ、即ち從來の最高記録である。西半球に於ける生産及消費の増加だけが、全世界の石油業を新頂點に押し上げた原因となつたのである。之れに反し石油消費量はV・R・ガ一フイアス、R・V・ウェットセル及J・Wリストリー調査になる一九四〇年の各國石油及び代用燃料の消費量は次の如くである。

世界各國に於ける一九四〇年度石油及び代用燃料の消費量は、軍需向消費量を含めないで二、〇六〇、〇〇〇、〇〇〇バレル即ち一九三九年度より約二一、〇〇〇、〇〇〇バレル減と推定される。

交戦國及び戰爭の影響を蒙る諸國の消費統計は入手し得ないので、その近似的な概數を求める爲めドイツに依る占領或は戰爭の影響を蒙つた時以後の之等の諸國の民需消費量の率を八〇%に減して推定された。

一九四〇年度に於ける合衆國に於ける總消費量は前年に比し九四、〇〇〇、〇〇〇バレルを増加したが、一方に於て戰爭の直接的影響を蒙つた諸國——之等のうち或國は昨年後期に占領せられたのであるが——に於ては二二六、〇〇〇、〇〇〇バレルを減少した。その他の諸國に於ける消費量は一一、〇〇〇、〇〇〇バレルを増加し、その結果全世界に於ける民需向消費量は全體として約二一、〇〇〇、〇〇〇バレル減と推定されるのである。

戦前及び戰爭中に於ける合衆國以外の諸國の軍需向石油消費量に關する信憑すべき報告を入手することは出来ないが、一九四〇年度に於ける之等各國の軍需向消費量或は貯藏への追加量は約二二一、〇〇〇、〇〇〇バレル即ち一九三九年度より約三五、〇〇〇、〇

〇〇パーレル増と推定される、之等諸國の平時に於ける重需向消費量は以前に於ては約四七、五〇〇、〇〇〇パーレルと推定されてゐたのである

世界原油産額

アメリカ合衆國鑛山局調査
(單位千パーレル)

北アメリカ(C)	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
カナダ	八、九五五	七、八三八	四、五四六	四、五四六	五、〇〇〇
メキシコ	四〇、三五〇	四二、七七九	一、七五五	一、七五五	一、〇五五
トリニダット	二〇、二一九	一九、二七〇	三、八九一	三、八九一	三、八九八
合衆國	一、三五一、八四七	一、二四六、九六二	四三、二三一	四三、二三一	四五、九九六
其他北アメリカ	—	—	二、二二二、九〇九	二、二二二、九〇九	二、二二二、五〇〇
合計	一、四二二、三七一	一、三三四、九三三	二六、九三九	二六、九三九	二七、〇二九
南アメリカ	—	—	—	—	—
アルゼンティナ	二〇、四八六	一八、四八六	七、〇九五	七、〇九五	七、五八九
ボリヅイア	一一〇	一一〇	二、二五〇	二、二五〇	二、一六四
コロンビア	二六、〇六七	二二、〇三七	七、八九二	七、八九二	七、三九六
エクアドル	二、三九九	二、三三三	二、五九二	二、五九二	三、〇七一
ペルー	一三、四二七	一三、五〇八	六、〇八三	六、〇八三	六、五八〇
ヴェネヅエラ	一八四、七六一	二〇五、九五六	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
合計	二四七、二〇〇	二六二、五一五	七、〇四七	七、〇四七	七、一〇四
ヨーロッパ	—	—	—	—	—
アルバニア	一、六五九	九三四	五、三六五	五、三六五	三、八五五
オーストリア	七二八	六九三	二、六三六	二、六三六	二、六五四
合計	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—
チエツコ・スロヴァキア	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—
ハンガリア	—	—	—	—	—
イタリア	—	—	—	—	—
ポーランド	—	—	—	—	—
ルーマニア	—	—	—	—	—
ロシア(D)	—	—	—	—	—
其他ヨーロッパ	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
アジア	—	—	—	—	—
バレン諸島	—	—	—	—	—
英領印度	—	—	—	—	—
ビルマ	—	—	—	—	—
イラン	—	—	—	—	—
イラック	—	—	—	—	—
暹羅	—	—	—	—	—
東印度	—	—	—	—	—
暹羅	—	—	—	—	—
サラワツク及ブ	—	—	—	—	—
ルネイ	—	—	—	—	—
サウデイ・アラ	—	—	—	—	—
ピア	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

世界の石油製品消費量 (B)

V・R・ガソリン、R・V・ウエツトセル及J・W・リストリー調査(單位一〇〇〇パーレル)

北アメリカ(C)	一九四〇年	(D)一九三九年	(E)一九三八年	一九三七年	一九三六年
バルバドス	—	—	—	—	—
ベルムダ諸島	—	—	—	—	—
カナダ	五〇、〇〇〇	五〇、八〇〇	四八、〇〇〇	四三、五〇〇	四〇、四〇〇
キューバ	三、六〇〇	五、九〇〇	五、二〇〇	四、七五〇	四、四六〇
ドミニカ共和国	—	—	—	—	—
ガテマラ	—	—	—	—	—
ハイチ	—	—	—	—	—
ホンチユラス	—	—	—	—	—
ジャマイカ	—	—	—	—	—
マルチニーク島	—	—	—	—	—
メキシコ	一九、〇〇〇	一八、六〇〇	一八、〇〇〇	二二、五九〇	一八、二五〇
合計	—	—	—	—	—
エジプト	六、〇五三	四、四二五	—	—	—
其他アフリカ	—	—	—	—	—
合計	六、〇五三	四、四二五	—	—	—
オーストラリア	—	—	—	—	—
上記以外の諸國	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
合衆國を除いた	七九四、二五八	八二二、五一六	—	—	—

註(A)推定數量、一九四〇年の産額はワールド・ペ
トroleum誌に依る
(B)修正數字 (C)中央アメリカを含む
(D)樺太以外のロシア領アジアはヨーロッパの中
に含まる本表産油額には天然揮發油、ベンゾール其
他人造燃料を含まず

燃料

ニューギニア	二、〇〇〇	四五七	九八二	四五九	九六五	四四〇	九三〇	六
アフリカ	一、〇〇〇	一、九九〇	二六八	一、八五〇	二六八	一、八五〇	三三八	四〇五
アルジェリア	三、二〇〇	五、七四〇	五、七四〇	五、三九〇	五、三九〇	五、三九〇	五、三九〇	一、九二〇
白領	六、〇〇〇	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二四〇
佛領モロッコ	三、九〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
佛領西アフリカ	三、二〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
佛領東アフリカ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
ケンヤ及ウガンダ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
マダガスカル	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
ニヂエリ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
葡領東アフリカ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
シエラ・レオネ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
南ローデシア	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
タンガニカ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
チユニ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
南アフリカ	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
合	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
英領インド	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
英領マド	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
セロロン	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇
島	一、〇〇〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	五、五五〇	一、二四〇

中華	四、〇〇〇	一、六七五〇	一、二五〇〇	一、六〇〇〇	一、二五〇〇	一、六〇〇〇	一、二五〇〇	六、八五〇
香港	一、〇〇〇	九三三〇	九三三〇	九三三〇	九三三〇	九三三〇	九三三〇	八、四〇〇
佛領印度支那	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
イラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
イラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蘭領東印度	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
バレンチナ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
フィリピン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
サラワツ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
タイ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
シコ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
トル	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
太平洋	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
オーストラリア	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
フィジー	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ハワイ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ニウ・ジラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
上記以外の諸国	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
總計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

註(A) 合家國の軍部用消費は除く
 (B) 天然揮發油、ベゾール、動力用アルコール並に石炭及自炭よりの鑛物油等の燃料を含む

- (C) 中央アメリカを含む
- (D) 推定數量
- (E) 修正數字
- (F) 上記以外の諸國の項の中に含まる
- (G) ドイツに含まる
- (H) 英領インドに含まる

列強に於ける軍事上石油消費量

産業上國防上の重要資源である液體燃料の供給を、如何にして確保すべきかといふ問題は、國際關係の緊迫してゐる今日、世界を擧げて重要關心事となつて來た。即ち産業上に於ては諸工場、自動車船舶等交通機關の熱源或は動力源として液體燃料の使用範圍消費料は急激に増大し、又國防上に於ては、現代の戰爭が須臾も石油を缺くことを得ないやうになつたことは周知の事實であつて、列強就中獨逸の如く我國と等しく石油資源に恵まれること少き國に於て競つて石油資源の獲得開發、代用燃料工業の發達及その製品の使用普及等の施設によ

つて液體燃料の供給を確保するに致々として努力してゐる所以も茲にあるのである。

戰爭と石油、これ程密接不可分の關係にあるものはなく、如何に兵員銃器の豐富なる準備があつたとしても、今日の戰爭の如く、迅速な機動力を必要とし、立體的科學戰を生命とする時代に至つては自動車航空機、艦船等に使用すべき石油なしに、戰爭に勝利を得るといふことは絶對不可能となつて來た。今これを證すべき列強に於ける軍事上の石油消費量を擧げて見やう。

最近五ヶ年間の世界原油産額

國名	一九二六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
合衆國	一,〇九,五六〇,〇〇〇	一,二七,一六〇,〇〇〇	一,三四,三五〇,〇〇〇	一,二四,九二〇,〇〇〇	一,三三,五四〇,〇〇〇
ロシア	一九,六三九,九二二	三〇,一八八,六一一	二九,一九三,〇〇〇	三六,七七〇,〇〇〇	三九,九二九,〇〇〇
ヴェネツエラ	一五,三七〇,〇〇〇	一八七,六七五,四七七	一八八,四三九,〇五〇	二〇五,七三三,六五〇	一八四,七二六,四一一

ワールド・ペトロレアム誌調査

(單位:バレル)

イラ	六三,九七七,九五〇	七六,一〇九,〇〇〇	七六,三〇八,〇〇〇	七六,一五三,三三三	七六,五九一,六七五
關領東印度	四七,五三三,四五〇	四四,四六一,九五〇	四四,三〇五,七四〇	四二,〇八七,六六六	四一,一七四,一八五
スマトラ	三〇,四九九,四八八	三三,四五五,五一	三三,五六一,二六	三三,五五七,〇三	三三,五五七,〇三
ボルネオ	一三,〇六八,九〇	一三,九六〇,七三	一三,八三三,三三	一三,二二九,四三	一三,九七七,九九
ジャバ	三,六八二,九三	七,五三三,三三	六,九三三,三三	六,五八八,七四	六,五三三,四三
モルツカ及其他	三三,五八三	五三,七四三	四七,三三三	八三,一四	七三,七四
ルーマニア	五三,五三三,八四六	五三,五三三,七五	四八,三三三,〇〇〇	四九,九三三,八四六	四三,三三三,二九
メキシコ	四一,〇七九,九五	四六,四三三,六七	四一,五〇一,八三	三九,四三三,四一	四〇,三九四,七七
イタリヤ	二九,九三三,五〇	三〇,〇三三,六〇	三三,四三三,〇〇〇	三〇,七九一,三三	二五,七三三,〇七
ギリヤ	一八,七三六,二〇	二〇,二九七,四三	二二,九六一,六八	三三,〇三三,六三	二六,〇六六,八九
トルニダ	一三,三三三,〇〇	一五,五〇二,九九	一七,七三三,一七	一九,二七〇,二六	二〇,三三三,六八
アルチエ	一五,四七七,九六〇	一六,三三三,七七	一七,四三三,二二	一八,七三三,〇〇	二〇,四三三,七六
ペル	一七,五三三,〇六九	一七,四三三,二二	一八,二九七,九九	一三,七三三,九六	七,〇三三,七〇
バル	四,六四三,六五	七,七三三,三三	八,二九七,九九	七,八三三,九一	七,九三三,九九
ビナ	七,五三三,七八	七,八四三,五三	七,四三三,四九	七,八三三,九一	八,九三三,九九
カナ	一,五〇七,九三	二,九三三,〇三	六,九三三,四七	七,八三三,九一	八,九三三,九九
ブナ	三,二九六,九六	四,三三三,〇三	五,三三三,〇三	五,七三三,三七	五,七三三,三七
ド	三,三三三,五三	三,四三三,〇三	四,三三三,〇三	五,三三三,〇三	五,三三三,〇三
舊	三,〇六六,八六	三,一四三,〇〇	三,八三三,〇三	四,四三三,四一	四,四三三,四一
オ	五,〇三三	三三,二六六	三三,〇〇三	六三,三三七	七三,七三三
スロ	一三六,六三	一三三,四七	一三三,〇〇三	一一九,三六〇	一一八,七三三
ポ	三,八六九,七五	三,七九八,八三	三,八六九,四六	三,八六九,〇四	三,八六九,〇四
英領	一,九六六,三三	二,一六六,六三	二,三三三,〇三	二,三三三,〇三	二,三三三,〇三
エ	一,四三三,四七	二,一六六,四三	二,三三三,〇三	二,三三三,〇三	二,三三三,〇三

燃料

スウディ・アラビア	1,977,777	4,949,649	4,949,649	3,933,949	5,354,640
サラワツグ	1,477,882	1,649,555	1,649,555	1,339,645	1,337,185
エチオピア	1,223,666	1,125,267	1,125,267	4,633,797	6,059,567
イタリヤ	3,949,646	4,949,646	5,949,646	1,485,056	1,764,544
アルバニア	3,949,646	3,949,646	4,949,646	1,333,777	1,649,646
イタリヤ本土	1,949,646	1,949,646	1,949,646	9,133,000	5,354,640
フランス	5,949,646	5,949,646	5,949,646	5,949,646	4,949,646
ハンガリー	1,000,000	1,333,777	1,333,777	8,133,777	1,764,544
ポリアリア	1,000,000	1,333,777	1,333,777	1,000,000	1,764,544
その他	2,477,777	2,477,777	2,477,777	3,333,949	3,333,949
合計	1,777,777,150	2,049,170,150	1,949,170,150	2,049,170,150	2,049,170,150

合衆國原油産額

(単位:バレル)

アルカンソ	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年
カリフォルニア	10,647,355	12,181,023	18,335,333	22,649,949	25,877,777
コロラド	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882
インディアナ	1,223,666	1,223,666	1,223,666	1,223,666	1,223,666
ケンタッキー	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646
オクラホマ	5,949,646	5,949,646	5,949,646	5,949,646	5,949,646
ペンシルヴェニア	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646
ウエスト・ヴァージニア	3,949,646	3,949,646	3,949,646	3,949,646	3,949,646
ワイオミング	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646
その他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
平均日産	3,477,777	3,477,777	3,477,777	3,477,777	3,477,777

モンタナ	5,777,661	5,777,661	4,849,646	5,849,646	6,849,646
ネブラスカ	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882
ニウ・メキシコ	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646
オハヨー	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882
オクラホマ	5,949,646	5,949,646	5,949,646	5,949,646	5,949,646
ペンシルヴェニア	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646
テキサス	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646	4,949,646
ウエスト・ヴァージニア	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882	3,477,882
ワイオミング	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646	1,949,646
その他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
平均日産	3,477,777	3,477,777	3,477,777	3,477,777	3,477,777

合衆國の石油輸出

一九四〇年に於ける合衆國の石油輸出数量は前年に比して三五・四一%の減少を示してゐる。

即ち大戦勃發前の一般の應測に全く反對した傾向を提出した機械化功の大部分存しつゝある全ヨーロッパ戦争が石油製品の消費に大増加を齎すであらうこと及びこの増加の若干は合衆國からの輸出によつて供給されるであらう。

らうことは一九三九年以前に豫想されてゐた併し乍ら経験は戦争當事國による石油製品の消費には大して著しい増減が無いと提示してゐる。何故ならば強國の大衝突は短時日で終了を餘儀なくされ、軍事以外の需要の縮少は強國に於いて嚴重に強要されるからである。明らかに此の民間需要の縮減は軍事需要を大縮分又は全部補ふに足り得るであらう、イギリスの封鎖は合衆國市場から全く輻輳勢力を遮断した。そして聯合國は此の點では合衆國か

ら航空機と軍需品とを買ふ爲め爲替相場を維持する可く努める爲め英國資源に頼つた。合衆國の石油及び製品の輸出は一九三九年の〇八〇、〇〇九、四七六、バレルから一九四〇年には一二六、二六七、七八七、バレルに減少した。一九四〇年に於ける合衆國製品の主な輸入國一三の中僅か三國のみが一九三九年に比して合衆國から輸入増加を示してゐる。之等の三國はその輸入量の地位順にすればカナダ、オーストラリア、ロシアとなつてゐる。

イギリス石油規正強化

英國の戦時石油消費規正の始初の大がかりな一般的強化は、進行中である。これはあらゆる階級の消費者を目的とし、輸出向数量をかなり節約及減少すると同時に、増大し、又歓迎されて居り、法認されて居る軍事需要のより多き餘剰を確保するやう計畫されて居る。これ迄何回ともなく地方石油官吏及交通委員によつて需要の綿密な研究が過去に於てなされたが今日行はれんとし、あるやうな位のものにならない。

今の所自家用車の基本的配給量はそのままではあるが、その不合理に鑑み特別配給に關しては一〇%から二〇%に亘る色々な程度の減額が現在行れつゝある。即ち使用中の自動車は「軍事」とか「國家緊急用務」とか呼ばれてゐる用務の程度に應じて減額される。配給券の或る種の申請者に對する減額率は高い。民間貸自動車業に對する揮發油は可成り減額される。

特別揮發油配給券の申請はこれ迄にない綿密な調査が行はれてゐる。そして民間自動車所本主は自己の行程の記録をとるやうに忠告

されてゐる。六月及七月間の配給量が渡されるのと一緒に、將來に於て前配給量でなした行程及目的を記入し署名した申請書を提出するやう命ぜられるかも知れない。以て通知書を手渡された。

換言すればこれは揮發油の特別配給の特権が濫用されてゐない證據と自動車所有主が、油槽船の船腹のかくも逼迫せるを感じてゐる際、もつとより多くの道徳的責任感を示す期待をもつてなされたのである。

この言葉の裏には特殊用途の爲の揮發油特別配給券の特権を濫用するやうな惡徳な事件を抑止する爲に石油局検査官のより細い觀察とより多くの活動が必要である。

次の場合明らかに常識を働かせねばならない。我々は特別配給券を以て或る日法認された旅行をなし、翌日ゴルフ倶楽部を訪問するのその石油を消費することは嚴密に云ふと違法である。併し他にどんな事が出来るのか先づ自動車のタンクを空にして普通配給券を持つて再び石油を充すか、又その反對にタンクに石油がある場合立業用の爲普通配給券に依る割當量の一部を特別配給券の揮發油の賞ふ前に使用することがあるかも知れない。とどのつまり、これらは全て「缺くべから

ざる家庭用途」又は特別配給券の割當に基いて當局より認可された用途に對する場合は別として、揮發油を無駄に使用しないと云ふ自動車所有主にかけられた道徳的責任感及義務觀念に落ちつくのである。

ソヴェエツト石油事業

業

ソヴェエツト・ロシアは石油生産國として世界に於る第二位を占めてゐるが、この地位はヴェネツエラによつて烈しく争はれた。事實上、若し天然瓦斯揮發油の産額を含まないとすれば、ロイヤル・ダッチ年報によればヴェネツエラの生産額は一九三九年に於いてはロシアの生産額より現に一三二、〇〇〇噸優れてゐる。ロシアの石油事業の進捗は新制度の下に急速となつた。

一九一三年に於けるロシアの石油生産額は九、〇〇〇、〇〇〇噸以上と算定された。一九二九年に於ける内亂と經濟的混亂状態は事業の殆んど完全な衰頹を惹き起した。第一、五ヶ年計畫の最初に於いて生産力は回復され一九一三年の水準の約四、五〇〇、〇〇〇噸に達した。着實な進展は其の翌年に續き一九

三八年には約三〇、〇〇〇、〇〇〇噸の生産状態を齎し、世界生産額の約一%となつた(一九二九年の七%に對して)。

要するに、發展は革命の激變により造られた重要な轉換を思へば注目すべきであるが此の特殊地域に經濟を計畫したソヴェエツトの業績は決して獨特のものではない。「資源國」ヴェネツエラの石油事業の發展は最も注目する價值があるものである。且、生産状態を更に良く検討すれば發達の度合が第二、五ヶ年計畫の間に著しく緩慢になつたこと及び第二、五ヶ年計畫の最後の年である一九三七年中に裏した生産額は一九三四年二月に採用された計畫の最も控へ目な所説の單に六五%の實現を表したことを暗示してゐる。(ソヴェエツトの大規模主義の頂點である一九三一年にロシアの經濟學者は一九三七年に一五〇、〇〇〇、〇〇〇噸の原油六〇%の増加を生産するであらうと豫測した)。

一九三九年の状態も亦生産額が計畫された概算に對し著しい不足に陥つてゐることを示してゐる。一九三九年に於けるロシアの原油産額は(合衆國に於ける増加四%、世界生産額に於ける増加四・三%に對して)僅か一・三%増加したに過ぎない。一方前年中に於け

る石油事業に就いての人民委員會の全生産額の評価は一四・七%の全經濟の生産額平均増加に對照して四・八%の増加を示した。一九四〇年の生産額は三六、二〇〇、〇〇〇噸に達するであらうと表記された。現在の生産統計だけでは近き將來を推定し得ないが最近の平均推定によれば今年の上半期の生産額は、どの點から見ても前年の同期間に於けると同じ數である。それ故生産力の全く目醒ましい速度は第三、五ヶ年計畫の最後の年である一九四二年には原油(天然ガスを含まず)を四八、五〇〇、〇〇〇噸の計畫状態に達するであらうと言はれてゐる。

メキシコの一九四〇

年石油輸出

メキシコ石油の一九四〇年度輸出額は合計二〇、五五五、〇〇〇バレルであつて一九三九年に比し約五〇〇、〇〇〇バレル増であ

つた。國內需要高は二三、四四五、〇〇〇バレルであり、産油額は四三、九二〇、〇〇〇バレルであつたから同年中では在庫數量の増加はなかつた譯である。強制收用以後原油輸出と製品輸出との地位が完全に逆轉した一九四〇年度の輸出額合計に於て原油は七二%に増加し、製品は二九%に低減した。之等の比率は外國會社が支配してゐた一九三七年と全く反對となつた。かくてメキシコは過去に於ける如く多量の石油を精製してゐないことが示されてゐるのである。強制收用以來政府側は合計四七、六五四、〇〇〇バレルを私會社は一、九六〇、〇〇〇バレルを輸出した。

合衆國は一九四〇年度に於てメキシコ石油及石油製品の最大の顧客であつて、同年中に一五、七二一、〇〇〇バレル、日額約四三〇〇〇バレル即ち全輸出額の七六%を購入した。イタリヤは第二位で二、九六一、〇〇〇バレルをイギリスの海上封鎖が地中海に擴大せられるとき迄に購入したドイツが強制收用後一九三九年八月の戦争勃發の直前迄輸入したのは合計一、五〇〇、〇〇〇バレルであつたが、その後は全く輸入されてゐない。

カナダ増産

カナダ政府の統計に據れば、カナダの原油産額は一九四〇年は八、七二八、〇五三、三三〇に達し前年の七、八三七、五〇三、三〇〇に比し一・二%を増したが、その約九七%は兩年共アルバータ縣の出たす處であつた。天然瓦斯の産額は同年は三五九億九、二〇〇萬立方呎に達し、前年の三五一億八、五〇〇萬立方呎から二・二%を増した。國産原油の市場を擴大せんとする戦時方策は斯くの如く相當な成功を見たのである。又揮發油の販賣量は合計八八三、二七三、〇〇〇英ガロンに達し、一九三九年の八〇七、六六六、〇〇〇英ガロンに比し九・四%を増した。

オーストラリアの掘

鑿状態

オーストラリアの石油掘鑿状態に就ては相互間に相當距離のある言説が行はれて居るが、今ワデーがA・I・M・Eの會合の席上で發表したものと合衆國のシエル及シェーベリア石油會社はクイーンズランドに於て鑿區を獲得し一九四〇年に作業を開始し、カルテックスは西部オーストラリアのキンバ

レイ地域に鑿區を獲得、パプアに土地を申請し、フエニックス石油採取會社(オーストラリア)は南西オーストラリアに投資して居るシエルは地質的、地球物理的調査及空中からの調査を行つて居り、カルテックスは三縣の地質調査隊を動かして居り、カリフォルニアのシェーベリア石油會社も亦仕事を居る、他の諸會社も亦仕事を居るがオイル・サーチは西部オーストラリアの北西岬の鑿區をカルテックスにサブ・リースしたが、ニウ・ジャージーのスタンダード、アングロ・イレニア及オイル・サーチの共同會社であるオーストラリア石油會社の持分は保持して居る。

ダイクトリアに於ては自一、二〇〇至一、五〇〇フィートの六坑の試掘井は出油を見なかつたが、それは豫定深度四、〇〇四フィートの分が一坑、二、三〇〇フィートの分が一坑であつた、キンバレイ地方に於けるメリマ・リッチに於けるガンビアー山の試掘井は三、二〇〇及三、二〇〇フィートに於て瓦斯徴候を見、現在三、三〇〇フィートを掘進中である、クイーンズランドに於てはローマ・ブロックス石油會社はローマ附近で三、五一〇フィートに於て油徴を見、第四番目の試掘

井を掘鑿中である。ニウ・ギニアに於ては掘鑿は進行中でないが、オーストラリア石油會社はヴァイラ川のカリアヴァに於て開發を行つて居り、試掘井一坑を計畫して居り、パプアに深掘井一坑を掘つて居る、パプア・アピナイビ石油會社はボゼツション岬に近いオイアブで二、七六九フィートを掘鑿中で石油及瓦斯の徴候がある。

ルーマニア原油産額

減退

最近の統計に依れば、ルーマニアの一九四一年の最初の五ヶ月間の原油産額は二、二五〇、〇〇〇噸で、二、五五〇、〇〇〇噸を生産した昨年最初の五ヶ月間より二二%減少した、一月一日より四月一日迄の石油及石油製品の輸出額は九二九、九五八噸で、金額にして七、〇三三、〇〇〇、〇〇〇レイであつた、昨年同期中の輸出額は一、〇九〇、〇〇〇噸で、金額は六、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇レイであつた。

米國石油輸出許可制

は既に輸出許可品目に包含せられてゐる石油製品の新たな規格表を發表した。而して本令に反する従来の規格表及ライセンスは廢止せられることになつた。

本邦石油界の動向

昭和十六年に在りては多難を極めたる年でありたと共に、政府の採れる諸施策も亦いろ／＼な意味で翻期的なものがあつた。その主なる概要に就てみれば次の如くである。

人造石油事業法改正

人造石油製造事業は我が國に於ける液體燃料供給の實情に鑑み、今後一段と強化擴充を要するものであつて、之が振興及び助長を圖るため一部改正を行つたものである。人造石油製造事業法については、人造石油の生産が今後大量且つ多種類となることを考慮して、獎勵金交付制度を廢止し、適正價格を公定し石油共販株式會社をして一括購入せしめ、從來各社別に交付して居た獎勵金は之を石油共販株式會社に一括交付し、石油價格の昂騰を防止すると共に、人造石油製品は、今後官製に數量に付て、軍民の需要と合致せしむる必要がある爲め生産の調整を爲し得るやうに

ルーズヴェルト大統領は一九四一年六月二〇日全石油製品を嚴重なる輸出統制の下に置き、合衆國の利害と相反する國に對し何時でも直ちに石油供給を斷絶し得る手段を採り得る總括的命令を公布した、イギリス、エチオピア及西半球を除いて東部海岸地方からの全輸出の全面的禁輸は直ちに實施せられることになつた、石油通過の危惧に基く全東部海岸の供給量を節約すると云ふ願望がこの際に出た理由であつた、合衆國海岸地方及太平洋諸港よりの輸出制限は何等考慮されてゐないが、併し全石油製品が輸出許可品目に加へられた結果、かゝる制限の制度は若し海外の事情が日本或はロシアに對する輸出を禁止することが得策であるとするならば直ちに實施し、實現し得ることになつた。

之より先、東部海岸よりの輸出を禁止すべき二手段が石油調整局に依つて實施された。國內需要は輸出貿易に優先すべきであること云ふ理由から、イツケスは六月一六日フィラデルフィアに於て日本向の低級潤滑油の輸出を禁止し、引續きその翌日石油業界に對し同局の承認を得ざる東部海岸からの輸出販賣を爾後停止することを要請した。デヴィスが發した東部海岸地方の三二の石油輸出業者に送

られた電報には『大西洋岸地方に於ける現在の石油通過状態に於て同地方の貯蔵を放出することを避けねばならぬことは異議を許さぬところである。余は從つて爾後當局の前以ての考慮なき海外輸出向の石油製品の販賣を行はざることを示達する。』と記されてあつた

石油輸出統制規格表

公布

八七オクタン以上の航空發動機燃料並にかかる製品を生産し得る物資即ち原料油並にテトラエチル鉛等の石油製品及混合燃料に就ては既に昨年一九四〇年八月一日合衆國政府は之等を輸出許可品目に追加すると共に、西半球以外への輸出を禁止し、更に高級潤滑油並にその原料油は夫々一九四〇年八月一日及一九四一年四月一日五日に輸出許可品目とされ、事實上對日輸出は禁止されて來たのである。ところが合衆國政府は一九四一年八月一日に至り更にその製品規格の範圍を擴大して航空用揮發油及同潤滑油並に同原料油、混合資材の禁輸を實施したのである。此の禁輸に關し大統領官房は八月一日布告を發表し、更に八月二日合衆國輸出統制官マックス・スウェル

規定し、第七十六議會の協賛を経て實施したのである。

帝燃會社法改正

帝國燃料興業株式會社法については、人造石油製造事業の強化に對應して、資金の調達を圓滑ならしむる爲め、同社の社債發行限度を五倍に擴大し、之れに備へたものである。尙ほこれは三月十五日公布をみ、九月二十日より施行された。

帝國石油株式會社法

設定

石油は産業上並に國防上極めて重要な資源であつて、其の自給を確保することは現下の時局に鑑み、我が國最大の急務である。此の目的のため、政府に於ては内外石油資源の開發を圖ると共に、人造石油事業の振興を策し、又代用燃料の使用を普及せしめ、燃料の合理的利用を謀じ、更に石油業の經營の合理化を圖る等、各般の施策、施設を實施して、自給確保の萬全を期しつゝあるのである。

就中石油問題解決の最も基本的の對策であつて、國內油田に付ては曩に石油資源開發法

鑛業法中改正法律施行

鑛業資源の徹底的開發を期する目的を以て行はれた鑛業法の改正は、第七十五議會の協賛を得て鑛業法中改正法律として既に昭和十五年四月六日公布せられたのであるが、之が施行には各般に渉る複雑なる附屬勅、省令の改正を必要とする關係上約一年の日數を其の準備の爲に費したのであつた。

然るに今や附屬の勅、省令の改正も既に公布を見、尙ほ改正法律は附屬法令と共に六月一日より之が施行を見る事となつた。

附屬法令中鑛業法施行細則は本法の改正に伴つて必然的に改正を加へた部分の外手續の簡易化並に合理化等の目的の下に相當範圍な改正が加へられてゐる。其他鑛業登記令、同施行細則、鑛業警察規則等は概ね本法たる鑛業法の改正に伴ひ必要的に變更を加へたものである。

科學審議會燃料答申案

科學審議會第五回總會は十六年五月二十一

人造石油官有特許權 帝燃に統轄無償公開

政府では人造石油の重要性に鑑み政府所有かかると人造石油製造に關する特許權の讓渡、實施の決定、共有權の設定等の措置を總て帝國燃料興業株式會社、人造石油製造技術組合を通じて、一元的に統轄轉讓せしむべく、商工省を中心として、海軍、文部、拓務省等に於て協議をなし、意見の一致をみたので十六年六月末商工省より帝燃並に人造石油製造技術組合にこの旨通達された。

右は從來民間團體會社等の所有せる特許權の使用、讓渡の許諾などが帝燃、人造石油製造技術組合を通じて一元的に統轄せられてゐた事に對應して、この範圍を擴大し政府所有の特許權にまで及ぼしたもので、この決定により商工省關係の工業試驗所はじめ燃料研究所、海軍燃料廠、文部省關係の各官立大學の研究、拓務省關係の臺灣におけるガス研究所等の特許權の民間使用、讓渡等は一切帝燃、人造石油製造技術組合により一元的に統轄せられる事になつた譯である。

尙これは無償で實施される事になつて居り別途に發明者に對する表彰等が考慮されて居

日石と小倉合併

日本石油株式會社と小倉石油株式會社の合併に就ては兩社間に於て折衝中であつたところ、尙本極となり十六年一月三十一日日本石油株式會社に於て日石側橋本社長、川久保專務、奥田庶務部長、小倉側小倉社長、佐藤取締役、牧田相談役との間に合併契約書の調印をなし、全合併手續を完了した。しかして合併條件は株式割當率、合併後の資本金一億四千七百五十萬(日石八千萬圓、小倉四千七百五十萬圓)六月一日合併日本石油株式會社となつた。兩社の合併は國防國家建設上石油が必須缺くべからざるものであり石油の貧困なる我が國では政府と業者が渾然一體となつて内外石油資源の開發確保、並に品質の向上改良を圖り最高度の能率を發揮せんとするところに合併の意義を有するもので、積極的には石油工業の大飛躍への基礎を爲し消極的には石油消費規正強化の一途にある今日經營の合理化を圖つたものであつて、蓋し兩社の合併成立は我が石油工業界に一大示唆を與へるに至つた。

石油業の整理統合

日首相官邸に開催、各分科會の答申あつたが諸問第一號『不足原料資源の科學的補填に關する具體方策如何』に對する第三特別委員會(燃料類)の大島義清委員長の答申要旨左の如し。

一、航空燃料及び航空潤滑油生産力充實に關する件 國際情勢の推移に鑑み速に海外依存の現状を脱却して國産に依る自給を實現せしむるため、必要なる諸般の施設を整備充し以て生産力の充實を圖るを要す。

一、アルコール原料に關する件
アルコール原料補填上左の資源の急速利用を圖るを要す。

(イ) 亞硫酸バルブ製造廢液
亞硫酸バルブ製造廢液を利用しアルコールを製造する方法は既に成功せるを以て資材の許す限り多數の亞硫酸バルブ工場に於て之が實行を促進せしむる要あり

(ロ) 都市廢井の利用
都市廢井を常壓、常溫式濃鹽酸法にて處理し糖液を造りアルコール原料として使用する方法は既に成功し、且本法は金屬資材を要すること場きを以て速に之が工業試驗を促進する要あり。

石油生産業者の整備統合は配給、消費部門の整備に次いで、新體制下着々進行をみつつあり、さきには新潟及秋田、九州、四國、近畿地方と精製業者のブロック別企業合同が圖られたが、今又生産業者所謂親會社たる我が國の二大石油會社日本石油、小倉石油の兩社合併なり、發る愛國、早山その他親會社も夫々合併を爲し、文字通り石油業界の一元化が早晚顯現されることになるが十六年秋より石油統制會の設立準備がすすめられた。

アルコール混入率二〇％に變更

商工省では左記の如く昭和十六年八月五日附告示を以て九月一日より内燃機用揮發油に對しアルコールの混入率を揮發油の容量八十に對しアルコールの容量二十(現行十五)に變更實施した。

尙揮發油及びアルコール混用法は昭和十三年四月一日法律第三十九號を以て公布され、同年四月二十五日から内地及び臺灣に施行され七月一日より墾人が實施された。

石油保有補助金

石油保有補助金の額は石油保有補助金交付規則第三條の規定に依り毎年商工大臣之を定めることになつてゐるか、昭和十六年度に於ける補助金の額は次の如く九月二十日附商工省告示第八百四十七號を以て告示された。

種別

補助金の額

一、揮發油

第一種 一キロリットルに付年額十圓八錢

第二種 一キロリットルに付年額九圓五十

七錢

二、重油及原油

第一種 一キロリットルに付年額五圓六十

錢

第二種 一キロリットルに付年額四圓一錢

石油劃期的消費規正

商工省では石油の需給情勢に鑑み十六年九月以降の石油消費規正を更に強化徹底することとして八月二十一日左の如く規正強化實施に對する當局談を發表した。

『本邦に對し從來石油を輸出しつつあつた米國、英國、蘭印等に於ては最近國際情勢の緊迫化に伴ひ本邦實業凍結の弊に出つると共に對日石油輸出につき許可制の實施乃至制限を行ふに至つた。仍て石油配給確保につき萬

全を期するため九月以降差當り石油の消費規正を若干強化することとなつた。強化については一般産業經濟乃至交通運輸に多少の影響を及ぼす恐れがあるため關係方面と十分なる連絡をとり比較的必要性の少い部門より實施する方針である。尙代用燃料の使用獎勵乃至設備の轉換などについては倍舊の努力を拂ふ豫定である。又特に石油を必要とする場合に於いては必要量を配給する見込である。』

尙右消費規正實施方策左の通り

一、ガソリン自動車はハイヤー、タクシー、自家用車及びガソリンカーに對してこれを行ふ。

一、醫者用、病人用、郵便輸送用、新聞通信社用、消防自動車用以外に對して強化するものである。

一、官廳用も民需と同じく實施する

一、釣舟遊覽船その他修用のものは使用禁止

一、トラックは現狀維持であるが輸送統制により不要不急品輸送に對してはこれを規正する

一、農業用米穀生産のものについては生産擴充に必要なるものは認めらるが、使用に當つては合理的に使用せしむ。

一、代燃車はバス、トラック、タクシーなど速かに轉換せしめ、特にトラックは代燃轉換については年度計畫により特に優先的に實施する。

一、小型船舶は出來得る限りこれを規正する

一、トラックターの如きは機械の合理的使用によつて目的を達成する。

一、代燃車の燃料については石炭、コークス、木炭、薪、天然ガス、液化ガス、アセチレンの順位によつて順次代燃車の燃料に使用する。

一、代燃車の設備資材については當局に於いて充分の準備をする。しかして廢車については資産評價委員會に於いてこれが評價を決定、更生金庫に於いて買上げることとなつてゐる。尙代燃車の實施について從來の標識は變更を爲す。

揮發油及重油販賣取

締規則改正

揮發油及重油販賣取締規則は昭和十三年三

月制定せられたもので、爾來前後二回の改正を經、揮發油及び重油に關する消費規正の根幹となつてゐたのであるが、最近國際情勢の激變に對應し、更に一段と消費規正の徹底を圖ることとなつたので、之に對應するため政府では右規則を改正し、十月一日より實施したのである改正の要點を擧げると次の通りである。

一、新に燈油及び輕油をも購買券制度に依らしめることとしたこと。此の結果規則の名稱を『石油販賣取締規則』と改正したこと即ち燈油、輕油に付ては從來より配給統制に依り消費規正を實施して來たのであるが十月以降は購買券制度に依つて配給及び消費の合理化、徹底化を圖ることとしたのである。

二、人造石油製造業者に對する法規の適用を明確にしたこと。即ち從來の規則に於ては人造石油製造業者に對する制限規定が明確になつてゐなかつたのであるが、本規則の趣旨に鑑み、石油精製業者と同一の義務に服せしめるやうに法文上明確にした。

三、重油の五リットル以下の無券販賣並に使用を禁止し、揮發油の無券販賣並に使用を〇・五リットル以下に引下げると共に、新

に適用對象となつた燈油に付ては〇・二リットル以下の無券販賣並に使用を認めたこと。即ち従前の規定に於ける重油五リットル以下の無券販賣又は使用は實際上利用せられたことは極めて稀であつたのと、また消費規正の趣旨を徹底せしめるため今回之を削除したのである更に揮發油及び燈油に付ては、實際上の不便を考慮して、揮發油に在つては〇・五リットル以下、燈油にあつては〇・二リットル以下の無券販賣又は使用を認めたのであるが、規則の運用に當つては弊害の生じないやう適當に指導を行ふことになつてゐる。

四、從來購買券は地方長官に於てのみ發行し得ることとなつてゐたのであるが、購買券を迅速に發行する必要がある場合は、商工大臣に於ても購買券を發行し得るが如く用意し、以て應急の措置に遺憾なきを期した五、消費者の組織による團體で地方長官の指定したものに對し、地方長官は購買券の配布に關し必要なる命令を爲し得ることとしたこと、即ち燈、輕油の購買券制度實施に伴ひ、其の分配に付て消費者團體を積極的に利用する機會が益々増大し、従つて此等團體の事業の運営に付ても亦充分監督を行ふ

必要も起り得るので、地方長官に於て必要ありと認められた場合は、購買券の配布に關して必要な命令を爲し得るやうにして團體の運営上過誤なきを期したのである。

石油下部配給機構整備

政府では支那事變勃發以來鋭意石油消費規正の強化並に配給統制の徹底強化に努め來たが右の實施に當つては石油配給機構の整備確立を必要とするため

商工省では昭和十四年九月には各石油精製會社、輸入會社及人造石油製造會社をして石油共販株式會社を設立せしめ前記諸會社の販賣部門を本會社に移讓し石油配給源を一元化せしむると共に道府縣別に其の地の石油特約店(卸賣)を整理統合せしめ地方石油販賣株式會社を設立せしめ道府縣別に配給確保を圖り超えて昭和十五年八月には石油小賣販賣業者をして地域別、油種別又は消費業種別に共同配給組合を結成せしめ重點主義配給方法を行はしむると共に小賣利潤共同計算制を採用せしめ以て末端部配給機構に於ける配給合理化を圖つて來たが實際は從來通りの小賣販賣店をして取扱はしむることとなり各小賣業者は消費規正強化に因る収入減に困難しつつも

右僅少數量を取扱ふか又は取扱數量なきにも拘らず店舗を維持するを餘儀なくせられつつある實狀である、依つて十六年十月左記に依り石油販賣業者の轉讓業に付積極的指導を與ふると共に石油下部配給機構の根本的整備を實施することとなつた、而してこれが實施に當つては販賣業者の利益は必要なる限度に於て飽く迄之を尊重することとし出來得る限り配給上支障乃至廢弊を生ぜざる様充分配意するものとす配給機構整備要領左の如し

- (一) 地方石油販賣會社と小賣業者とを合體し單一の下部配給機構を編成せしむること右に依り設立せらるる新機關としては便宜上現在の地方石油販賣會社を改組し之に充つること
- (二) 新會社の資本金は地方の實情に應じ必要なる配給設備資金及運轉資金を基準として之を定むること新會社の株式配分は原則として現在の地方石油販賣會社株主に對し
- (三) 小賣業者に對し七割合とし現在株主の特殊の七割を小賣業者に譲渡せしむること、新會社は石油共販會社より買入れたる製品を直接需要者へ販賣するものとす
- (四) 新會社は事業上必要なる限度に於て現存の配給設備設置を買収すること

(五) 新會社は圓滑なる配給に必要な限度に於て配給所を設置すること
右の配給所は可及的に從來の設備を活用し其の經營擔當者は現在の販賣業者中より適當なる者を以て之に充つること
經營擔當者に對しては適正なる手数料を支給すること

(六) 新會社の役員は地方廳に於て適當と認むるものを以て之に充つること但し役員の数に現在の地方石油販賣會社の實員數を越えざるものとす

(七) 現在の小賣商業組合石油共同配給組合其他石油配給に關する團體は本案の實施に伴ひ發展的解消を遂げしむるものとす

(八) 新會社に於て買収若しは賃借せざる設備施設を所有せる販賣業者及新會社の配給者たらざる販賣業者に對しては新會社に於て適當なる共助方策を講せしむると共に國民更生金庫に於て之に對する措置を爲さしむるものとす

價格

概説 自動車關係に於ける最高販賣價格の設定は昭和十五年來懸案の問題が漸次決定をみ十六年にはニッサン、トヨタの貨物シャシーの公價をはじめ、いすゞシャシー、貨物自動車等々の決定をみた乗用自動車の公價部分品の公價共に物價局、機械局關係方面で屢次に亘る價格専門小委員會を開き原案の作製を急いだのであるが、十一月中旬までにはその決定をみるに至らなかつた

貨物自動車シャシー販賣價格指

定

商工省では昭和十六年三月二十四日附告示第二百四一號を以て價格統制令第七號の規定に依り貨物自動車シャシーの販賣價格を指定したが、貨物自動車シャシーは一八〇型(新

型)ニッサン號貨物自動車シャシー(運轉臺なし)同運轉臺附及トヨタ號貨物自動車シャシー(運轉臺なし)の三種類であつて、舊型ニッサン號貨物自動車(八一型)は今後原則として製作せられず、且つ其の停止價格(運轉臺なし)製造業者販賣價格四、〇二三圓、販賣業者販賣價格四、五七二圓)が適正と認められたら、わざわざ公定價格設定の必要を認めなかつたのである。

シャシーの生産費は最近諸種の事情から相當に高騰し、製造業者の立場は次第に不利となつて來た爲、今回、日産、豊田兩社の収益狀態、償却狀態等を仔細に比較検討の上、今後に於ける兩社の健全なる經營を期し得べき價格を制定したのである。従つてニッサン號とトヨタ號との價格の差は單に兩者の材料費又は性能の優劣等を直接基準としたものではなく兩社の採算狀態も亦加味されてゐるのである。

先づ一八〇型ニッサン號(運轉臺なし)に於て見ると、これは舊型に比し工場原價に於て約三〇〇圓高となつて居るので製造業者販賣價格を四、三〇〇圓(舊型より二七七圓高)と定め、運轉臺附は、舊型に在つては運轉臺なきものに比し約三〇〇圓高であつた新型に於ては運轉臺が從來のものより幅廣く大型となつてゐる爲五〇〇圓増(製作費は約七〇〇圓であるが、材料費だけの加算に止めた)の四、八〇〇圓と決定した。

トヨタ號の從來の價格は製造業者販賣價格三、三五〇圓であるが、公定價格に於ては元より六五〇圓高の四、〇〇〇圓と決定した。以上は何れも製造業者販賣價格であるが販賣業者の口錢を一律に製造業者販賣價格の一割と定めた結果、トヨタ號に於て從來の價格と比較してみると、製造業者販賣價格は前記の如く六五〇圓高、即ち一割九分四厘の引上げとなつて居るのに對し販賣業者販賣價格は一〇五圓(從來の價格は四、二九五圓)即ち二分四厘強の上昇に止まつて居る。新型ニッサン號は最近製作を開始したものであるから比較の対象となるべき九・一八價格かない。又販賣口錢のみに於てみると、舊型ニッサン號は五四九圓であるが新型ニッサン號は四

價格

三〇圓に、トヨタ號は従來の九四五圓から四〇〇圓に夫々大幅の引下を見ているわけである。之は他の物價に於ける口鏡率との均衡並に貨物自動車の最終販賣價格の上昇が運送費に及ぼす影響を考慮して此の程度に抑へたのである。

種別	製造業者 販賣價格	販賣業者 販賣價格
ハ〇型ニッサン號貨物自動車	四、三〇〇圓	四、七三〇圓
トヨタ號貨物自動車	四、八〇〇	五、二六〇
トヨタ號貨物自動車	五、〇〇〇	五、四〇〇
同(運轉臺無)	四、四〇〇	四、八七〇

(イ) 本表販賣價格は別表一に定むる附屬品附の價格とす
(ロ) 製造業者販賣價格は賣主工場渡價格とす
(ハ) 販賣業者販賣價格は賣主店先渡價格とし販賣業者の所在地の區分に依り別表二に定むる額を本表販賣業者販賣價格に加算することを得るものとす

一 (運轉臺無) 及一八〇型ニッサン號貨物自動車シャシー (運轉臺附) の附屬品

尾燈兼停止灯	一箇
豫備タイヤ受	一箇
補助車軸ばね	一箇
空氣警報器	一箇
標板受金	一箇
前照燈 (遮光蓋を除く)	二箇
小道具	一式
内	譯
道具袋	一箇
ジャッキ	一箇
手動空氣ポンプ	一箇
注脂ポンプ	一箇
始動ハンドル	一箇
車輪スパナ及ハンドル	一箇
タイヤてこ	一箇
自在スパナ	一箇
自在齒鉗プライヤ	一箇
入鏈	一箇
わお廻	一箇
両口スパナ	一箇
後車輪軸受スパナ及ハンドル	一箇
點火栓兼シリンドラ蓋スパナ	一箇
油栓スパナ及ハンドル	一箇

二 風扇ベルト調整スパナ 圓形油差

(一) トヨタ號貨物自動車シャシー (運轉臺無) の附屬品

尾燈兼停止灯	一箇
豫備タイヤ受	一箇
補助車軸ばね	一箇
空氣警報器	一箇
標板受金	一箇
前照燈 (遮光蓋を除く)	二箇
小道具	一式
内	譯
道具袋	一箇
ジャッキ	一箇
手動空氣ポンプ	一箇
注脂ポンプ	一箇
始動ハンドル	一箇
車輪スパナ及ハンドル	一箇
タイヤてこ	一箇
自在スパナ	一箇
自在齒鉗 (プライヤ)	一箇
入鏈	一箇
わお廻	一箇
両口スパナ	一箇
後車輪軸受スパナ及ハンドル	一箇

別表一
點火栓スパナ 一箇
辨桿調整スパナ 一箇
制動機空氣抜きスパナ 一箇
空氣抜きゴムホース 一箇

販賣業者	一八〇型ニッサン號貨物自動車シャシー (運轉臺無)	一八〇型トヨタ號貨物自動車シャシー (運轉臺無)
所在地	一箇	一箇

所在地	一八〇型ニッサン號貨物自動車シャシー (運轉臺無)	一八〇型トヨタ號貨物自動車シャシー (運轉臺無)
北海道旭川市	三六〇〇	三六〇〇
同 道札幌市	三三〇〇	三三〇〇
同 青森縣青森市	一四八〇〇	一三六〇〇
岩手縣盛岡市	一三三〇〇	一三六〇〇
宮城縣仙台市	一三三〇〇	一三六〇〇
秋田縣秋田市	一三三〇〇	一三六〇〇
山形縣山形市	一三三〇〇	一三六〇〇
福島縣福島市	一三三〇〇	一三六〇〇
同 縣若松市	九七〇〇	九七〇〇
茨城縣水戸市	七五〇〇	八二〇〇
栃木縣宇都宮市	七五〇〇	八二〇〇
群馬縣前橋市	七五〇〇	八二〇〇
埼玉縣大宮市	一五〇〇〇	一五〇〇〇
千葉縣千葉市	一五〇〇〇	一五〇〇〇
東京都東京市	一五〇〇〇	一五〇〇〇

所在地	一八〇型ニッサン號貨物自動車シャシー (運轉臺無)	一八〇型トヨタ號貨物自動車シャシー (運轉臺無)
神奈川縣横濱市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
新潟縣新潟市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
富山縣富山市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
石川縣金澤市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
福井縣福井市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
山梨縣甲府市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
長野縣長野市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
岐阜縣岐阜市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
静岡県静岡市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
同 縣沼津市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
愛知縣名古屋	一三〇〇〇	一三〇〇〇
三重縣松本市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
同 縣津市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
滋賀縣大津市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
京都府京都市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
大阪府大阪市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
兵庫県神戸市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
奈良縣奈良市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
和歌山縣和歌山市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
鳥取縣鳥取市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
島根縣松江市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
岡山縣岡山市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
広島縣広島市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
山口縣山口市	一三〇〇〇	一三〇〇〇
小郡郡	一三〇〇〇	一三〇〇〇

トヨタ號貨物自動車運轉臺は先にニッサン號が五百圓 (製造業者販賣價格) と決つたので四月トヨタの製品についても左の通り決められたものである

製造業者販賣價格四三〇圓販賣業者販賣價格四七〇圓 (イ) 本表價格は賣主店先渡價格とす

三

いすゞ貨物自動車 車シャシー販賣 價格

三月二十四日ニッサン、トヨタの製品について公定價格の指定があつたので、四月二十五日價格形成中央委員會ではいすゞに對する公價を答申實施された。しかして同製品は從來陸軍にのみ供給してゐたので一般需要に對する公價がなかつたが、一般にも賣出すため公定價格を決めたもので、九・一八の停止價格はなく、海軍、鐵道向はいづれも百五十圓増のとなつてゐる。

いすゞTX四〇型貨物自動車シャシー(運轉無一〇ブライタイヤ三三×六時七本附)製造業者販賣價販賣業者販賣價六、一〇〇圓六、六〇〇圓
 (イ)本表價格は別表一に定むる附屬品附屬價格とす
 (ロ)製造業者販賣價格は賣主工場渡價格とす
 (ハ)販賣業者販賣價格は賣主店先渡價格とし販賣業者の所在地の區分に依り別表二

に定むる額を本表販賣業者販賣價格に加算することを得るものとす

- 前照燈(遮光蓋を除く)二個 尾燈兼停止燈一個 補助車體ばね二個 空氣機器一個 始動ハンドル一個 工具一式内譯 工具袋一個 ジャッキ(ハンドル共)一個 手動空氣ポンプ一個 注脂ポンプ一個 自在スパナ一個 自在齒(ブライヤ)一個 ネヂ廻し大小二個 配電器スパナ一個 弁杆調整スパナ大小二個 杆帽スパナ一個 點火栓及氣角頭スパナ一個 車輪スパナ及ハンドル一個 前車輪スパナ一個 後車輪スパナ一個 入鍵一個 タイヤてこ一個 前車輪ハブ抜一個 後車輪ハブ抜(當板共)一個 ハブ抜ボルト一個 圓形油差一個 制動空氣放スパナ一個 制動機空氣放 ゴム管(接手共)一個

販賣業者所在地	金額
北海道札幌市	二二四圓五〇
宮城縣仙台市	二二七・〇〇
東京府東京市	五・〇〇〇
新潟縣新潟市	一〇三・〇〇〇
石川縣金澤市	一一一・五〇
山梨縣甲府市	七四・五〇
長野縣長野市	九〇・五〇

同 縣松本市	八二・〇〇
靜岡縣清水市	六九・五〇
愛知縣名古屋市	九四・〇〇
同 縣豐橋市	八五・〇〇
京都府京都市	一一四・〇〇
大阪府大阪市	一一七・〇〇
岡山縣岡山市	一四〇・〇〇
廣島縣廣島市	一五七・五〇
愛媛縣松山市	一七〇・〇〇
福岡縣福岡市	一八九・〇〇

自動車用軸受販賣價格

自動車用軸受は三月二十四日にニッサントヨタの貨物自動車シャシーの公價が指定されたが、これから軸受の價格を調出すとニッサン用軸受は百九十一圓となり、またトヨタ用は百八十圓となる。しかし軸受メーカーは資材高を理由にニッサン用二百二十五圓、トヨタ用二百二十三圓を主張、この結果自動車メーカーと軸受メーカーと負擔を折半してニッサン二百十七圓、トヨタ二百一圓と決定、前者は停止價格の五分増上げ、後者は同一割上げとなつた。

自動車用軸受最高販賣價格

部品番號	製造業販賣價	販賣業販賣價
七〇一八三五	一圓七五	三圓三〇
七〇二〇五二	五・六五	六・七八
七〇三三一九	五・六六	六・七九
七〇三三二二	六・六六	七・九九
七〇三三三三	九・五六	一一・四七
七〇三三四八	八・三二	九・九七
七〇六〇二二	一・五〇	一・八〇
七〇六〇一三	二・一一	二・五三
七〇六〇一六	二・〇二	二・四二
八〇四〇一八	二・八四	三・四一
八〇四〇四五	一・二二	一・三・四六
八〇四〇四八	七・〇三	八・四四
八〇五〇二二	八・三〇	九・九六
八〇五二三七	一・四二	一・六・九四

三、(イ)製造業者販賣價格は賣主最寄驛貨車乘渡價格とす
 但し朝鮮、臺灣、樺太、關東州、滿洲及び支那向のものに在りては賣主最寄港本船乘渡價格とす
 (ロ)販賣業者販賣價格は賣主店先渡價格とし、包装費及び荷造費を含むものとす、但し賣主所在市町村内の買主に販賣する場

合に於ては賣主店先渡價格とす

貨物自動車車體 最高販賣價格

貨物自動車車體(ボディ)の最高販賣價格は昭和十六年六月二十八日商工省告示第五百五十七號を以て指定された。貨物自動車車體は從來各府縣の取締が區々で統一がなく、資材の有効利用及び有事の際に於ける軍機發上の見地から甚しく不利不便である爲、速に之を統一することを緊要と認め、昨年六月以來商工、陸軍、鐵道、内務の各關係官及び當業者間に於て研究中の處、昨年末に至り、車體の構造を统一的に依り一定し五種類の標準型を制定すると共に商工省機械局長、内務省警備局長、陸軍省兵器局長及び鐵道省監督局長の連名を以て各地方長官(東京府は警視總監)宛に「貨物自動車用荷臺の構造統一に關する件」といふ通牒を發して全國の規格を統一し本年四月以降製作のものは、總て此の標準型に依るべきことと定めたのである。此の新しい制定をみた標準規格は、車體の長幅、高、鳥居の構造等を規定するに止まらず

・使用木材の品質、種別を一定し、從來廣く用ひられて居た櫻、松、杉等の軟木、雜木類の使用を一切禁止し、檜、ブナ、鹽竈、ラワン、アビトン等の堅木を使用しなければならぬこととしたのである。

價格の制定に當つては、主要材料の入手價格、工資及び技術の水準に付て詳細調査研究の上、全國を六地區に分けて最高販賣價格を指定したのである。即ち、主要材料たる木材の入手價格は、山元に近接せる地區と、然らざる都市とでは運賃の關係上、相當の懸隔があり、北海道及び東北地方の如きは此の點に於て全國中最低のコストを以て製作し得る實情に在るのである。又工資は、地方に於ても最近は相當の昂騰を見て居るが、實金指數其の他の點よりみて、中央に比し若干低位に在ることは否定し得ない。次に技術の水準の點であるが、標準規格に依つて材種を一定して、木取に付ては規定してゐないから此の歩留の點からも、更に又、乾燥の度合に付ては、製品に付て一々之を檢查することは事實上不可能である關係上、之亦何等の規定を設けてゐない爲、地方の大多數の製作者の如く、天然乾燥のみに依るものと、京濱間に於ける若干のメーカーの如く、自然乾燥を行つた上

價格

に乾燥室の設備に依る人工乾燥を施し、入念の加工を爲すものとのコストの相違、其の他製作技術の優秀に依る耐久力の相違等の點を綜合すると、地方は概して中央に劣り、従つて従來の停止價格も地方は一般に低位に在つたのである。

今回の公定價格を従來の停止價格と比較することは、新規格のものが従來のものに比し諸種の點に於て相違してゐるため適當ではないが、木材其の他材料費の値上り、新規格に依る車體の耐久力、積載力の向上等の理由に依り、相當の値上りとなつてゐる。

價格の建方は製造業者販賣價格と販賣業者販賣價格との二本建となつてゐるが此處に謂ふ製造業者とはニッサン及びトヨタの兩自動車製造業者を、販賣業者とは兩者の販賣會社又は販賣店を指すのであつて、之は鐵鋼配給統制規則の規定に依り、鐵鋼材は直接ニッサン、トヨタ兩自動車製造業者に配給され、之が賣買の形式に依る讓渡を許さざる關係上、車體製造業者に下請せしめる形式をとり、完成せる製品を更に下請業者より買取る形態を取らざるを得ない結果である。

たのであるが、之は口錢といふより寧ろ販賣の爲に要する實費に該當するものであつて、此の内譯を詳述すると假番號借用料及び運轉者日當を含む車體架裝工場への搬出入費を始め、シャシー價格に該當する四、五千圓の資金を架裝期間中固定せしめる爲に要する金利架裝中の火災保險及び運轉中の陸送保險料等車體架裝の爲の直接經費であつて販賣業者の利益とみるべきものは含まれてゐない。之は販賣業者は既にシャシー運轉臺に於て一〇%の口錢を得て居るので、車體に於ては實費のみを加算して販賣せしめることとしたのである。

第一種	製造業者最高販賣價格	五三〇圓	販賣業者最高販賣價格	五七五圓
第二種	製造業者最高販賣價格	五五〇圓	販賣業者最高販賣價格	五八五圓
第三種	製造業者最高販賣價格	五九〇圓	販賣業者最高販賣價格	六三五圓
第四種	製造業者最高販賣價格	六八〇圓	販賣業者最高販賣價格	七三〇圓
第五種	製造業者最高販賣價格	四二〇圓	販賣業者最高販賣價格	四五〇圓

一、東京府、神奈川縣及埼玉縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體（單位一臺）

二、大阪府、京都府、兵庫縣、滋賀縣、和歌山縣及奈良縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體

三、千縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、山梨縣、新潟縣、長野縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、香川縣、徳島縣、愛媛縣及高知縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體（單位一臺）

第五種 四一〇 四四〇

四、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、熊本縣、鹿耳島縣、宮崎縣及沖繩縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體（單位一臺）

第一種	製造業者最高販賣價格	五二五圓	販賣業者最高販賣價格	五五五圓
第二種	製造業者最高販賣價格	五二五圓	販賣業者最高販賣價格	五五五圓
第三種	製造業者最高販賣價格	五七〇圓	販賣業者最高販賣價格	六一五圓
第四種	製造業者最高販賣價格	六五五圓	販賣業者最高販賣價格	七〇五圓
第五種	製造業者最高販賣價格	四一〇圓	販賣業者最高販賣價格	四四〇圓

五、愛知縣、岐阜縣、靜岡縣、三重縣、富山縣、石川縣及福井縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體（單位一臺）

第一種	製造業者最高販賣價格	五一〇圓	販賣業者最高販賣價格	五五〇圓
第二種	製造業者最高販賣價格	五二〇圓	販賣業者最高販賣價格	五六〇圓
第三種	製造業者最高販賣價格	五六五圓	販賣業者最高販賣價格	六一〇圓
第四種	製造業者最高販賣價格	六五〇圓	販賣業者最高販賣價格	七〇〇圓
第五種	製造業者最高販賣價格	四〇〇圓	販賣業者最高販賣價格	四三〇圓

六、北海道、青森縣、宮城縣、岩手縣、福島縣、山形縣及秋田縣所在の車體架裝工場に於て架裝せる車體（單位一臺）

價格

第一種	製造業者最高販賣價格	五〇五圓	販賣業者最高販賣價格	五四五圓
第二種	製造業者最高販賣價格	五一一圓	販賣業者最高販賣價格	五五五圓
第三種	製造業者最高販賣價格	五五五圓	販賣業者最高販賣價格	六〇〇圓
第四種	製造業者最高販賣價格	六四〇圓	販賣業者最高販賣價格	六九〇圓
第五種	製造業者最高販賣價格	四〇〇圓	販賣業者最高販賣價格	四三〇圓

七、(イ)車體の使用木材ハナラ、タモ、シホヂ、ケヤキ、タブ、カシ、ブナ、ラワン、アビトン又はカポールトス

(ロ)種別の区分は昭和十五年十二月二十日一五機局第六四八七號商工省機械局長、内務省警保局長、陸軍省兵器局長及鐵道省監警局長より各地方長官（東京府は警視總監）宛の通牒の定むる所に依るものとす

(ハ)製造業者最高販賣價格及販賣業者最高販賣價格は架裝工場渡價格とす

自動車用タイヤ

バルブ販賣價格

自動車用タイヤバルブの公定價格は十六年一月十一日商工省告示第二號を以て指定されたがタイヤバルブの主原料は黃銅棒であつて黃銅棒の配合率は電氣銅六割、電氣亜鉛四割

而して昭和十四年末以來前者は二割六分、後者は一割三分の値上りを見て居る爲、ロスを一割と見て黃銅の値上り率は二割四分となつて居る其の結果、製造業者の採算状態は非常に不良となつて居るので、原料の昂騰のみを認めることとなり、全需要の大部分を占める貨物車用標準バルブ六九號、同一四號、乗用車用標準バルブ八六號及び小型自動車用標準バルブ九號の四種に於て公定價格を設定することとなつたのである。此の公定價格を九・一八價格と比較すると、製造業者販賣價格に於て六九號約七分、一四號約二分、八六號約九分九號約八分の夫々値上りとなつて居る（單位一圓）

第一種	製造業者最高販賣價格	五二〇圓	販賣業者最高販賣價格	五六〇圓
第二種	製造業者最高販賣價格	五三〇圓	販賣業者最高販賣價格	五七〇圓
第三種	製造業者最高販賣價格	五七五圓	販賣業者最高販賣價格	六一〇圓
第四種	製造業者最高販賣價格	六六〇圓	販賣業者最高販賣價格	七一〇圓

錢貨物車用標準バルブ六九號 六〇錢 六六錢
同 四一號 六〇 六六
乗用車用標準バルブ八六號 五〇 五五
小型自動車用標準バルブ九號 三五 三九

價格

自動車用、自動三輪
車用自動二輪車用蓄
電池公價

十六年四月二十一日開催の第二十一回金屬
品部會の答申に基き、今回各種自動車用蓄電
池の公定價格が制定せられ、之を従来の價格
に比較すると材料費の關係から約六分の値上
りとなつてゐる。即ち蓄電池の主原料たる鉛
及びアンチモン、特に鉛が一〇〇所當り三千
七圓から四十九圓に値上りをした結果従来の
價格を以てしては採算不可能となつた爲、従
來の基準價格(大口で且支拂條件の有利な需
要者に對する格安の價格)に材料費の値上り
分だけを加算した額を以て公定價格としたの
であつて、基準價格に對しては前述の如く約
六分の値上りとなつてゐるが従来の最高價格
と比較するときは相當の値下りとなつてゐる
わけである。
蓄電池は乾電池と異り、充電しなければ使
用することが出来ないものであるから、各種別
毎に充電料を制定し、蓄電池を充電して販賣
する場合は此の充電料を加算し得ることとし
た。而して今回制定せられた充電料は全種別

を通し、大阪府の協定價格に比し二十錢安と
なつてゐる。
又販賣口銭は卸七分、小賣二割で、小賣業
者の利潤が比較的高率となつてゐるのは、賣
主所在同一市町村内の買主までの運賃を含み
且自動車への取付に要する料金をも含んでゐ
るからである。
各種自動車用蓄電池の公定價格に關しては
五月十四日商工省告示第四百三十二號を以て
公布せられたが、右告示は紙面の都合上之が
掲載を省略する。

愛知縣中古自動
車公定價格

愛知縣の中古自動車公定價格はその設定に
當つて大阪府中古自動車公定價格に準じたと
云はれるだけに内容に亘つては大阪のそれと
ほんの一部分差額があるのみで、他は全部同
額である。大阪府の公定價格は此處に割愛す
ることとする。

(車種) (年式) (實需家同一車
最高販賣價格)
(フォード) 一九三三 九〇〇圓
トラック

Table with columns for vehicle type (e.g., 乗用車, トラック), year (e.g., 一九三三), and price (e.g., 九〇〇圓).

Table with columns for vehicle type (e.g., トラック, 乗用車), year (e.g., 一九三三), and price (e.g., 八〇〇).

Table with columns for vehicle type (e.g., トラック, 乗用車), year (e.g., 一九三三), and price (e.g., 九〇〇).

Table with columns for vehicle type (e.g., 乗用車, トラック), year (e.g., 一九三三), and price (e.g., 九〇〇).

車種	型式	価格
トラック	同	一九三三
同	同	一九三四
同	同	一九三五
同	同	一九三六
同	同	一九三七
同	同	一九三八
同	同	一九三九
同	同	一九四〇
同	同	一九四一
同	同	一九四二
同	同	一九四三
同	同	一九四四
同	同	一九四五
同	同	一九四六
同	同	一九四七
同	同	一九四八
同	同	一九四九
同	同	一九五〇
同	同	一九五一
同	同	一九五二
同	同	一九五三
同	同	一九五四
同	同	一九五五
同	同	一九五六
同	同	一九五七
同	同	一九五八
同	同	一九五九
同	同	一九六〇
同	同	一九六一
同	同	一九六二
同	同	一九六三
同	同	一九六四
同	同	一九六五
同	同	一九六六
同	同	一九六七
同	同	一九六八
同	同	一九六九
同	同	一九七〇
同	同	一九七一
同	同	一九七二
同	同	一九七三
同	同	一九七四
同	同	一九七五
同	同	一九七六
同	同	一九七七
同	同	一九七八
同	同	一九七九
同	同	一九八〇
同	同	一九八一
同	同	一九八二
同	同	一九八三
同	同	一九八四
同	同	一九八五
同	同	一九八六
同	同	一九八七
同	同	一九八八
同	同	一九八九
同	同	一九九〇
同	同	一九九一
同	同	一九九二
同	同	一九九三
同	同	一九九四
同	同	一九九五
同	同	一九九六
同	同	一九九七
同	同	一九九八
同	同	一九九九
同	同	二〇〇〇

車種	型式	価格
同	同	一九三七
同	同	一九三六
同	同	一九三五
同	同	一九三六
同	同	一九三七
同	同	一九三八
同	同	一九三九
同	同	一九四〇
同	同	一九四一
同	同	一九四二
同	同	一九四三
同	同	一九四四
同	同	一九四五
同	同	一九四六
同	同	一九四七
同	同	一九四八
同	同	一九四九
同	同	一九五〇
同	同	一九五一
同	同	一九五二
同	同	一九五三
同	同	一九五四
同	同	一九五五
同	同	一九五六
同	同	一九五七
同	同	一九五八
同	同	一九五九
同	同	一九六〇
同	同	一九六一
同	同	一九六二
同	同	一九六三
同	同	一九六四
同	同	一九六五
同	同	一九六六
同	同	一九六七
同	同	一九六八
同	同	一九六九
同	同	一九七〇
同	同	一九七一
同	同	一九七二
同	同	一九七三
同	同	一九七四
同	同	一九七五
同	同	一九七六
同	同	一九七七
同	同	一九七八
同	同	一九七九
同	同	一九八〇
同	同	一九八一
同	同	一九八二
同	同	一九八三
同	同	一九八四
同	同	一九八五
同	同	一九八六
同	同	一九八七
同	同	一九八八
同	同	一九八九
同	同	一九九〇
同	同	一九九一
同	同	一九九二
同	同	一九九三
同	同	一九九四
同	同	一九九五
同	同	一九九六
同	同	一九九七
同	同	一九九八
同	同	一九九九
同	同	二〇〇〇

東京府中古自動車協定価格

但し愛知縣車輛検査の合格品たること

東京府では従って東京府中古自動車の協定価格を設定するため本年一月以来東京府中古自動車、部分品販賣商組、東京中央解體自動車商組より提出された協定原案、を大阪府協定その他と脱み合せ慎重査定を續けて来たが約十ヶ月餘を経過した十月漸く全面的に検討を終了したので二十二日府公報をもつてこれを告示、即日實施した、即ち右は約六百餘種の銘柄別中古車に對し九、一八停止價格をオ一パーせず且つ關東、關西地方一律に均衡のとれたしかも低物價政策に即應し得る協價を設定したものでこれが決定する迄はその間府の相當苦心が拂はれたがこれによつて業者の市販開始はいよゝ活潑となりその他關係方面に對しても少からず好影響を及ぼすに至つた譯である尙ほ此の協定價格は物價統制上東京府が必要ありと認めたる時は認可を取消すことあるべし、本認可價格は組合事務所に掲記すべしと云ふ條件が附されてゐる。

二九三	二九二	二九一	二九〇	二八九	二八八	二八七	二八六	二八五	二八四	二八三	二八二	二八一	二八〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	一九四〇	同	同	一九三九	同	同	同	一九三六	同	同	一九三七	同	
ンダ ステート コマ	ヤ ンビ オ ン ス テ ー ト コ マ	カ ス ト ム チ ヤ	シ デ ン ト	ク ル ー ジ ン グ ト	ル ー ジ ン グ ト	コ マ ン ダ ー ク	ス テ ー ト コ マ ン ダ ー	ク ル ー ジ ン グ ト	ス テ ー ト コ マ ン ダ ー	シ デ ン ト	コ マ ン ダ ー ク	ル ー ジ ン グ ト	ス テ ー ト コ マ ン ダ ー	グ ク ル ー ジ ン グ ト
一 一 九	同	一 一 〇	同	一 一 二	一 一 六	同	一 一 二	一 一 二	同	一 一 六	一 一 五	一 一 六	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	六	同	八	六	同	八	同	六	同	八	六	同	
二 六	同	二	同	三	二	同	三	同	二	同	三	二	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
一 五	一 三	一 三	一 六	一 四	一 三	一 一	九	九	八	七	六	六	六	
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

二五

二七九	二七八	二七七	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一	二七〇	二六九	二六八	二六七	二六六	二六五	二六四	二六三	二六二	二六一	二六〇	二五九	二五八	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	一九三六	同	同	一九三五	同	同	一九三四	同	一九三三	一九三〇	一九二九	一九二八	同	同	一九二七	同	同	一九二六	同	同	同
カ ス ト ム	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	五	四	四	四	四	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

二四